

令和4年度

(2022年度)

吹田市包括外部監査結果報告書の公表

令和5年2月

吹田市監査委員



令和5年1月31日

吹田市監査委員 橋本 敏子 様
吹田市監査委員 谷 義孝 様
吹田市監査委員 山本 力 様
吹田市監査委員 橋本 潤 様

吹田市包括外部監査人
小 室 将 雄

包括外部監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査を実施したので、その結果を同法第252条の37第5項、第252条の38第2項の規定に基づき別冊のとおり提出します。

令和4年度包括外部監査結果報告書

「指定管理者制度の運用に関する事務の執行について」

令和5年1月31日

吹田市包括外部監査人

公認会計士 小室 将雄

目次

第1 包括外部監査の概要	1
【1】 外部監査の種類	1
【2】 選定した特定の事件（テーマ）	1
【3】 特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
【4】 外部監査の方法	2
【5】 外部監査の実施時期	3
【6】 外部監査人の補助者の資格と名称	3
【7】 監査の結果及び意見の区分	4
【8】 利害関係	4
第2 吹田市指定管理者制度の概要	5
【1】 指定管理者制度の概要	5
【2】 吹田市の指定管理者制度の概要	5
【3】 監査対象とした指定管理者施設	21
第3 監査の結果及び意見の総括	23
【1】 総括意見	23
【2】 監査の結果及び意見の一覧表	30
第4 監査の結果及び意見(共通事項)	36
【1】 指定管理者の募集方法について	36
【2】 指定管理者の応募資格の見直しについて	39
【3】 自主事業に関する計画と実績報告について	41
【4】 自主事業に関する赤字について	43
【5】 管理業務、自主事業の区分について	44
【6】 総合評価シートについて	46
第5 監査の結果及び意見(各論)	58
【1】 岸部市民センター、【2】 豊一市民センター、【3】 千里丘市民センター、 【4】 山田ふれあい文化センター	58
【5】 吹田市津雲台市民ホール、【6】 吹田市高野台市民ホール、 【7】 吹田市佐竹台市民ホール、【8】 吹田市桃山台市民ホール、 【9】 吹田市青山台市民ホール、【10】 吹田市藤白台市民ホール、 【11】 吹田市古江台市民ホール、【12】 吹田市竹見台市民ホール	65
【13】 内本町コミュニティセンター、【14】 亥の子谷コミュニティセンター、 【15】 千一コミュニティセンター、【16】 千里山コミュニティセンター	76
【17】 市民公益活動センター	83
【18】 勤労者会館	85

【19】吹田市文化会館.....	90
【20】吹田歴史文化まちづくりセンター.....	96
【21】南山田市民ギャラリー.....	99
【22】片山市民プール、【23】北千里市民プール.....	101
【24】中の島スポーツグラウンド、【25】桃山台スポーツグラウンド、	
【26】山田スポーツグラウンド、【27】南正雀スポーツグラウンド、	
【28】高野台スポーツグラウンド.....	104
【29】片山市民体育館、【30】北千里市民体育館、【31】山田市民体育館、.....	107
【32】南吹田市民体育館、【33】目俣市民体育館.....	107
【34】武道館.....	115
【35】総合運動場.....	117
【36】市立吹田サッカースタジアム.....	119
【37】千里山竹園児童センター.....	124
【38】北千里児童センター、【54】吹田市北千里地区公民館、【57】北千里図書館.....	128
【39】高齢者いこいの家.....	130
【40】高齢者生きがい活動センター.....	133
【41～44】老人デイサービスセンター.....	137
【41】内本町デイサービスセンター.....	143
【42】亥の子谷デイサービスセンター.....	145
【43】千里山西デイサービスセンター.....	147
【44】藤白台デイサービスセンター.....	148
【45】岸部中グループホーム.....	151
【46】吹田市介護老人保健施設.....	154
【47】吹田市健都レールサイド公園、【55】健都ライブラリー.....	157
【48】吹田市資源リサイクルセンター.....	162
【49】やすらぎ苑.....	165
【50】吹田市営住宅（24住宅）.....	167
【51】桃山公園、【52】江坂公園、【56】江坂図書館.....	169
【53】吹田市花とみどりの情報センター.....	172
【58】吹田市自然体験交流センター.....	175
【59】子育て青少年拠点夢つながり未来館 青少年活動サポートプラザ.....	179
【60】自然の家.....	181
第6 結びにかえて.....	185

第1 包括外部監査の概要

【1】 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

【2】 選定した特定の事件（テーマ）

1. 包括外部監査対象

指定管理者制度の運用に関する事務の執行について

2. 包括外部監査対象期間

令和3年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

ただし、必要に応じて過年度及び令和4年度の一部についても監査対象とした。

【3】 特定の事件（テーマ）を選定した理由

市では、平成15年9月に指定管理者制度を導入して以降、公共施設の管理において、多様化する住民ニーズに効果的かつ効率的に対応することを目的に、令和3年度では53施設、令和4年4月1日時点では76施設について指定管理者制度が導入され、その対象範囲は拡大している。

指定管理者制度全体の円滑な運用のため、市では「指定管理者制度についての運用指針」、「吹田市指定管理者公募マニュアル」、「吹田市指定管理者制度導入施設に係るモニタリング・評価実施方針」を制定し、必要に応じて改正が行われているが、公共施設を取り巻く昨今の状況や新型コロナウイルス感染症の影響等により、各施設では平時とは異なる対応が行われていることも考えられる。

一方、市全体では、「吹田市公共施設等総合管理計画 2022-2051」において、今後、少子高齢化が進み、社会保障費の増大等が見込まれ、市税収入の減収が見込まれる中で、公共施設の多くは昭和30～50年代にかけて建設され、施設の長寿命化や更新等に取り組まなければならない時期に来ており、限られた予算のもとで効果的かつ効率的に管理運営を行うため、財務(財源確保)、供給(市民ニーズへの対応)、品質(施設機能の維持・向上)の視点から、各種課題への対応が必要とされている。

指定管理者制度導入から15年以上経過しており、かつ令和4年度から対象施設が23施設も増加していることから、これまでの市における取組を調査し、環境変化に適切に指定管理者制度の運用に関する事務の執行やその事業管理が、関係法令等に準拠しているか、経済性、有効性、公平性、安全性が確保されているかを、第三者である外部監査人の立場から、客観的・全庁横断的に監査を実施することは有用であると考え、監査テーマ(特定の事件)として選定した。

【4】外部監査の方法

1. 監査の視点

各項目別の監査の視点は次のとおりである。

項目	監査の視点
合規性	<ul style="list-style-type: none">● 指定管理業務は法令や条例、要綱・要領等に準拠して適切に行われているか。● 指定管理業務に関する協定が締結されているか。適正な報告がなされ、確認が行われているか。
公益性	<ul style="list-style-type: none">● 指定管理者制度導入について、公益上の必要性が認められるか。
有効性	<ul style="list-style-type: none">● 指定管理者制度導入対象施設は施設の目的を達成しているか。● 指定管理業務について期待した効果が得られているか。● 指定管理業務に関する効果測定が行われ、必要な見直し等が行われているか。● 指定管理者制度を導入していない公の施設について、今後の導入検討等が行われているか。
公平性	<ul style="list-style-type: none">● 指定管理者の選定手続は公平かつ適切に実施されているか。● 指定管理業務は市民利用の公平性を確保して行われているか。
経済性 効率性	<ul style="list-style-type: none">● 指定管理業務は、施設の性質に応じて、経済的、効率的に行われているか。● 指定管理者の収支状況は、収支計画と大きく乖離しておらず、また年間の状況を適切に反映したものとなっているか。
説明責任	<ul style="list-style-type: none">● 指定管理業務について適切に情報開示が行われているか。● 市民の理解を得られるものとなっているか。

2. 実施した監査手続

①指定管理業務に関連する法令や条例、要綱・要領等の確認

②関連資料の閲覧と分析

指定管理業務に関連する資料提出を求め、閲覧、分析を行った。閲覧対象とした主な資料は以下のとおりである。

【閲覧対象とした主な資料】

- 指定管理者制度についての運用指針
- 吹田市指定管理者公募マニュアル
- 吹田市指定管理者制度導入施設に係るモニタリング・評価実施方針
- 公募に係る資料（募集要項等）
- 選定に係る資料（選定基準、選定委員会資料及び議事録等）
- 指定管理料の決定承認の履歴が分かる書類（審査書類、調書等）

- 協定の締結に係る資料（基本協定書、年度協定書、仕様書等）
- 事業計画書及び収支計画書
- 貸与備品に係る資料（管理台帳、廃棄申請書等）
- 再委託に係る資料
（申請書、再委託先からの暴力団関係者でないことの宣誓書等）
- 自主事業に係る資料（申請書、収支報告書等）
- 業務の履行に係る資料（月次報告書、事業報告書、収支報告書等）
- 実績審査の過程及び結果の承認履歴が分かる書類
（審査書類、現地調査調書等）
- モニタリングに係る資料
（モニタリング・評価シート、総合評価シート、第三者モニタリング・評価シート）

③担当部署、関連部署へのヒアリングの実施

④現地視察

【5】外部監査の実施時期

令和4年4月1日から令和5年1月31日まで

【6】外部監査人の補助者の資格と名称

公認会計士	瀨瀨和雅
公認会計士	常峰和子
公認会計士	刀禰 明
公認会計士	浅沼由希子
公認会計士	熊谷 良
公認会計士	中居紅美
公認会計士	宮崎和也
	徳山弘人
	二川彩月

【7】 監査の結果及び意見の区分

本報告書での指摘の取扱いは、監査の「結果」と「意見」、「参考意見」に区分している。

監査の「結果」(地方自治法第 252 条の 37 第 5 項)とは、「事務の執行」における合規性(適法性と正当性)の観点から是正・改善を求めるものである。

監査の「意見」(地方自治法第 252 条の 38 第 2 項)とは、監査の「結果」には該当しないが、合規性や経済性、効率性、有効性の観点から見て、不合理な事項等を発見した場合に、市の組織及び運営の合理化に資するために述べる見解のことである。

「参考意見」は、合規性や経済性、効率性、有効性の観点から見て、明らかに不合理とまでは言えないが、今後の市の組織及び運営の合理化に資するために参考になると監査人が考えた事項について記載したものである。

【8】 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 に規定する利害関係はない。

なお、本報告書に記載した数値については、基本的には表示単位未満を切り捨てているが、入手した資料によっては四捨五入しているものをそのまま表記しているものもある。したがって、表中の金額の合計と内訳が一致しない場合がある。

第2 吹田市指定管理者制度の概要

【1】指定管理者制度の概要

1. 公の施設の意義

公の施設とは、地方自治法第244条第1項において、「住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設」とされており、一般的な例としては、体育施設、教育文化施設、社会福祉施設等が挙げられる。

2. 指定管理者制度の意義

指定管理者制度は、地方自治法第244条の2第3項において、「普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。」とされており、公の施設の管理に民間のノウハウを生かし住民サービスの向上や経費の節減等を図ることを目的に創設された制度である。

公の施設の管理は、平成15年9月までは、①地方公共団体が直営で行うか、②地方公共団体が出資団体等に管理を委ねる管理委託制度のいずれかにより行われていたが、平成15年9月の地方自治法一部改正により管理委託制度から指定管理者制度に移行することになった。

【2】吹田市の指定管理者制度の概要

1. 吹田市の指定管理者制度の導入と運用

市では平成16年7月以降、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため、指定管理者制度の導入に取り組んでいる。

そして、公の施設の適切な管理運営や、より効果的な施設の設置目的の実現を図るために、「指定管理者制度についての運用指針(制定 平成17年1月12日、最近改正 令和2年8月26日)」(以下、「運用指針」という。)を策定し、基本的な考え方を整理している。運用指針に定める事項を基本として、「吹田市指定管理者公募マニュアル(制定 平成20年6月24日、最近改正 令和3年4月1日)」(以下、「公募マニュアル」という。)を策定し、指定管理者を公募する際の事務全般に関して市として統一して処理すべき事項等について定めている。

さらに、「吹田市指定管理者制度導入施設に係るモニタリング・評価実施方針(制定 平成23年9月1日、最近改正 令和3年4月1日)」(以下、「モニタリング・評価実施方針」という。)を策定し、指定管理者による管理運営状況について、モニタリング・評価に関する基本的な事項及び標準的な手法を定め、全庁的に統一したモニタリング・評価を実施している。

2. 吹田市の指定管理者制度の運用指針の概要

市では、指定管理者制度の運用について、「運用指針」における考え方を基本として行っており、以下の手続を経て指定管理者の選定や事業実施並びに評価を行うこととしている。

①指定管理者の募集

指定管理者の募集に当たっては、原則公募により、公募のための情報提供は市報や市ホームページ等を用い、適切に行うこととしている。ただし、以下の場合には非公募による指定管理者の選定を行うことができるとしている。

＜非公募による指定管理者の選定を行うことができる場合＞

- 地域住民のコミュニティ活動等の基盤施設において、地域住民により施設の管理を行うことを目的とした団体が組織され、管理運営が行われる場合
- 市が公の施設の設置目的を効果的に達成するために設立した外郭団体による管理運営が行われる場合
- その他合理的な理由がある場合

②公募時の明示事項

指定管理者の公募時においては、以下の事項を明示することを定めている。

＜公募時の明示事項＞

- 施設の名称
- 施設の概要
- 管理業務の範囲及び具体的内容
- 指定期間
- 管理経費（指定管理料又は利用料金の別）
- 応募の資格
- リスク分担
- 提出書類に関する事項
- 応募の手続
- 選定の方法
- その他市長が必要と認める事項

③指定管理者の選定

指定管理者の選定については、指定管理者候補者選定委員会を設置することとし、以下の選定基準に照らして最も適切な管理を行うことができると認められる者を総合的に判断して選定することとされている。なお、非公募の場合においても同様の視点から手続を行うことと定められている。

<選定基準>

- 市民の平等な利用が確保されること
- 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること
- 事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営規模及び能力を有しているか、又は確保できる見込みのあること
- 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること
- 団体の所在地が市内であること、また、市内で施設の設置目的に関連した事業等の実績があること
- その他市長が施設の性質又は目的に応じて別に定める基準

④協定の締結及び指定期間

指定管理者選定後、以下の事項について定めた協定の締結を行うこととする。また、指定期間は原則 5 年とするが、合理的な理由がある場合においては当該期間を超える期間を設定することができる。とされている。

<協定書に定める事項>

- 指定期間に関する事項
- 管理業務の内容に関する事項
- 使用（利用）の許可に関する事項
- 利用料金制を適用する場合は利用料金に関する事項
- 本市が支払うべき経費に関する事項
- 個人情報の保護に関する事項
- 事業報告に関する事項
- 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- その他市長が必要と認める事項

⑤利用料金制

利用料金制とは、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項の規定に基づき、指定管理者が公の施設の利用に係る料金を自らの収入とする方式のことである。利用料金制については、施設の性格、目的等から総合的に判断して、効率的かつ効果的な管理が図られると認められる場合は、導入することとしている。

⑥自主事業

指定管理者は、施設の効用を高め、かつ管理業務の実施を妨げない範囲で、指定管理者の責任と費用において自主事業を行うことができ、その実施に当たっては、市の承認を得るものとする。

なお、過度な自主事業の実施により、市民の使用を妨げる等、市民に不利益を与えることのないよう留意することが求められている。

⑦モニタリングの実施

指定管理者による適正な運営を確保するため、毎年度終了時に所管室課によるモニタリングを実施することとしている。また、指定管理期間の2年目及び4年目については第3者によるモニタリングを実施することとしている。

3. 吹田市指定管理者公募マニュアルの概要

市では、運用指針に定める事項を基本として、指定管理者を公募する際の事務全般に関して統一して処理すべき事項等について、次のとおり定めている。

①公募の単位

指定管理者の公募単位は、原則として公の施設ごととしている。ただし、市民サービスの向上、経費の節減等の観点から効果的かつ効率的な管理運営が図られる場合、又は、単一施設の公募では参入メリットが乏しく応募(申請)者が見込まれない場合には、複数施設を一括して公募することができるものとしている。

②応募(申請)資格

応募(申請)資格は、次のものを基本として施設の設置目的や特性に応じて施設ごとに定めることとしている。応募(申請)資格を定める場合は、不当に応募(申請)者を限定することにならないよう必要最小限のものとするよう留意することとされている。

<応募(申請)資格>

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">ア. 団体であること(法律上、個人は指定管理者になることはできない)イ. 団体又はその代表者が次に該当しないこと<ul style="list-style-type: none">(ア) 法律行為を行う能力を有しない者(イ) 破産者で復権を得ない者(ウ) 地方自治法施行令第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者(エ) 会社更生法又は民事再生法に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者について、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていない者(オ) 本市から指名停止措置を受けている者(カ) 国税及び地方税を滞納している者(キ) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがあり、その処分の日から2年を経過しない者 |
|--|

(ク) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員又はその密接関係者

(ケ) 吹田市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例に規定する不当要求行為等を行ったことがある者

ウ. ア及びイに規定するもののほか、必要な応募（申請）資格の要件は、対象施設等の状況等に応じて募集要項で定めるものとする。

エ. 参加者は、指定管理者候補者決定までの間に、上記ア、イ、ウに定める応募（申請）資格の要件を満たさなくなった場合は、その応募（申請）資格を失うものとする。

③公募の周知方法及び募集期間

公募について、スケジュールを含め、市報や市ホームページへの掲載等適切な方法により周知に努めることとしている。公募スケジュールについては、新たに応募（申請）しようとする団体に十分な準備期間を確保する必要があることから、可能な限り早期に確定し、公表に努めるものとしている。

参加表明の受付期限は、公募を開始した日（以下「公募日」という。）から原則として14日以降の日、応募（申請）に係る書類等の提出期限は、公募日から原則として1か月以降の日としている。

④募集要項

募集要項は所管室課が案を作成し、選定委員会の承認を経て公表する。また、応募（申請）者が施設の状況を十分に把握し、参入の検討をしやすいするため、募集要項の公表後、必要に応じて説明会（現地見学会を含む）を開催することとしている。

⑤指定管理者の選定

(1) 選定基準

所管室課は各施設の設置目的・事情等に応じ、次の項目を基本とする選定基準を設定し、具体的な評価項目及び配点の設定を行うこととし、その際、管理運営の質を確保する観点から、指定管理者候補者に求められる最低限必要な点数として、最低基準点を設けることとしている。

〔例〕 配点〇〇満点中、合計6割以上 等

選定基準、評価項目及び配点は、指定管理者候補者選定委員会に諮り、承認を得るものとする。

(2) 選定委員会

原則として、指定管理者に管理を行わせようとする施設ごとに附属機関として指定管理者候補者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置することとしている。なお、複数施設の一括公募を行う場合は、合同の委員会を開催することができる。

(3) 選定方法

委員会は、選定基準に基づき応募(申請)者からの事業計画書等を総合的に検討し、あらかじめ設定した評価項目について点数化することで、最も適当であると認められる内容の応募(申請)を行った団体を指定管理者候補者として選定する。応募(申請)者が1者である場合も、募集要項等に従い、選定を行うものとしている。

(4) 選定結果の通知・公表

選定結果の通知は、全ての応募(申請)者に対して、選定結果通知書により通知するものとし、候補者として決定されなかった応募(申請)者は、その理由について通知日の翌日から起算して7日以内に所管室課等に説明を求められるものとしている。

また、選定手続の透明性の確保や市民への説明責任を果たすため、選定結果の通知を行ったときは、選定内容の概要を担当室課、行政資料閲覧コーナー及び市ホームページにおいて公表している。ただし、公表により応募(申請)者の権利等を侵害するおそれのある事項は公表していない。

4. モニタリング・評価実施方針の概要

市では、指定管理者の管理運営上の問題点や課題を日常的、継続的に把握し、業務やサービスの改善につなげることを目的として、指定管理者による管理運営業務が基本協定書等に従い、適正かつ確実に実施されているかを確認するとともに、指定管理者が安定的、継続的にサービスを提供することが可能であるかをモニタリング・評価している。

モニタリング・評価の結果に基づき、指定管理者の業務が適正に行われていないと判断した場合には、改善を求める指導又は指示を行うものとしている。なお、市は改善に相当の期間を要する等の理由により計画的に改善を進める必要があると認められる場合は、改善計画書の提出を求めることとされている。

市は、指定管理者が改善指示に従わないときその他管理運営を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとされている。

モニタリング・評価実施方針は、指定管理者による管理運営状況について、モニタリング・評価に関する基本的な事項及び標準的な手法を定め、全庁的に統一したモニタリング・評価を実施するために制定されたものであり、以下のような手続が定められている。

①指定管理者が行うモニタリング・評価(セルフモニタリング・評価)

ア. 年度別事業計画書の作成

指定管理者は、毎年度、指定管理者指定申請時に提出した事業計画書の内容を基に、年度ごとの具体的な実施計画を示した年度別事業計画書を作成し、前年度中の市が指定する期限までに市に提出するものとする。

指定管理者は、基本協定書、管理運営基準、指定管理者指定申請時の事業計画書等及び毎年度のモニタリング・評価の結果等を踏まえ、翌年度に係る年度別事業計画書を作成するものとする。

年度別事業計画書に記載すべき事項は、概ね次のとおりである。

- (ア) 管理の体制に関する事項（組織、職員配置等）
- (イ) 管理の実施に関する事項（業務の実実施計画等）
- (ウ) 管理に要する経費に関する事項（収支予算）
- (エ) 自主事業の実施に関する事項（自主事業の日程、内容等）
- (オ) 自主事業に要する経費に関する事項（収支予算）
- (カ) その他

イ. 利用状況等月次報告書の作成

指定管理者は、管理運営業務及び経理の状況を点検し、毎月終了後、利用状況等月次報告書を作成し、基本協定書に定める期限までに市に提出するものとする。

利用状況等月次報告書に記載すべき事項は、概ね次のとおりである。

- (ア) 利用状況（開館日数、利用件数、利用者数、利用率等）
- (イ) 使用料（利用料金）の収入実績（使用料（利用料金）の収入件数、収入額等）
- (ウ) 利用者からの意見、要望等の対応
- (エ) その他

ウ. 利用者ニーズの把握

指定管理者は、利用者アンケート等の実施により、当該施設において提供されるサービスに関する利用者の意見や要望を把握するものとする。指定管理者は、アンケート調査等の実施後、調査結果を分析し、問題点が明らかになれば、自主的に改善を図るとともに、調査結果、分析結果等をまとめた報告書を市に提出するものとする。

エ. 事業報告書の作成

指定管理者は、毎年度終了後、基本協定書に定める期限までに、年間の管理運営業務の実施結果をまとめた事業報告書を作成し、市に提出するものとする。作成に当たっては、年度別事業計画書の内容を踏まえ、管理運営業務の実施結果をまとめるものとし、事業計画書に記載した事項が履行できていない場合、原因を分析して次年度以降の業務改善につなげるものとする。

事業報告書に記載すべき事項は、概ね次のとおりである。

- (ア) 管理業務の実施状況（管理方針、職員配置状況、管理業務の実施状況、事業の実施状況等）
- (イ) 利用状況（開館日数、利用件数、利用者数、利用率等）
- (ウ) 使用料（利用料金）の収入実績（使用料（利用料金）の収入件数、収入額等）
- (エ) 管理に係る経費の収支状況（収支決算）
- (オ) 自主事業の実施状況（自主事業の日程、内容等）
- (カ) 自主事業に係る経費の収支状況（収支決算）
- (キ) その他

②市が行うモニタリング・評価

ア. 報告書等による書類確認

(ア) 年度別事業計画書の確認

市は、年度開始前、指定管理者から提出を受けた年度別事業計画書について、基本協定書等及びモニタリング・評価結果等との整合性をチェックし、基本協定書及び管理運営基準に定められている事項並びに指定管理者指定申請時の事業計画書で計画されている事項が確実に実施される計画となっているか確認を行う。

(イ) 利用状況等月次報告書の確認

市は、毎月、指定管理者から提出を受けた利用状況等月次報告書により管理運営の状況等を確認する。

(ウ) 事業報告書の確認

市は、年度終了後、指定管理者から提出を受けた事業報告書により管理運営の状況、管理経費の収支の状況等を把握し、指定管理者による管理運営が基本協定書等に従い、適正かつ確実に実施されているか、管理運営業務を通して市民や利用者にとどのような効果があったのか、継続的かつ安定的な管理運営が可能な状態にあるか等を確認する。

(エ) 報告書等による書類確認後の対応

市は、(ア)～(ウ)の書類を確認し、不明な点や疑義があったときは、指定管理者に対して確認を行うものとする。

イ. 実地調査

(ア) 定期実地調査

市は、指定管理者による管理運営の状況を把握することを目的として、毎年度、原則として1回以上、施設への立入りによる実地調査を行うものとする。

市は、指定管理者から提出を受けた利用状況等月次報告書の内容を踏まえながら、管理運営業務が基本協定書等に基づき適正かつ確実に履行されているかどうかを中心に、モニタリング・評価シートを用いて確認を行うものとする。

(イ) 随時実地調査

市は、定期実地調査のほか、指定管理者から提出された報告書等の内容を実地に確認する必要があるとき、利用者から苦情、要望等が寄せられたとき、又は指定管理者に対して行った指導又は指示の改善効果を確認する必要があるとき等必要に応じて実地調査を行うことができる。

(ウ) 建物及び設備に関する調査

市は施設の設置者として、建物や設備の経年劣化等の状況の把握を行い、必要に応じて中長期の修繕計画を策定する必要がある。

ウ. 指定管理者の経営状況の確認

市は、指定管理者である団体本体の財務状況悪化により、管理運営業務に支障が出ることを未然に防止するため、日頃から団体の経営状況を把握しておくことが必要である。このため、市は指定管理者に対して、団体の収支計算書(財務諸表)等経営状況を説明する書類の提出を求め、財務状況の確認を行うものとする。

エ. 所管部局による総合評価

市は、毎年度終了後、事業報告書の確認をはじめとして年間のモニタリング・評価の結果から管理運営状況を総括し、年間の管理運営状況について総合評価を行い、「指定管理者制度導入施設の管理運営状況総合評価シート(●●年度)を

作成する。評価結果については、指定管理者に通知するとともに、市ホームページ等において公表するものとする。

指定管理者は、当該評価結果を踏まえ、施設管理運営における課題等を整理するとともに、業務改善に向けた必要な措置を講じるものとする。

③市及び指定管理者が協働して行うモニタリング・評価

市及び指定管理者は、定期的に相互のコミュニケーションを図るとともに、管理運営上の問題を解決する場として連絡会議等を設置する等、日頃から情報共有や意見交換を行う仕組みを整えている。

④第三者が行うモニタリング・評価(第三者モニタリング・評価)

ア. 指定管理者が行うモニタリング・評価の確認

指定管理者が行うモニタリング・評価について、経営状況を説明する書類等に基づき、管理業務の実施状況や施設の利用状況、利用者ニーズ、団体の経営状況等を確認する。

イ. 団体又はその代表者が次に該当しないこと

市が行うモニタリング・評価について、モニタリング・評価シートや管理運営状況総合評価シート等に基づき、市のモニタリング・評価の状況、助言、指導又は指示があった場合はその内容等を確認する。

ウ. 評価基準に基づく第三者モニタリング・評価

評価基準に基づき、モニタリング・評価を行う。また、サービス水準の維持向上や安定的な管理運営につなげるための助言を行うほか、問題点や課題があると判断した場合には、それらを指摘し、改善を図るための助言を行う。

前述の、市が行うモニタリング・評価のうち、所管部局による総合評価について次のとおり【総合評価シート(様式)】が定められている。

【総合評価シート(様式)】

指定管理者制度導入施設の管理運営状況総合評価シート(●●年度)

施設名		所管部室課名	
所在地		設置年月日	

1 施設の概要

(1)設置目的	
(2)規模、開館日等	

2 指定管理者の概要

(1)指定管理者						
(2)指定期間						
(3)選定方法						
(4)指定管理者が行う業務内容						
(5)指定管理者の収支			令和〇〇年度		令和△△年度	
			計画	実施結果	計画	実施結果
	収入	指定管理料 又は利用料金 (円)				
		自主事業収入 (円)				
		その他 (円)				
	支出	管理経費 (円)				
		自主事業 (円)				
その他 (円)						
収支差額 (円)						

3 施設の利用状況

利用状況を示す指標	令和〇〇年度		令和△△年度	
	計画	実施結果	計画	実施結果
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				

4 利用者ニーズの把握の状況

(1)把握方法	
(2)把握結果	
(3)結果を受けての対応状況	

5 管理運営状況に対する評価

項目	評価
(1)市民の平等な利用の確保	
(2)施設の効用の発揮	
(3)管理を安定して行う人員、資産その他の経営規模及び能力	
(4)施設の管理経費の縮減	
(5)〇〇〇〔その他〕	
(6)総合評価	

5. 吹田市の公の施設と指定管理者制度導入状況

①指定管理料の推移

過去5年間の市における指定管理者制度導入施設及び指定管理料は以下のとおりである。指定管理者制度導入施設は増加傾向にあり、指定管理料は年々増加している。

(単位:千円)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (※)
件数	50	49	53	53	83
金額	1,920,564	1,773,970	2,041,542	2,170,017	2,588,868

※令和4年度については年度当初指定管理料

②指定管理者制度導入施設の状況(令和4年9月1日時点)

公の施設364施設のうち、指定管理者制度を導入している施設は82施設(令和4年4月1日時点では76施設)であり約22.5%の施設が指定管理者制度による運用がなされている。

また、利用料金制を導入しているのは、市立吹田サッカースタジアム、デイサービスセンター4施設、岸部中グループホーム及び吹田市介護老人保健施設の7施設である。

サッカースタジアムについては、スタジアム使用料が収益源となること、デイサービスセンター、グループホーム、老人保健施設についてはサービス提供による介護報酬が主な収入源となることから、施設の性格、目的等を踏まえて利用料金制が導入されたものである。一方、その他の大半の施設については、施設使用料等の収入が限定的であること等も考慮し、利用料金制の導入は行われていない。

【公の施設への指定管理者制度導入状況】 令和4年9月1日時点

区分		施設数	割合
指定管理者制度導入済		82	22.5%
	うち利用料金制	7	1.9%
直営施設		282	77.5%
	文化・交流施設	5	1.4%
	教育関連施設	39	10.7%
	子ども・子育て支援施設	64	17.6%
	社会福祉関連施設	5	1.4%
	交通施設	31	8.5%
	公園・緑地	133	36.5%
	その他	5	1.4%
合計		364	100.0%

【公の施設への指定管理者制度導入状況】 令和4年9月1日時点

所管課	施設の名称	施設数	指定管理者制度				直営施設
			導入	利用 料金制	指定期間	選考方法	直営
人権政策室	平和祈念資料館	1					○
交流活動館	交流活動館	1					○
男女共同参画センター	男女共同参画センター	1					○
市民自治推進室	市民センター(千里)	1					○
	市民センター(岸部、豊一、千里丘)	3	○		R2.4~R7.3	公募 (一括)	
	山田ふれあい文化センター	1	○				
	地区市民ホール(8館)	8	○		R3.4~R8.3	非公募	
	内本町コミュニティセンター	1	○			非公募	
	亥の子谷コミュニティセンター	1	○		R3.4~R8.3	非公募	
	千ーコミュニティセンター	1	○			非公募	
	千里山コミュニティセンター	1	○			非公募	
市民公益活動センター	1	○		R4.4~R9.3	公募		
地域経済振興室	勤労者会館	1	○		H30.4~R5.3	公募	
文化スポーツ推進室	文化会館	1	○		R4.4~R9.3	非公募	
	歴史文化まちづくりセンター	1	○		R3.4~R8.3	公募	
	南山田市民ギャラリー	1	○		R4.4~R7.3	公募	
	スポーツグラウンド(5カ所)	5	○		H30.4~R5.3	公募 (一括)	
	市民プール(2カ所)	2	○		H31.4~R6.3	公募 (一括)	
	市民体育館(5館)	5	○		H30.4~R5.3	公募 (一括)	
	武道館	1	○		R3.4~R8.3	公募	
	総合運動場	1	○		R3.4~R8.3	公募	
	市立吹田サッカースタジアム	1	○	○	H27.9~R45.3	非公募	
子育て政策室	千里山竹園児童センター	1	○		R2.4~R7.3	公募	
	北千里児童センター	1	○		R4.8~R9.3	公募 (一括)	
	(その他)児童会館・児童センター(10館)	10					○
のびのび子育てプラザ	[夢つながり未来館]のびのび子育てプラザ	1					○
保育幼稚園室	幼保連携型認定こども園(3園)、保育所(13園)	16					○
こども発達支援センター	こども発達支援センター	1					○
総合福祉会館	総合福祉会館	1					○
高齢福祉室	高齢者いこいの家	1	○		R2.4~R7.3	公募	
	高齢者生きがい活動センター	1	○		R4.4~R9.3	公募	
	内本町デイサービスセンター	1	○	○		公募	
	亥の子谷デイサービスセンター	1	○	○		公募	
	千里山西デイサービスセンター	1	○	○	H31.4~R6.3	公募	
	藤白台デイサービスセンター	1	○	○		公募	
	岸部中グループホーム	1	○	○	H31.4~R6.3	公募	
	介護老人保健施設	1	○	○	H31.4~R6.3	公募	
障がい福祉室	障害者支援交流センター	1					○
健康まちづくり室 公園みどり室	健都レールサイド公園	1	○		R2.4~R7.3	公募 (一括)	
母子保健課	保健センター(南千里分館含む)	1					○
	保健会館	1					○
休日急病診療所	休日急病診療所	1					○
環境政策室	資源リサイクルセンター	1	○		R4.4~R9.3	非公募	
	やすらぎ苑	1	○		H30.4~R5.3	公募	
	市有墓地(5カ所)	5					○
計画調整室	千里ニュータウン情報館	1					○
住宅政策室	市営住宅(23住宅)(注)	23	○		R4.4~R9.3		

所管課	施設の名称	施設数	指定管理者制度				直営施設
			導入	利用料金制	指定期間	選考方法	直営
総務交通室	自転車駐車場(31カ所)	31					○
公園みどり室	桃山公園(地区公園)	1	○		R4.7~R24.3	公募	
	江坂公園(近隣公園)	1	○		R4.7~R24.3	公募(一括)	
	基幹公園(街区公園(114)、近隣公園(13)、地区公園(2)、総合公園(3))、都市緑地(1)	133					○
	花とみどりの情報センター	1	○		R3.4~R8.3	公募	
教育センター	教育センター	1					○
まなびの支援課	北千里地区公民館	1	○		R4.8~R9.3	公募(一括)	
	(その他)地区公民館(28館)	28					○
中央図書館	[夢つながり未来館]山田駅前図書館	1					○
	健都ライブラリー	1	○		R2.4~R7.3	公募(一括)	
	江坂図書館	1	○		R4.7~R24.3	公募(一括)	
	北千里図書館	1	○		R4.8~R9.3	公募(一括)	
	(その他)図書館(5館)	5					○
	博物館	1					○
文化財保護課	旧西尾家住宅(吹田文化創造交流館)	1					○
	旧中西家住宅(吹田吉志部文人墨客迎賓館)	1					○
	自然体験交流センター	1	○		R4.4~R9.3	公募	
青少年室	[夢つながり未来館]青少年活動サポートプラザ	1	○		R4.4~R9.3	公募	
	自然の家	1	○		R2.4~R7.3	公募	
	青少年クリエイティブセンター	1					○
放課後子ども育成室	留守家庭児童育成室(36室)	36					○
(計)		364	82	(7)			282

(注) 令和4年9月30日に吹田市市営住宅条例の改正に伴い、市営住宅23住宅から24住宅に変更となっています。

(出所:市提供資料)

③指定管理者制度を導入していない公の施設の状況

公の施設については、市が定める「業務プロセスの改善に関する基本的な考え方」に基づき、指定管理者制度や業務委託など民間活力等の導入の検討を行い、それぞれの施設に適した運営方法を選択している。

現在、市が直営で運営している施設のうち、児童会館・児童センター、主要都市公園、吹田市立障害者支援交流センターについては、既に市において指定管理者制度導入の方向性が確認されている。

また、指定管理者制度を導入していない施設については、その理由として、民間への業務委託の導入、施設全体のPFI制度による運営、法令による事業実施主体の制限、施設特性等が挙げられる。

【3】 監査対象とした指定管理者施設

令和3年度における指定管理者制度導入施設全て及び令和4年度に新たに指定管理者制度を導入した施設を監査対象とした。

なお、令和4年度に新たに指定管理者制度を導入した施設については選定手続までを監査手続の対象とした。

<監査対象とした指定管理者施設>

番号	所管部署		施設名	令和3年度 指定管理料 (単位:千円)	備考
1	市民部 市民自治推進室	一括	吹田市立岸部市民センター	36,317	
2			吹田市立豊一市民センター	28,455	
3			吹田市立千里丘市民センター	37,416	
4			吹田市立山田ふれあい文化センター	51,294	
5		一括	吹田市津雲台市民ホール	1,979	
6			吹田市高野台市民ホール	2,032	
7			吹田市佐竹台市民ホール	1,965	
8			吹田市桃山台市民ホール	2,020	
9			吹田市青山台市民ホール	2,009	
10			吹田市藤白台市民ホール	1,990	
11			吹田市古江台市民ホール	2,033	
12			吹田市竹見台市民ホール	2,018	
13			吹田市立内本町コミュニティセンター	18,553	
14			吹田市立亥の子谷コミュニティセンター	18,967	
15			吹田市立千一コミュニティセンター	5,723	
16			吹田市立千里山コミュニティセンター	17,647	
17			吹田市立市民公益活動センター	27,238	
18	都市魅力部 地域経済振興室		吹田市立勤労者会館	83,209	
19	都市魅力部 文化スポーツ推進室		吹田市文化会館	403,353	
20			吹田歴史文化まちづくりセンター	24,882	
21			吹田市立南山田市民ギャラリー	2,778	
22		一括	吹田市立片山市民プール	152,751	
23			吹田市立北千里市民プール		
24		一括	吹田市立中の島スポーツグラウンド	88,463	
25			吹田市立桃山台スポーツグラウンド		
26			吹田市立山田スポーツグラウンド		
27			吹田市立南正雀スポーツグラウンド		
28		吹田市立高野台スポーツグラウンド			
29		一括	吹田市立片山市民体育館	98,020	
30			吹田市立北千里市民体育館	77,786	
31			吹田市立山田市民体育館	82,080	
32			吹田市立南吹田市民体育館	72,137	
33			吹田市立目俣市民体育館	125,174	
34			吹田市立武道館	92,350	
35			吹田市立総合運動場	90,481	
36			市立吹田サッカースタジアム	-	利用料金制

番号	所管部署		施設名	令和3年度 指定管理料 (単位:千円)	備考
37	児童部 子育て政策室		吹田市立千里山竹園児童センター	25,890	
38	児童部 子育て政策室	一括	吹田市立北千里児童センター	-	令和4年度開始
54	地域教育部 まなびの支援課		吹田市北千里地区公民館		
57	地域教育部 中央図書館		吹田市立北千里図書館		
39	福祉部 高齢福祉室		吹田市立高齢者いこいの家	16,165	
40			吹田市立高齢者生きがい活動センター	11,940	
41			吹田市立内本町デイサービスセンター	-	利用料金制
42			吹田市立亥の子谷デイサービスセンター	-	利用料金制
43			吹田市立千里山西デイサービスセンター	-	利用料金制
44			吹田市立藤白台デイサービスセンター	-	利用料金制
45			吹田市立岸都中グループホーム	-	利用料金制
46			吹田市介護老人保健施設	-	利用料金制
47	健康医療部 健康まちづくり室・ 土木部 公園みどり室	一括	吹田市健都レールサイド公園	109,973	
55	地域教育部 中央図書館		吹田市立健都ライブラリー		
48	環境部		吹田市資源リサイクルセンター	49,739	
49	環境政策室		吹田市立やすらぎ苑	67,919	
50	都市計画部 住宅政策室		吹田市営住宅(24団地)	-	令和4年度開始
51	土木部 公園みどり室		桃山公園	-	令和4年度開始
52	土木部 公園みどり室・ 地域教育部 中央図書館	一括	江坂公園	-	令和4年度開始
56			吹田市立江坂図書館	-	
53	土木部 公園みどり室		吹田市花とみどりの情報センター	25,564	
58	地域教育部 青少年室		吹田市自然体験交流センター	83,895	※2
59			吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未 来館 青少年活動サポートプラザ	60,036	
60			吹田市立自然の家	67,777	※2
合計				2,170,017	

※1 本文内で施設名を表記する場合、「吹田市立」を省略して記載している。

※2「第5 監査の結果及び意見(各論)」の「1.概要」の収入では主催事業収入を含むため、上表とは一致しない。

第3 監査の結果及び意見の総括

【1】総括意見

ここでは、「第4 監査の結果及び意見(共通事項)」、「第5 監査の結果及び意見(各論)」で記載した監査の結果及び意見、参考意見のうち、全庁的な対応・検討が必要であると判断した事項や、一部の施設に関する指摘であっても、今後、他の施設等においても同様の検討が必要となる可能性がある事項を全般的に整理した。

なお、「第4 監査の結果及び意見(共通事項)」では、監査対象とした指定管理者制度導入施設のうち、複数の施設に共通して見られた事項について、共通の対応・検討が必要であると判断したものを集約しており、また「第5 監査の結果及び意見(各論)」では、各施設において個別の指摘・意見に至った事項等を記述しているため、詳細は各項を参照されたい。加えて、各論での指摘・意見については、各施設固有の問題と捉えることなく、他の施設においても同様の課題が生じていないか、今後導入対象の拡大を検討する施設においても、十分に吟味されることを期待したい。

1. 指定管理者の選定について

①指定管理者の選定プロセスの改善<参考意見>

市では、「指定管理者制度公募マニュアル」において、指定管理者の募集に当たっては、原則公募によるが「地域住民のコミュニティ活動等の基盤施設において、地域住民により施設の管理を行うことを目的とした団体が組織され、管理運営が行われる場合」や「市が公の施設の設置目的を効果的に達成するために設立した外郭団体による管理運営が行われる場合」については、非公募による指定管理者候補者の選定を行うことができるとされている。【施設番号 5～16、19、48】

現在、非公募で選定されている団体について、これまでの実績等が評価され、適切な手続を経て選定されていることに異論はないが、地域や施設を取り巻く環境変化を踏まえ、住民ニーズの変容に柔軟に対応しつつ、施設の設置目的を達成するために、継続的かつ安定的な運用が可能であって、効果的かつ効率的な施設の管理運営を行うことができる団体であるかを合理的に判断するために、選定プロセスの改善を検討することが望まれる。

②指定管理者の応募資格の見直し<参考意見>

指定管理者は公募により選定されているが、応募資格として「吹田市民、地域住民を中心に組織される団体」「営利を目的としない団体」であることが定められている施設があり、実質的には応募団体が1団体のみとなっている施設がある【施設番号 20、21、37】。

しかし、応募資格を限定しなくとも「地域に根差した施設を運営すること」を募集時の条件にすることでその施設の設置目的に即した管理運営を行うことは可能であり、他の施設

においても地域性を考慮した管理運営が求められる一方で、営利団体が指定管理者となっている事例もある。

いずれの施設についても指定管理者制度が導入されて以降、同じ団体が指定管理者に選定されている状況が継続しており、結果的に公募制による競争原理が働いていないように見えるという課題がある。そのため、市民サービスの充実や競争原理が働くよう広く応募者を募るといったことも検討する余地があると考え。

③「確保すべきサービス水準」の明示について〈参考意見〉

吹田市営住宅では指定管理者選定時の募集要項において、指定管理者に求めるサービス水準を数値化し、また、求める水準を上回る場合や下回る場合のインセンティブやペナルティについて明確に示されていた。

全ての施設について吹田市営住宅と同様の考え方を導入することは難しいとしても、一定水準の管理運営を行うための数値目標を明示することは、より効果的な管理運営につながり、事業者のインセンティブも高まるものと考え。今後、他の施設においても新たに指定管理者制度を選定する場合には、このような考え方を積極的に導入することが望まれる。【施設番号 50】

④利用料金制を採用した場合の利益の取扱い〈参考意見〉

利用料金制を導入している施設において、指定管理事業を実施した結果、一定の利益が生じていると考えられる施設がある。【施設番号 41～44】

この点については、当該施設の個別事情に加え、同種施設間での比較分析等によりその原因を把握する必要があると考え、利用料金制を採用して指定管理者に利益が見込める施設については、その利益の取扱いについて、今後は市の方針を定めることが望ましい。

吹田市指定管理者公募マニュアルにおいて、自主事業により利益が見込まれる場合の取扱いについて定めはあるが、指定管理事業において利益が見込まれる場合の取扱いについて定められていない。一方、他団体における指定管理者制度ガイドラインでは、「利用料金制を採用して指定管理者に利益が見込める施設については、決算後利益の一部を市に納付させることができる」等の定めを設け、利益の取扱いについて言及している団体もある。

指定管理者のインセンティブを損なうことがないよう留意する必要があるが、市として利用料金制を採用している施設において収支余剰が生じた場合の取扱いについての方針を検討することが望まれる。運用方法としては、例えば次の指定管理者募集の際に、想定以上の利益が生じた場合の取扱いを指定管理者から提案を受ける形で評価することも考えられる。

2. 指定管理者との基本協定書等について

①年度別事業計画書の記載の充実と適時な提出＜意見＞

指定管理者制度のもとでは、事業者からの提案内容に基づき、管理運営業務が実施される。基本協定書や年度協定書においては基本的な項目のみが定められているため、指定管理者は、毎年度、当初提出した事業計画書の内容を基に、年度ごとの具体的な実施計画を示した年度別事業計画書を作成し、前年度中の市が指定する期日までに市に提出することとされている。

ここで、基本協定書において記載が求められている事項が年度別事業計画書に記載されていない、もしくは不十分な状況があった。提案時には幅広い実施項目が提案されているが、予定している事業等をいつ、どのように実施するかについて、年度計画に記載されなければどのような管理運営が予定されているかは判断できない。また、年度計画が事業年度開始前日の3月31日に提出された場合には、市は計画の妥当性を事業年度開始前に確認することができない。【施設番号 36】

また、デイサービスセンター・グループホームでは法令において適切な介護サービスを提供するために、職員の配置基準が定められている。全てのデイサービスセンター・グループホームにおいて、配置基準を満たしているとのことであったが、事業計画書及び事業報告書に職員体制の記載はあるが、職員配置基準の遵守状況について記載はなされていなかった。【施設番号 41～45】

その他、自主事業について、年度計画書での収支計画の記載が必ずしも十分ではないとみられるものがあった。【施設番号 22、23、37、39、43、44、58、59、60】

各施設の特性を踏まえて年度別事業計画書に必要事項を網羅的かつ十分に記載した上で、適時に提出するよう指導を行い、市は事業年度開始前に計画の妥当性について判断を行うことが必要である。年度別事業計画書の提出時期については「運用指針」やそのQ&A等を作成し、市としてのおおよその目安を示すことも、改善を促す一つの方法であると考え。

なお、自主事業の取扱いについては、「指定管理者公募マニュアル」が令和2年8月に改正され、自主事業の収支の把握等詳細な定めがなされており、令和3年4月以降の公募においては、対応が図られているとのことである。

②収支計画において管理経費の内訳に変動があった場合の取扱い＜意見＞

指定管理事業における収支計画については、応募時点と年度計画、実績が完全に一致するものではない。しかしながら、指定管理業務に関する直接経費ではなく「本社管理費」として計上された金額について、応募時に提示された金額と、年度収支計画書、最終的な収支報告書の金額が大幅に乖離しているものがあった(応募時 7,120 千円、計画値 9,600 千円、実績値 12,376 千円)。【施設番号 47、55】

指定管理事業においては、十分な市民サービスを提供するために、指定管理料の枠内で適切に経費を配分することが求められるため、本社管理費が増加したことにより他の経費が減少することになった場合、本来実施すべき事業が実施できなくなる可能性がある。そのため、指定管理事業に必要とされるその他の経費が、本社管理費の増加によって縮小されることは望ましくない。

収支計画において管理経費の内訳に変動があった場合、その原因については指定管理者に合理的な説明を求めるとともに、要求する指定管理事業が適切に実施されるかどうか慎重に検討すべきである。

3. 指定管理者の業務の履行状況の確認・評価について(管理運営に関する事項)

①備品の管理<意見>

各施設における市有財産である備品については、指定管理者により適切に管理を行うことが求められる。現物管理のため、毎年度指定管理者による備品台帳と備品の突合作業が実施されている施設が大半であるが、一部の備品について現物確認が実施されておらず、適切に管理されているかどうかの状況把握が困難である施設があった。【施設番号 19】

また、一部の年度について備品の現物確認が行われず、その後、現物確認を実施した年度において 100 件超の備品の廃棄処理が行われた施設があった。【施設番号 18】

さらに、市からの貸与備品について市への事前承認なく廃棄されているものや、所在不明とされた備品の顛末の把握がなされていないものがあった。【施設番号 37、40、42、44、46】

いずれの施設においても、適切な備品の管理を求め、廃棄処理が必要な場合は市への事前承認を得たうえで、適切に市の備品台帳にもその内容を反映させることが必要である。

4. 指定管理者の業務の履行状況の確認・評価について(利用者サービスに関する事項)

①利用者アンケートについて<参考意見>

指定管理者の事業に対する成果指標の一つとして、利用者向けアンケートにおける「利用者満足度」を採用している施設がある。利用者満足度は、施設利用に関するアンケートにおいて「満足」と答えた利用者数の割合として把握しているが、回答数が少なく、アンケート結果が有効であるか評価しづらいものがあった。【施設番号 5～12】

アンケートの回答数が著しく少ない場合や、配布数に対する回答数の割合が低い場合は、利用者満足度を適切に判断するためのサンプルとしては不足している可能性がある。また、同種施設においては同じアンケート内容とすることで施設間の比較が可能となるため、より効果的な改善につなげることができるようなアンケートの実施手法について検討されたい。

②利用促進に向けた施設の申込方法の検討<参考意見>

各施設の利用申込において、Web 予約システム等が導入されておらず、電話もしくは現地で予約が必要となるものや、電話での申込後に FAX での予約票の送信が必要である等、必ずしも利便性が高いとはいえない方法となっているものがあった。【施設番号 5～12、48】

利用者層の拡大を含めた利用促進の観点から、Web 予約の導入等、より利便性の高い方法について検討することが望まれる。

5. 指定管理者の業務の履行状況の確認・評価について(例外事項への対応)

①新型コロナウイルスに伴う休館や施設改修に伴う休館期間の指定管理料の取扱いについて<意見>

令和 3 年度について令和 2 年度と比較すると、新型コロナウイルスの影響による施設の休館は減少しているものの、一部の施設については休館期間を設けたものがあった。また、指定管理者の選定時点では明らかになっていなかった、施設の改修工事に伴い休館が必要となった施設もあった。

このような場合における指定管理料の取扱いについては、基本協定書等に基づき市と指定管理者が協議の上、検討がされることとなるが、光熱水費等指定管理者の実質的な負担が減となる場合は、指定管理料の精算を前提に協議が行われることとなる。

ここで、令和 2 年度、令和 3 年度ともに休館期間があり、令和 2 年度については一定の指定管理料の精算が行われた施設において、令和 3 年度については指定管理料の精算が行われておらず、市においてどのような検討がなされ、指定管理料の精算が不要と判断されたのか、その記録が確認できないものがあった。【施設番号 58】

また、休館に伴い不要となる光熱水費の精算が行われているが、光熱水費の精算金額の算定について、指定管理者が実際に支払っている料金体系とは異なる方法で行われていると考えられるものがあった。【施設番号 18】

いずれの場合についても、どのような根拠に基づき精算の可否を判断したのか、精算が必要となる金額の合理性について説明できるようにすることは必要であるとする。精算を不要とした場合であっても、適切な指定管理業務の対価として支払われている指定管理料であることについて説明責任を果たす観点から、市と指定管理者の双方で協議を行った事項については記録を残すことが必要である。

新型コロナウイルスの影響に限らず、今後も同様の検討が必要となるケースが生じることも考えられるため、「運用指針」やその Q&A 等を作成し、適切な検討を促すことも一つの方法であるとする。

②燃料費の高騰等に伴う取扱いについて<参考意見>

令和3年度後半から令和4年度にかけて、社会情勢の変化等により燃料費等の高騰が生じている。

基本協定書において、物価変動リスクは指定管理者による負担とされているが、施設によっては、管理経費に占める燃料費の割合が高く、比較的金額が大きい収支赤字が生じているものがある。【施設番号49】

通常の想定を超える物価変動リスクを全て指定管理者に負わせ、安定的なサービス提供に支障が出ることのないよう、市と指定管理者で十分に協議を行った上で対応を行うことが望まれる。

6. 事業報告について

指定管理者は、毎年度終了後、1年間の管理運営業務の実施結果をまとめた事業報告書を作成し、市に提出することとなっている。ここで、事業報告書について、その記載内容が適切ではない、もしくは不十分である施設があった。

①自主事業に関する収支報告、管理業務・自主事業の区分<意見>

自主事業は、管理業務の実施を妨げない範囲で、指定管理者の責任と費用において自主的に企画・実施することができる業務である。市がその状況をモニタリングするためには、自主事業に係る経費の収支状況（収支予算、収支決算）の報告が適切になされるように指導することが必要であるが、特に自主事業に関する支出が区分されておらず、自主事業に関する収支状況を十分に把握できない施設が数多く見受けられた。【施設番号22、37、39、43、44、58、59、60】

また、自主事業、管理業務の区分が適切に行われていないものがあった。【施設番号39、58、60】

7. 市によるモニタリング・評価について

①「総合評価シート」の記載不備や記載の充実について<意見>

市の指定管理者制度導入施設に係るモニタリング・評価の一つとして、所管部局による総合評価があり、年間の事業の実施結果が「総合評価シート」として作成、公表されているが、記載内容について見直または検討が必要であると考えられるものが数多く見受けられた。

具体的には、次のような内容である。

- 「指定管理者の収支」に関する金額が正確に記載されていない、区分が誤っている。
- 休館期間が設けられる等、イレギュラーな状況であったにもかかわらず、その旨の説明がなされていない。このため、利用状況が低調であるにもかかわらず、特に問題がないかのような評価となっている。
- 各項目の評価コメントについて、複数の施設で同じ表記となっている。
- 実際の状況を適切に表している評価コメントとはいえないものがある。

また、「総合評価シート」において、施設の利用状況を示す指標が掲げられているが、これらの指標に対する計画値が設定されていないものが数多く見受けられた。【施設番号1～18、20～37、48、53、58、59、60】

令和3年度においては、新型コロナウイルス感染拡大防止等の対応も視野に入れる必要があり、計画値の設定が困難な状況はあるものの、一定の前提を置いた上で、施設の利用状況等についてどの程度の水準を目指すのかを設定し、またそれを指定管理者と共有することは、今後の業務改善や施設の利用促進に向けての重要なプロセスの一つであり、この点を十分に意識した評価の実施、評価結果の公表が必要である。

②全庁的なモニタリング・評価体制の強化について＜意見＞

市は平成23年に「指定管理者制度導入施設に係るモニタリング・評価実施方針」を策定し、その後も対応すべき課題があるたびに方針の改正を行い、モニタリング水準の向上を図るべく取組を進めているが、各所管室課にその内容が十分に浸透していない。

「総合評価シート」の記載については、各項目にどのような金額を記入すればよいのか詳細に記載されていないため、各所管室課が独自に判断した結果、公表状況にばらつきが生じている。また、「計画値」を記載する欄は設けられているものの、記載が必須であると認識していなかったという事案も数多く見受けられた。さらに、計画と比べて収支差額のプラスが大きくなっているような場合において、その原因把握等が十分に行われていないものもあった。

今後の指定管理料の積算や業務・サービスの改善につなげるため、実効性のあるモニタリング・評価が実施されるよう、全庁的な方針やより詳細な実施要領等を示すことも必要と考える。

【2】 監査の結果及び意見の一覧表

本年度の包括外部監査に係る指摘については、「第3 監査の結果及び意見の総括【1】総括意見」「第4 監査の結果及び意見(共通事項)」「第5 監査の結果及び意見(各論)」において、施設等ごとに記載しているが、本章においては、それぞれの指摘事項を以下の一覧に整理した。

【総括意見】

意見番号	指摘事項	結果/意見
1	指定管理者の選定について	
①	指定管理者の選定プロセスの改善	参考意見
②	指定管理者の応募資格の見直し	参考意見
③	「確保すべきサービス水準」の明示について	参考意見
④	利用料金制を採用した場合の利益の取扱い	参考意見
2	指定管理者との基本協定書等について	
①	年度別事業計画書の記載の充実と適時な提出	意見
②	収支計画において管理経費の内訳に変動があった場合の取扱い	意見
3	指定管理者の業務の履行状況の確認・評価について(管理運営に関する事項)	
①	備品の管理	意見
4	指定管理者の業務の履行状況の確認・評価について(利用者サービスに関する事項)	
①	利用者アンケートについて	参考意見
②	利用促進に向けた施設の申込方法の検討	参考意見
5	指定管理者の業務の履行状況の確認・評価について(例外事項への対応)	
①	新型コロナウイルスに伴う休館や施設改修に伴う休館期間の指定管理料の取扱いについて	意見
②	燃料費の高騰等に伴う取扱いについて	参考意見
6	事業報告について	
①	自主事業に関する収支報告、管理業務・自主事業の区分	意見
7	市によるモニタリング・評価について	
①	「総合評価シート」の記載不備や記載の充実について	意見
②	全庁的なモニタリング・評価体制の強化について	意見

【共通事項】・・・結果:一、意見:6件、参考意見:2件

意見番号	指摘事項	結果/意見
【1】	指定管理者の募集方法について	
②	施設の設置目的を達成する団体であるかを合理的に判断するための選定プロセスの改善を検討することが望まれる。	参考意見
【2】	指定管理者の応募資格の見直しについて	
②	応募資格を地域住民団体に限定する必要性について、見直しを行うべき。	意見
③	応募資格の見直しを検討することが望まれる。	参考意見
【3】	自主事業に関する計画と実績報告について	
②	自主事業に関する計画・実績報告において、その内容を適切に把握すべき。	意見
【5】	管理業務、自主事業の区分について	
②	適切に各事業の位置付けを行い、各事業の区分に即した事業報告を行うべきである。	意見
【6】	総合評価シートについて	
②	「総合評価シート」における記載内容について見直しが必要である。	意見
③	各施設の状況に応じて計画値を設定し、指定管理者と共有したうえで、事業計画書、事業報告書で計画値に対する取組内容、実施結果の記載を求め、その結果について評価を行うべきである。	意見
④	施設の目的や特性を踏まえた計画値の設定を行い、より実態に即した評価を行うことが必要である。	意見

【各論】・・・結果:1件、意見:33件、参考意見:14件

施設番号	指摘事項	結果/意見
【1～4】	岸部市民センター、豊一市民センター、千里丘市民センター、山田ふれあい文化センター	
(2)②	選定基準において最低基準点を設定すべきである。	意見
【5～12】	吹田市津雲台市民ホール、吹田市高野台市民ホール、吹田市佐竹台市民ホール、吹田市桃山台市民ホール、吹田市青山台市民ホール、吹田市藤白台市民ホール、吹田市古江台市民ホール、吹田市竹見台市民ホール	
(2)②	利用者アンケートの有効性を高めるために、配布数との比較等により、十分な回答を得られたかどうかを判断することが望ましい。	参考意見
(3)②	同種施設間の比較分析を行い、各施設の利用者数や収支状況等がどのような水準にあるか把握し、今後の改善につなげることが望まれる。	参考意見
(4)②	利用者層の拡大を含めた利用促進のために、Web 予約の導入も視野に入れることが望ましい。	参考意見
【13～16】	内本町コミュニティセンター、亥の子谷コミュニティセンター、千一コミュニティセンター、千里山コミュニティセンター	
(2)②	同種施設間の比較分析を行い、各施設の利用者数や収支状況等がどのような水準にあるか把握し、今後の改善につなげることが望まれる。	参考意見
【18】	勤労者会館	
(2)②	毎年度備品台帳と備品現物の突合作業の実施を求めるべきである。	意見
(3)②	実態に合った指定管理料の積算を行うべきである。	意見
(4)②	指定管理者の実態に即した評価を行うべきである。	意見
【19】	吹田市文化会館	
(2)②	仕様書等において、「備品台帳」に記載されている備品の現状確認を実施し、その確認結果を市へ報告することを定めるとともに、指定管理者が実施した現状確認の結果を市がモニタリングすべきである。	意見
(3)①	市の地域文化の向上を担う公共施設の一つとして、更なる施設の活用が望まれる。	参考意見
【22・23】	片山市民プール、北千里市民プール	
(2)②	修繕等提案事項に対する対応方針(緊急性や対応要否、対応時期等)を文書化し、所管室課全体にその状況が共有されるような体制を構築すべきである。	意見
(3)②	収支差額が適切に報告されるよう指定管理者に指導すべきである。	意見
【36】	市立吹田サッカースタジアム	

施設番号	指摘事項	結果/意見
(2)②	年度事業計画書について、事前に市がその内容を検討できるよう、余裕を持った提出を求めるべきである。	意見
(3)②	基本協定書において記載が求められている事項が年度別事業計画書に記載されていない、もしくは不十分であり、必要事項が記載されるよう指導を行う必要がある。	意見
(4)①	市のシンボルとなる公共施設の一つとして、更なる施設の活用が望まれる。	参考意見
【37】	千里山竹園児童センター	
(2)②	収支報告書において「繰出金」を「収支差額」として報告すべきである。また、総合評価シートにおいて「収支差額」を適切に開示すべきである。	意見
(3)②	市によるモニタリング時の現物確認手法について、指定管理者が実施した現物確認結果をもとに備品の状況を把握する手法に見直すことが望ましい。また、基本協定書に備品を廃棄する場合の取扱いについて定めるべきである。	意見
【39】	高齢者いこいの家	
(2)②	管理業務の全部又は主要な部分を他の者に委託されることを未然に防ぐために、再委託に係る事前承認を漏れなく行うべきである。また、事業報告書で漏れなく報告を受けることにより、事後確認を行うべきである。	結果
【40】	高齢者生きがい活動センター	
(2)②	貸与備品を廃棄する場合の取扱いについて基本協定書に規定し、市の事前承認を得るべきである。	意見
(3)②	講座の様子の情報発信について、高齢者のニーズを確認するとともに、センターだよりの発行頻度等の見直しを検討することが望まれる。	参考意見
【41～44】	老人デイサービスセンター（共通事項）	
(1)②	事業計画書策定時に指定管理者が想定した施設の利用促進に対する取組が十分に実施されないおそれがあるため、事業計画書では数値目標に対する取組内容、事業報告書ではその実施結果の記載を求め、PDCA サイクルを構築すべきである。	意見
(2)②	職員配置基準の遵守状況について、事業計画書、事業報告書への記載を求めることにより適切な介護サービスを保持すべきである。	意見
(3)②	事業計画書に目標とする加算に対する具体的な取組内容を記載し、その結果を事業報告書で報告を求め、PDCA サイクルを構築することにより、市が求める介護サービス水準を保持すべきである。	意見

施設番号	指摘事項	結果/意見
(4)②	同種施設間の比較分析を行い、各施設の利用者数や収支状況等がどのような水準にあるか、異常な状況が生じていないか等について把握し、今後の改善につなげることが望まれる。	参考意見
【41】	内本町デイサービスセンター	
(1)②	職員配置の報告は介護サービスの履行状況の確認に重要な情報であるため、正しい報告がなされるよう指導すべきである。	意見
【42】	亥の子谷デイサービスセンター	
(1)②	貸与備品を廃棄する場合は市の事前承認を得るべきである。また、その旨について基本協定書に規定すべきである。	意見
(1)②	所在が不明な備品について指定管理者に調査を求め、廃棄された備品について市の備品台帳に適切に反映すべきである。	意見
【44】	藤白台デイサービスセンター	
(2)②	職員配置の報告は介護サービスの履行状況の確認に重要な情報であるため、正しい報告がなされるよう指導すべきである。	意見
(3)②	貸与備品を廃棄する場合は市の事前承認を得るべきである。また、その旨について基本協定書に規定すべきである。	意見
【45】	岸部中グループホーム	
(1)②	管理運営基準を作成し、市が求める管理運営業務の具体的な内容を明らかにすべきである。	意見
(2)②	職員配置基準の遵守状況について、事業計画書、事業報告書への記載を求めることにより適切な介護サービスを保持すべきである。	意見
(3)②	募集要項に市が求める介護報酬加算について定めることにより、介護サービス水準を高めることを検討すべきである。	参考意見
【46】	吹田市介護老人保健施設	
(1)②	管理運営基準を作成し、市が求める管理運営業務の具体的な内容を明らかにすべきである。	意見
(2)②	指定管理業務に係る収支を明らかにするため、法人運営に係る収支を除き報告を受けるべきである。	意見
(3)②	募集要項に市が求める介護報酬加算について定めることにより、介護サービス水準を高めることを検討すべきである。	参考意見
(4)②	貸与備品を廃棄する場合は市の事前承認を得るべきである。その旨について基本協定書に規定すべきである。	意見

施設番号	指摘事項	結果/意見
【47】【55】	吹田市健都レールサイド公園、健都ライブラリー	
(1)②	収支計画において管理経費の内訳に変動があった場合、指定管理事業が適切に実施されるかどうか慎重に検討すべきである。	意見
(1)②	年度事業計画の段階で収支計画に異常がないかを適切に把握すべきである。	意見
(2)②	指定管理事業の利用状況に関して、市民のニーズを汲み、目標値(計画値)を達成できるように働きかけるべきである。	意見
【48】	吹田市資源リサイクルセンター	
(2)②	より利便性の高い施設利用の申込方法を導入すべきである。	参考意見
(2)③	引き続き有効活用に向けた取組を行っても、現状の貸館としての大幅な利用の増加が見込まれないのであれば、貸館に限定せず、より効果的な施設の利用方法を検討すべきである。	参考意見
【49】	やすらぎ苑	
(1)②	燃料費の高騰等当初の想定を超える物価変動については、施設の安定的なサービス提供に支障がないよう、十分に協議を行った上での対応を検討することが必要である。	参考意見
【51】【52】	桃山公園、江坂公園、江坂図書館	
【56】		
(1)②	競争性担保の観点から事業内容等を再検討することが望まれる。	参考意見
【53】	吹田市花とみどりの情報センター	
(2)②	より多くの市民等が参加できるような講習会の内容とすべきである。	意見
【58】	吹田市自然体験交流センター	
(2)②	各事業別の収支状況を分析し、指定管理料の積算に反映すべきである。	意見
(3)②	指定管理料の精算の要否に係る検討記録を残すべきである。	意見
【60】	自然の家	
(2)②	食堂運営事業の在り方について、見直しを検討すべきである。	意見
(3)②	事業計画書における主催事業の報告を適切に行うよう指導すべきである。	意見

第4 監査の結果及び意見(共通事項)

ここでは、監査対象とした指定管理者施設のうち、複数の施設に共通して見られた状況について、共通の対応・検討が必要であると判断した事項を集約して記載した。

【1】指定管理者の募集方法について

① 現状

「指定管理者制度公募マニュアル」において、指定管理者の募集に当たっては、原則公募によるが、以下の場合には「公募しないことができる」とされている。現状として、非公募で指定管理者候補者が選定されている施設は次のとおりである。

<非公募による指定が認められる場合(その1)>

- 地域住民のコミュニティ活動等の基盤施設において、地域住民により施設の管理を行うことを目的とした団体が組織され、管理運営が行われる場合

施設名	非公募で選定された理由
【5】吹田市津雲台市民ホール	<ul style="list-style-type: none"> ● 吹田市地区市民ホール条例第9条（指定管理者による管理）において「市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、<u>地域住民で組織される団体</u>であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に地区市民ホールの管理に係る次に掲げる業務を行わせることができる。」とされている。 ● この条例を踏まえて、吹田地区市民ホール等指定管理者申請要項において「地域住民により組織されている団体を指定管理者に指定することが、施設の設定目的をより効果的に達成するため」、申請による指定管理者候補者の選定を行うこととしている。制度導入以降、市民ホールは各地区の住民により組織された「市民ホール運営委員会」が指定管理者となっている。
【6】吹田市高野台市民ホール	
【7】吹田市佐竹台市民ホール	
【8】吹田市桃山台市民ホール	
【9】吹田市青山台市民ホール	
【10】吹田市藤白台市民ホール	
【11】吹田市古江台市民ホール	
【12】吹田市竹見台市民ホール	

施設名	非公募で選定された理由
<p>【13】内本町コミュニティセンター</p> <p>【14】亥の子谷コミュニティセンター</p> <p>【15】千一コミュニティセンター</p> <p>【16】千里山コミュニティセンター</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 吹田市立コミュニティセンター条例第9条（指定管理者による管理）において、「市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、<u>地域住民で組織される団体であって市長が指定するもの</u>（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理に係る次に掲げる業務を行わせることができる。」とされている。 ● この条例を踏まえて、「地域住民により組織されている団体を指定管理者に指定することが、施設の設定目的をより効果的に達成するため」、申請による指定管理者候補者の選定を行うこととしている。制度導入以降、コミュニティセンターは地域住民により組織された「コミュニティ協議会」が指定管理者となっている。

<非公募による指定が認められる場合(その2)>

<ul style="list-style-type: none"> ● 市が公の施設の設置目的を効果的に達成するために設立した外郭団体による管理運営が行われる場合

施設名	非公募で選定された理由
<p>【19】吹田市文化会館 (指定管理者：公益財団法人吹田市文化振興事業団)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 文化振興事業団は、吹田市文化会館の効率的な管理運営を行い、芸術性の高い自主文化事業を行うことによって、市民の文化活動の振興を図り、個性豊かな地域文化の創造に寄与することを目的に設立された外郭団体である。 ● 吹田市文化会館は、文化の向上を図ることを目的とし設置された施設であり、市と協力して文化振興施策の一翼を担い、継続的に安定した運営ができる組織に管理運営を任せる必要がある。 ● 文化振興事業団は、開館当初から現在まで、市や市民、文化団体と協働し多彩な事業を行いながら、良好に施設を運営し、吹田市の文化振興に多大な貢献をしてきた実績があることや、長年蓄積されたノウハウを生かした事

施設名	非公募で選定された理由
	業企画力や、音響や照明等の専門的な舞台技術を持つ職員を有していることから、効果的な施設運営を行い、舞台芸術における地域文化の向上につながっていると、非公募で指定管理者候補者に選定されている。
<p>【48】資源リサイクルセンター (指定管理者：公益財団法人千里リサイクルプラザ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 千里リサイクルプラザは、地球環境保全の重要性に鑑み、地球温暖化の防止等を含む循環型社会の構築・推進に関する事業を展開し、持続可能な社会への転換に寄与することを目的として設立された外郭団体である。 ● 資源リサイクルセンターは、廃棄物の減量、再資源化及び再生利用を図り、快適な生活環境づくりとリサイクル社会を形成するための啓発活動を推進する拠点施設であり、施設の管理を行わせるに当たっては、市と協力して環境施策に取り組み、安定した運営を継続できる組織を選定する必要がある。 ● 千里リサイクルプラザは、施設の開館当初（平成4年11月1日）から現在まで、市と一体となり、市民や事業者と連携を図りながら取り組んできた実績があるため、非公募で指定管理者候補者に選定されている。

②参考意見

施設の設置目的を達成する団体であるかを合理的に判断するための選定プロセスの改善を検討することが望まれる。

市民ホールやコミュニティセンター等の地域住民のコミュニティ活動等の基盤施設において、地域住民による管理団体が施設の管理運営を行うことが住民サービスの向上や経費の節減等に資するとして、これまでの実績等が評価され、適切な手続を経て指定管理者として選定されていることに異論はない。

一方で、地域を取り巻く状況として、市民団体の高齢化により自治会の数も減少傾向にあり、長期的な目線から「地域住民で構成される団体」による運営により、効果的かつ安定的な運営を継続できるかについては、検討が必要であると考えます。

また、外郭団体が指定管理者となっている施設についても同様に、外郭団体による施設の管理運営等を前提としていることや、これまでの実績等が評価され、適切な手続を経て指定管理者候補者として選定されていることに異論はない。

一方で、吹田市文化会館や資源リサイクルセンターについては設置されてから30～40年以上経過し、施設の開設当初は文化施設や環境啓発施設の管理運営を行うことができる団体は限定的ではあったものの、現時点では、民間事業者等であっても施設の設置

目的に即し、新たな発想で管理運営を行うことができる事業者が存在する可能性は否定できない。

現在、非公募で指定管理者候補者を選定している施設については、地域や施設を取り巻く環境変化を踏まえ、住民ニーズの変容に柔軟に対応しつつ、施設の設置目的を達成するために、継続的かつ安定的な運用が可能であって、効果的かつ効率的な施設の管理運営を行うことができる団体であるかを合理的に判断するために、選定プロセスの改善を検討することが望まれる。

【2】指定管理者の応募資格の見直しについて

①現状

以下の施設の指定管理者の募集については、応募資格に一定の制限がなされており、その趣旨は次のとおりである。

施設名	応募資格と応募資格を設けた趣旨
【20】吹田歴史文化まちづくりセンター	<ul style="list-style-type: none"> ● 応募資格として「吹田市民を中心に組織される営利を目的としない団体であること」が定められている。 ● 「吹田歴史文化まちづくりセンター条例」第10条において、指定管理者として指定できる団体として「市民を中心に組織される営利を目的としない団体」と定められている。 ● 上記、条例を設けられた趣旨は、郷土史や文化の伝承・発展への市民参画を促進することである。
【21】南山田市民ギャラリー	<ul style="list-style-type: none"> ● 応募資格として「吹田市民を中心に組織される営利を目的としない団体であること」が定められている。 ● 理由は、「吹田市立市民ギャラリー条例」第9条において、指定管理者として指定できる団体として「市民で組織される営利を目的としない団体」と定められているためである。 ● 上記、条例を設けられた趣旨は、地域施設や教育機関との連携という役割を市民が担うという点にある。
【37】千里山竹園児童センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 応募資格として「地域住民を中心に組織される（千里第二、千里第三、千里新田小学校の小学校区の居住者が全体の過半数以上）営利を目的としない団体であること」が定められている。 ● 理由としては、児童センターの活動内容（ボランティア等）が地域に根差した児童館として機能していることを踏まえたものである。

②意見【37】千里山竹園児童センター

応募資格を地域住民団体に限定する必要性について、見直しを行うべき。

千里山竹園児童センターの指定管理者は地域住民団体に限定されているが、応募資格を限定しなくとも「地域に根差した児童館を運営すること」を募集時の条件にすることでその施設の設置目的に即した管理運営を行うことは可能である。

令和4年度に開設された北千里児童センターでは営利を目的とする団体が選定されていることから、次期選定の際は応募資格を地域住民団体に限定する必要性について、見直しを行うべきである。

③参考意見【20】吹田歴史文化まちづくりセンター【21】南山田市民ギャラリー

応募資格の見直しを検討することが望まれる。

指定管理者制度の目的は、多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の節減等を図ることである。この目的に照らすと、広く応募者を募るためにも、基本的には応募者の範囲を狭めるような資格を定めるべきではない。

吹田歴史文化まちづくりセンター、南山田市民ギャラリーについては、条例で指定管理者は「市民で組織される営利を目的としない団体」と定められている。これは、吹田歴史文化まちづくりセンターは、郷土史を大切にし、歴史文化の伝承・発展に取り組む施設という特色があることや、南山田市民ギャラリーは、地域施設や教育機関との連携という役割も担うことが求められる地域性の強い施設であるとの状況を踏まえたものである。

しかしながら、指定管理者制度の導入から一定程度の期間が経過し、制度が定着する中で、応募団体が吹田市民を中心に組織される団体でない場合であったとしても、吹田市の歴史文化を通じた交流や地域文化振興の考え方を有するかどうかを評価することで対応し得るし、「営利を目的としない」という点についても、指定管理料の基礎となる費用積算の結果として、営利を目的としてもなお効率的な管理運営が可能な団体であれば指定管理者に選定しても問題ないと考えられる。

いずれの施設についても指定管理者制度が導入されて以降、1団体のみが指定管理者に選定されている状況が継続しており、公募制による競争原理が働いていないという課題がある。そのため、広く応募者を募ることで、市民サービスの充実や競争原理が働くような環境作りを行うことも検討する余地があると考えられる。

【3】 自主事業に関する計画と実績報告について

①現状

モニタリング・評価実施方針において、年度別事業計画書や実施報告書に記載すべき事項が以下のとおり定められている。

<p>6 モニタリング・評価の方法</p> <p>(2) 指定管理者が行うモニタリング・評価（セルフモニタリング・評価）</p> <p>ア 年度別事業計画書の作成</p> <p>年度別事業計画書に記載すべき事項は、概ね次のとおりである。</p> <p>・・・（省略）・・・</p> <p>（エ） 自主事業の実施に関する事項（自主事業の日程、内容等）</p> <p>（オ） 自主事業に要する経費に関する事項（収支予算）※</p> <p>エ 事業報告書の作成</p> <p>事業報告書に記載すべき事項は、概ね次のとおりである。</p> <p>・・・（省略）・・・</p> <p>（オ） 自主事業の実施状況（自主事業の日程、内容等）</p> <p>（カ） 自主事業に係る経費の収支状況（収支決算）※</p>
--

※当該実施方針の改正により追加された項目であり、令和3年4月1日より適用されている。

前述の方針に照らし、各施設の自主事業に関する計画と実績報告の状況を確認したところ、次のような状況であった。

施設名	自主事業に係る計画と実績報告の状況
【22】 片山市民プール	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和3年度事業計画書（収支計画書）において、指定管理事業とは別に自主事業の収支計画が記載されている。 ● 一方、収支報告では指定管理事業と自主事業に係る経費の合計で報告が行われている。事業収入については収支報告の備考欄に指定管理料自主事業収入の内訳が記載されているが、支出については内訳の記載がなく把握することができないため、自主事業に係る支出と収支差額は把握できない。
【37】 千里山竹園児童センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定管理事業と自主事業に係る経費の合計で事業計画や実績報告が行われており、指定管理事業と自主事業についての内訳の記載がなく、各々の収支を把握することができない。 ● なお、自主事業としては、ニュースポーツ、人権研修会、防災教室がありいずれも参加者から料金を徴収しておらず、実施するために一部人件費等の経費が発生している。
【39】 高齢者いこの家	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和3年度事業計画書（収支計画書）において、指定管理事業とは別に自主事業の収支計画が記載されている。

施設名	自主事業に係る計画と実績報告の状況
	<ul style="list-style-type: none"> ● 一方、収支報告では指定管理事業と自主事業に係る経費の合計で報告が行われている。事業収入については収支報告の備考欄に指定管理料と自主事業収入の内訳が記載されているが、支出については内訳の記載がなく、自主事業に係る支出と収支差額は把握できない。
<p>【43】千里山西デイサービスセンター</p> <p>【44】藤白台デイサービスセンター</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本協定書第9条に基づく自主事業計画書に、実施目的・実施内容の項目が設けられているが、記載がなされていない。 ● 自主事業に関する収支計画が提出されていない。
<p>【58】自然体験交流センター</p> <p>【59】〔夢つながり未来館〕青少年活動サポートプラザ</p> <p>【60】自然の家</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 収支計画書及び事業報告書において、指定管理事業及び自主事業の収支計算が一体となっており、各事業の収支差額が明瞭に示されていない。

②意見

自主事業に関する計画・実績報告において、その内容を適切に把握すべき。

自主事業は管理業務の実施を妨げない範囲で、指定管理者の責任と費用において自主的に企画・実施することができる業務であり、管理業務に影響することや過度な自主事業の実施により市民の使用を妨げる等、市民に不利益を与えることがないように留意して実施するものである。

このような自主事業の考え方を踏まえた上で、指定管理事業とは別に自主事業に係る収支予算や収支決算の状況を把握することが必要であるが、収支のいずれも区分されていない、収入のみが区分されている等、収支計画、収支報告において自主事業に関する収支の状況を網羅的に把握できていないものが多数見受けられた。

指定管理事業と自主事業に係る支出を明らかにするために、令和3年4月1日より適用されている「モニタリング・評価実施方針」に基づき、指定管理事業とは別に自主事業に係る経費の収支状況(収支予算、収支決算)の報告を求めるべきである。

【4】 自主事業に関する赤字について

① 現状

「指定管理者制度についての運用指針」において、指定管理者が行うことができる自主事業について以下のとおり定められている。

6 自主事業

指定管理者は、施設の効用を高め、かつ管理業務の実施を妨げない範囲で、指定管理者の責任と費用において自主事業を行うことができ、その実施に当たっては、市の承認を得るものとする。

なお、過度な自主事業の実施により、市民の使用を妨げる等、市民に不利益を与えることのないよう留意するものとする。

前述の方針に照らし、各施設の自主事業に関する計画と実績報告の状況を確認したところ、次のような状況であった。

施設名	自主事業に係る収支の状況
【19】吹田市文化会館	<ul style="list-style-type: none">● 令和3年度の自主事業に係る収入は57,651千円、支出は60,456千円であり、収支差額は2,805千円の赤字である。● 計画数値についても、自主事業に係る収支差額は赤字となっているが、指定管理の業務の中で独立採算制としているレストランやポスター作成等の利益、追加舞台技術者のあっせんの手数料等を財源とすることを認めている。
【48】吹田市資源リサイクルセンター	<ul style="list-style-type: none">● 自主事業の収支差額は赤字（△14,865千円）であるが、当初から指定管理者（外郭団体）の基本財産運用益等（18,794千円）を財源に事業を実施することが予定されている。
【47】吹田市健都レーンサイド公園	<ul style="list-style-type: none">● 令和3年度の自主事業に係る収入は4,670千円、支出は6,022千円であり、収支差額は1,352千円の赤字である。● 計画数値についても同様に、自主事業に係る収支差額は赤字となっている。
【55】健都ライブラリー	<ul style="list-style-type: none">● 指定管理期間の前半では、計画段階から自主事業の赤字を見込んでおり、徐々に改善する計画である。

② 意見

特に記載すべき事項はない。

指定管理者は、施設の効用を高め、かつ管理業務の実施を妨げない範囲で、指定管理者の責任と費用において自主事業を行うこととされているため、仮に自主事業で大幅な

赤字が発生すると指定管理事業そのものに影響を与える可能性があり、自主事業の収支が赤字となっている施設の状況について確認を行ったものである。

赤字となっている施設については、指定管理期間の前半において当初より計画されていた状況(赤字)であったり、市からの指定管理料とは別に財源が確保されていたりするものであり、現状に問題ないと判断した。

【5】管理業務、自主事業の区分について

① 現状

指定管理者が行う業務については、協定において指定管理者が実施すべき業務として定められている業務と、指定管理者の責任と費用において実施する自主事業がある。

また、管理業務のうち、「主催事業」に区分される事業は指定管理料を財源として実施するイベント系事業である。それぞれの事業の位置付けを踏まえた上で業務を実施することは当然であるが、その結果としての事業の状況や収支報告も適切に行うことが求められている。

② 意見

適切に各事業の位置付けを行い、各事業の区分に即した事業報告を行うべきである。

管理業務、自主事業の区分が適切に行われているかについて、各施設の状況を確認した結果、事業区分が不明確である状況や、適切な事業区分で報告されていない状況が見受けられた。

各事業の内容を協定書に即して適切に区分するとともに、各事業区分に即した事業報告を行うことが必要である。

なお、各施設の状況と改善の方向性については、以下に示すとおりである。

施設名	各種事業区分の取扱い				
【39】高齢者いこの家	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定管理者は「主催事業」及び「自主事業」を以下のとおり実施している。「主催事業」とは指定管理料を財源に実施するイベント系事業をいい、「自主事業」とは指定管理者が自己の法人の収入で実施する事業をいう。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">主催事業</td> <td><連続講座>映画会、生きがい教室(絵手紙、編み物、健康体操) <単発講座>介護予防体操、ヨガ、スマホ、防災、太極拳、折り紙等</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">自主事業</td> <td>さつま芋栽培(蔓販売、芋堀会、芋販売)、コピーサービス、マスクの販売</td> </tr> </table>	主催事業	<連続講座>映画会、生きがい教室(絵手紙、編み物、健康体操) <単発講座>介護予防体操、ヨガ、スマホ、防災、太極拳、折り紙等	自主事業	さつま芋栽培(蔓販売、芋堀会、芋販売)、コピーサービス、マスクの販売
主催事業	<連続講座>映画会、生きがい教室(絵手紙、編み物、健康体操) <単発講座>介護予防体操、ヨガ、スマホ、防災、太極拳、折り紙等				
自主事業	さつま芋栽培(蔓販売、芋堀会、芋販売)、コピーサービス、マスクの販売				

施設名	各種事業区分の取扱い
	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定管理者は管理業務と自主事業を実施しているが、事業報告書において、管理業務のうち主催事業に係る「単発教室」を自主事業として報告していた。 <p><改善の方向性></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市は事業報告書の確認を徹底するとともに、事業報告書の記載内容に不備がある場合は指導を行い、再提出を求めるべきである。
<p>【58】吹田市自然体験交流センター</p> <p>【60】自然の家</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 募集要項、管理運営基準及び基本協定書において管理業務又は自主事業のどちらに当たるのかが明確に示されていないが、所管室課は食堂運営事業を「独立採算制を前提とする管理業務」と位置付けて認識している。なお、自然体験交流センターの指定管理者は、収入及び経費は指定管理者に帰属することから自主事業と位置付けて認識している。 <p><改善の方向性></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 食堂事業の位置づけを明確に定め、指定管理者に対してはその定めに基づく報告を求めるべきである。

【6】総合評価シートについて

①現状

市の指定管理者制度導入施設に係るモニタリング・評価の一つとして、所管部局による総合評価がある。毎年度終了後、事業報告書の確認をはじめとして、年間のモニタリング・評価の結果から管理運営状況を総括し、年間の管理運営状況について総合評価を行い、評価結果については指定管理者に通知するとともに、市ホームページ等において公表するものとされており、総合評価を行う際の様式例が定められている。

そして、指定管理者はこの評価結果を踏まえ、施設管理運営における課題等を整理するとともに、業務改善に向けた必要な措置を行うこととされている。

今回の監査においては、令和4年度に公表された「指定管理者制度導入施設の管理運営状況総合評価シート(令和3年度)」(以下、「総合評価シート」という。)を閲覧し、第6 監査の結果及び意見(各論)においては「総合評価シート」の一部を抜粋して掲載しているが、「総合評価シート」における記載内容について見直しまたは検討が必要であると考えられるものが多数あった。

②意見

「総合評価シート」における記載内容について見直しが必要である。

「総合評価シート」において、「2(5)指定管理者の収支」を記載する箇所があるが、実績報告書と異なる金額が記載されていたり、指定管理料の精算が行われた場合にその精算金額を考慮しない金額が記載されたりする誤りがあった。

また、「総合評価シート」の「5 管理運営状況に対する評価」では、項目ごとに評価コメントが記載されているが、実態を踏まえた評価コメントとなっていないものや、評価を行うに際して新型コロナの影響による休館期間の情報等補足することが望ましい情報が記載されていないものがあった。

総合評価により施設管理運営における課題等を整理するとともに、業務改善に向けた必要な措置を行うことが求められている趣旨を踏まえると、形式的に評価シートを作成するのみでなく、より評価の実効性を高めることが必要である。

なお、各施設における具体的な内容と改善の方向性は次のとおりである。

施設名	「総合評価シート」における記載内容と改善の方向性
【1】岸部市民センター	<ul style="list-style-type: none">● 指定管理者の収支について、いずれの施設においても、収入の部「委託料又は利用料金」と支出の部「管理経費」の金額が同一となっている。● 一方で、指定管理者の令和3年度の事業報告書に記載されている「管理に係る経費の収支状況」は以下のとおりであり、収支差額が発生している。
【2】豊一市民センター	
【3】千里丘市民センター	

施設名	「総合評価シート」における記載内容と改善の方向性																				
<p>【4】 山田ふれあい文化センター</p>	<p style="text-align: right;">(単位:千円)</p> <table border="1" data-bbox="560 360 1345 528"> <thead> <tr> <th></th> <th>岸部市民センター</th> <th>豊一市民センター</th> <th>千里丘市民センター</th> <th>山田ふれあい文化センター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入の部計</td> <td>36,317</td> <td>28,455</td> <td>37,416</td> <td>51,294</td> </tr> <tr> <td>支出の部計</td> <td>33,999</td> <td>28,762</td> <td>35,254</td> <td>49,138</td> </tr> <tr> <td>収支差額</td> <td>2,317</td> <td>△307</td> <td>2,161</td> <td>2,155</td> </tr> </tbody> </table> <p><改善が必要な点></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市民センター4施設においては、収支差額は精算対象とされておらず、指定管理料が精算される施設と比較すると、経営努力の成果指標といった意味合いが大きいものと考えられる。 ● 総合評価シートには、その成果指標を分析対象としたことを示すためにも、事業報告書で報告された実態に即して支出額及び収支差額を記載すべきである。 		岸部市民センター	豊一市民センター	千里丘市民センター	山田ふれあい文化センター	収入の部計	36,317	28,455	37,416	51,294	支出の部計	33,999	28,762	35,254	49,138	収支差額	2,317	△307	2,161	2,155
	岸部市民センター	豊一市民センター	千里丘市民センター	山田ふれあい文化センター																	
収入の部計	36,317	28,455	37,416	51,294																	
支出の部計	33,999	28,762	35,254	49,138																	
収支差額	2,317	△307	2,161	2,155																	
<p>【1】 岸部市民センター 【2】 豊一市民センター 【3】 千里丘市民センター 【4】 山田ふれあい文化センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 総合評価シート「5 管理運営状況に対する評価(6)総合評価」の記載内容について、下記のとおりとなっている。下線部は、監査人が追記したものであるが、令和2年度総合評価シートの文言と同一の表現が用いられている。 <p>【岸部市民センター】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う利用条件により、施設利用者は減少したものの、要望に応えたトイレの温水便座化、吹田市公共施設予約・照会システムの導入に当たっての利用者端末の設置等、利用者サービス向上が図られている。</p> </div> <p>【豊一市民センター】【山田ふれあい文化センター】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う利用条件により、施設利用者は減少したものの、吹田市公共施設予約・照会システムの導入に当たっての利用者端末の設置等、利用者サービス向上が図られている。</p> </div> <p>【千里丘市民センター】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う利用条件により、施設利用者は減少したものの、自主事業のYouTubeでの動画配信、吹田市公共施設予約・照会システムの導入に当たっての利用者端末の設置等、利用者サービス向上が図られている。</p> </div> <p><改善が必要な点></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 令和3年度の各施設の利用人数は令和2年度と比較すると増加しているが、「施設利用者は減少したものの～」となっており、実態に即した評価を行うことが必要である。 																				

施設名	「総合評価シート」における記載内容と改善の方向性
<p>【5】吹田市津雲台市民ホール</p> <p>【6】吹田市高野台市民ホール</p> <p>【7】吹田市佐竹台市民ホール</p> <p>【8】吹田市桃山台市民ホール</p> <p>【9】吹田市青山台市民ホール</p> <p>【10】吹田市藤白台市民ホール</p> <p>【11】吹田市古江台市民ホール</p> <p>【12】吹田市竹見台市民ホール</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 全ての市民ホールにおいて、令和3年度の総合評価シートの「5 管理運営状況に対する評価(6)総合評価」の記載内容が、以下のとおりとなっている(下線は監査人によるもの)。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>運営体制、運営内容に関しては概ね適正かつ誠実に実施されている。<u>新型コロナウイルス感染拡大防止による休館等があったものの、施設利用者は増加しており、アンケート結果からも利用者満足度は高く、管理運営は順調であると言える。</u></p> </div> <p><改善が必要な点></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各市民ホールの状況が全く同じではないと考えられることや、休館期間があったことに対して施設利用者の増加理由が不明瞭な記載となっている。各施設の状況を踏まえた評価を行うことが必要である。
<p>【13】内本町コミュニティセンター</p> <p>【14】亥の子谷コミュニティセンター</p> <p>【16】千里山コミュニティセンター</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和3年度に指定管理者制度を採用した千一コミュニティセンターを除き、令和3年度の総合評価シートの「5 管理運営状況に対する評価(6)総合評価」の記載内容が、以下のとおりとなっている(下線は監査人によるもの)。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>運営体制、運営内容に関しては概ね適正かつ誠実に実施されている。<u>新型コロナウイルス感染拡大防止による休館等があったものの、施設利用者は増加しており、アンケート結果からも利用者満足度は高く、管理運営は順調であると言える。</u></p> </div> <p><改善が必要な点></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各コミュニティセンターの状況が全く同じではないと考えられることや、休館期間があったことに対して施設利用者の増加理由が不明瞭な記載となっている。各施設の状況を踏まえた評価を行うことが必要である。
<p>【22】片山市民プール</p> <p>【23】北千里市民プール</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和2年度及び令和3年度北千里市民プールの夏期利用者数は0人である。これは、新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年7月1日から令和2年8月31日まで及び令和3年7月1日から令和3年8月31日までの期間を休館期間としており、夏

施設名	「総合評価シート」における記載内容と改善の方向性						
	<p>季の開館期間がなかったためであるが、特にこの点について説明がなされていない。</p> <p><改善が必要な点></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 指定管理施設の管理運営の結果を適切に理解できるよう、コロナ禍の影響による休館により利用者数が0人である等、通常とは異なる状況については追加的な説明を行うことが必要である。 						
【29】片山市民体育館	<ul style="list-style-type: none"> ● 片山市民体育館の「指定管理者制度導入施設の管理運営状況総合評価シート」について、「2.(5) 指定管理者の収支」の収支差額は「1,169,898」と記載されているが、収入102,822,053円から支出103,991,911円を控除した金額は「1,169,858」のマイナスであり、計算結果が誤っている。 <p><改善が必要な点>（対応済）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 正確な数値を公表すべきである。 ● なお、監査実施中の指摘により修正済である。 						
【36】市立吹田サッカースタジアム	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和3年度(令和2年分に係る評価)までは総合評価シートが作成されていないが、令和4年度(評価対象は令和3年度)については、総合評価シートが作成されている。 <p><改善が必要な点>（対応済）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当施設は利用料金制を導入しており、市による指定管理料の支出はないが、指定管理者制度を導入している場合においては、その施設の管理運営が適切であるかを把握し、毎年度評価することが必要である。 						
【39】高齢者いこいの家	<ul style="list-style-type: none"> ● 市は事業報告書において収支報告を受けている。令和3年度に指定管理料21,433円の返還が行われているが、収支報告書では返還前の金額で報告がなされていた。 ● 自主事業について、事業報告書【3】自主事業の収入実績と収支報告書において以下のとおり金額が一致しない。 <table border="1" data-bbox="580 1753 1342 1928"> <thead> <tr> <th data-bbox="580 1753 1177 1803">項目</th> <th data-bbox="1177 1753 1342 1803">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="580 1803 1177 1868">事業報告書【3】自主事業の収入実績</td> <td data-bbox="1177 1803 1342 1868">24,495円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="580 1868 1177 1928">収支報告書3.事業収益(1)事業収入(備考欄:自主事業収入)</td> <td data-bbox="1177 1868 1342 1928">25,560円</td> </tr> </tbody> </table>	項目	金額	事業報告書【3】自主事業の収入実績	24,495円	収支報告書3.事業収益(1)事業収入(備考欄:自主事業収入)	25,560円
項目	金額						
事業報告書【3】自主事業の収入実績	24,495円						
収支報告書3.事業収益(1)事業収入(備考欄:自主事業収入)	25,560円						

施設名	「総合評価シート」における記載内容と改善の方向性																																																											
	<ul style="list-style-type: none"> ● 支出について、収支報告書と市の総合評価シートでは金額が一致していない。 <table border="1" data-bbox="580 412 1342 562"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収支報告書 経常費用合計</td> <td>15,733,967 円</td> </tr> <tr> <td>総合評価シート 2(5)指定管理者の収支 支出合計</td> <td>16,213,440 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>＜改善が必要な点＞（対応済）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 実態に即した金額を記載すべき。正しくは以下である。 ● なお、監査実施中の指摘により修正済である。 <table border="1" data-bbox="555 757 1310 987"> <thead> <tr> <th rowspan="3"></th> <th rowspan="3"></th> <th colspan="2">(誤)</th> <th colspan="2">(正)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">令和3年度</th> <th colspan="2">令和3年度</th> </tr> <tr> <th>計画</th> <th>実施結果</th> <th>計画</th> <th>実施結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">(5)指定管理者の収支</td> <td rowspan="3">収入</td> <td>委託料 (円)</td> <td>16,186,000</td> <td>16,164,567</td> <td>16,186,000</td> <td>16,164,567</td> </tr> <tr> <td>自主事業 (円)</td> <td>102,000</td> <td>25,560</td> <td>102,000</td> <td>25,560</td> </tr> <tr> <td>合計 (円)</td> <td>16,288,000</td> <td>16,190,127</td> <td>16,288,000</td> <td>16,190,127</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">支出</td> <td>管理経費 (円)</td> <td>16,186,000</td> <td>16,164,567</td> <td>16,186,000</td> <td>16,109,228</td> </tr> <tr> <td>自主事業 (円)</td> <td>102,000</td> <td>48,873</td> <td>102,000</td> <td>49,828</td> </tr> <tr> <td>合計 (円)</td> <td>16,288,000</td> <td>16,213,440</td> <td>16,288,000</td> <td>16,159,056</td> </tr> <tr> <td></td> <td>収支差額 (円)</td> <td>0</td> <td>△23,313</td> <td>0</td> <td>31,071</td> </tr> </tbody> </table>	項目	金額	収支報告書 経常費用合計	15,733,967 円	総合評価シート 2(5)指定管理者の収支 支出合計	16,213,440 円			(誤)		(正)		令和3年度		令和3年度		計画	実施結果	計画	実施結果	(5)指定管理者の収支	収入	委託料 (円)	16,186,000	16,164,567	16,186,000	16,164,567	自主事業 (円)	102,000	25,560	102,000	25,560	合計 (円)	16,288,000	16,190,127	16,288,000	16,190,127	支出	管理経費 (円)	16,186,000	16,164,567	16,186,000	16,109,228	自主事業 (円)	102,000	48,873	102,000	49,828	合計 (円)	16,288,000	16,213,440	16,288,000	16,159,056		収支差額 (円)	0	△23,313	0	31,071
項目	金額																																																											
収支報告書 経常費用合計	15,733,967 円																																																											
総合評価シート 2(5)指定管理者の収支 支出合計	16,213,440 円																																																											
		(誤)		(正)																																																								
		令和3年度		令和3年度																																																								
		計画	実施結果	計画	実施結果																																																							
(5)指定管理者の収支	収入	委託料 (円)	16,186,000	16,164,567	16,186,000	16,164,567																																																						
		自主事業 (円)	102,000	25,560	102,000	25,560																																																						
		合計 (円)	16,288,000	16,190,127	16,288,000	16,190,127																																																						
	支出	管理経費 (円)	16,186,000	16,164,567	16,186,000	16,109,228																																																						
		自主事業 (円)	102,000	48,873	102,000	49,828																																																						
		合計 (円)	16,288,000	16,213,440	16,288,000	16,159,056																																																						
	収支差額 (円)	0	△23,313	0	31,071																																																							
【58】吹田市自然体験交流センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 「総合評価シート」の項目のうち、「2.(5) 指定管理者の収支」の項目について、収入・支出の各項目の区分が適切に行われていない。 <p>＜改善が必要な点＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 適切に区分した金額を記載すべき。正しくは以下である。 <table border="1" data-bbox="555 1279 1353 1816"> <thead> <tr> <th></th> <th>事業区分</th> <th>修正前</th> <th>修正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">収入</td> <td>指定管理料又は利用料金</td> <td>・指定管理に係る委託料</td> <td>・指定管理に係る委託料</td> </tr> <tr> <td>自主事業収入</td> <td>・主催事業収入 ・物販収入</td> <td>・物販収入 ・エアコン使用料</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>・給食収入 ・エアコン使用料</td> <td>・給食収入</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">支出</td> <td>管理経費</td> <td>・給食委託料(人件費等) ・下記の支出以外の給料手当、委託料等</td> <td>・主催事業費 ・主催事業受益者負担 ・下記の支出以外の給料手当、委託料等</td> </tr> <tr> <td>自主事業</td> <td>・主催事業費 ・主催事業受益者負担 ・物販購入費</td> <td>・物販購入費 ・エアコン設置費</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>・給食仕入(材料費) ・エアコン設置費</td> <td>・給食仕入(材料費) ・給食委託料(人件費等)</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ● 「総合評価シート」の項目のうち、「5.(1)市民の平等な利用の確保について」及び「5.(2)施設の効用の発揮」の評価の記載は、項目の趣旨に直接沿わない記載がなされている。 		事業区分	修正前	修正後	収入	指定管理料又は利用料金	・指定管理に係る委託料	・指定管理に係る委託料	自主事業収入	・主催事業収入 ・物販収入	・物販収入 ・エアコン使用料	その他	・給食収入 ・エアコン使用料	・給食収入	支出	管理経費	・給食委託料(人件費等) ・下記の支出以外の給料手当、委託料等	・主催事業費 ・主催事業受益者負担 ・下記の支出以外の給料手当、委託料等	自主事業	・主催事業費 ・主催事業受益者負担 ・物販購入費	・物販購入費 ・エアコン設置費	その他	・給食仕入(材料費) ・エアコン設置費	・給食仕入(材料費) ・給食委託料(人件費等)																																			
	事業区分	修正前	修正後																																																									
収入	指定管理料又は利用料金	・指定管理に係る委託料	・指定管理に係る委託料																																																									
	自主事業収入	・主催事業収入 ・物販収入	・物販収入 ・エアコン使用料																																																									
	その他	・給食収入 ・エアコン使用料	・給食収入																																																									
支出	管理経費	・給食委託料(人件費等) ・下記の支出以外の給料手当、委託料等	・主催事業費 ・主催事業受益者負担 ・下記の支出以外の給料手当、委託料等																																																									
	自主事業	・主催事業費 ・主催事業受益者負担 ・物販購入費	・物販購入費 ・エアコン設置費																																																									
	その他	・給食仕入(材料費) ・エアコン設置費	・給食仕入(材料費) ・給食委託料(人件費等)																																																									

施設名	「総合評価シート」における記載内容と改善の方向性																										
	(1)市民の平等な利用の確保	・各種法令を遵守するとともに、指定管理者が定める個人情報保護規程に基づき、個人情報管理者、情報システム管理者、個人情報取扱者、情報システム監督者を配置し、運営を行っている。																									
	(2)施設の効用の発揮	<ul style="list-style-type: none"> ・事故発生時の緊急マニュアル、緊急連絡先一覧を作成しており、掲示している。 ・開館時間中は常時2人以上のスタッフを配置して対応しており、年末年始の休所日も警備員を配置し、1年を通して無人となることはない。 ・利用者アンケートの実施や利用者懇談会を通じて利用ニーズを把握し、施設運営に反映している。 																									
	<p data-bbox="555 696 788 725"><改善が必要な点></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「(1)市民の平等な利用の確保について」は、特定の団体や市民に偏ることなく市民の平等な利用が可能となる取組がなされているかという観点での評価の記載が必要であり、「(2)施設の効用の発揮」は、施設の設置目的等に沿う利用がなされるための取組等の評価が必要である。 																										
【60】自然の家	<ul style="list-style-type: none"> ● 「総合評価シート」の項目のうち、「2.(5) 指定管理者の収支」の項目について、収入・支出の各項目の区分が適切に行われていない。 <p data-bbox="555 1178 788 1207"><改善が必要な点></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 適切に区分した金額を記載すべき。正しくは以下である。 <table border="1" data-bbox="555 1263 1353 1637"> <thead> <tr> <th></th> <th>事業区分</th> <th>修正前</th> <th>修正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">収入</td> <td>指定管理料又は利用料金</td> <td>・指定管理に係る委託料</td> <td>・指定管理に係る委託料</td> </tr> <tr> <td>自主事業収入</td> <td>・物販収入</td> <td>・物販収入</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>・主催事業収入 ・給食収入</td> <td>・給食収入</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">支出</td> <td>管理経費</td> <td>・主催事業費 ・下記の支出以外の給料手当、委託料等</td> <td>・主催事業費 ・下記の支出以外の給料手当、委託料等</td> </tr> <tr> <td>自主事業</td> <td>・物販支出</td> <td>・物販支出</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>・給食支出</td> <td>・給食支出</td> </tr> </tbody> </table>				事業区分	修正前	修正後	収入	指定管理料又は利用料金	・指定管理に係る委託料	・指定管理に係る委託料	自主事業収入	・物販収入	・物販収入	その他	・主催事業収入 ・給食収入	・給食収入	支出	管理経費	・主催事業費 ・下記の支出以外の給料手当、委託料等	・主催事業費 ・下記の支出以外の給料手当、委託料等	自主事業	・物販支出	・物販支出	その他	・給食支出	・給食支出
	事業区分	修正前	修正後																								
収入	指定管理料又は利用料金	・指定管理に係る委託料	・指定管理に係る委託料																								
	自主事業収入	・物販収入	・物販収入																								
	その他	・主催事業収入 ・給食収入	・給食収入																								
支出	管理経費	・主催事業費 ・下記の支出以外の給料手当、委託料等	・主催事業費 ・下記の支出以外の給料手当、委託料等																								
	自主事業	・物販支出	・物販支出																								
	その他	・給食支出	・給食支出																								

③意見

各施設の状況に応じて計画値を設定し、指定管理者と共有したうえで、事業計画書、事業報告書で計画値に対する取組内容、実施結果の記載を求め、その結果について評価を行うべきである。

「総合評価シート」において、施設の利用状況を示す指標が掲げられているが、これらの指標に対する計画値が設定されていないものが多数見受けられた。

令和3年度においては、新型コロナウイルス感染拡大防止等の対応も視野に入れる必要があることや、目標設定に際して参考となる令和2年度の実績は多くの施設においてコロナ禍による落ち込みがあり、大規模なイベントの開催有無により実績数値が大きく変動するため目標設定がしづらいつの状況や、施設ごとの利用状況に関する目標設定を行っていないことから、計画値の設定が困難な施設もあった。

しかしながら、一定の前提を置いた上で、施設の利用状況等についてどの程度の水準を目指すのかを設定し、それを指定管理者と共有することは、各施設における職員等の配置や、今後の業務改善に向けて必要なプロセスであると考えます。

指定管理者がその目標を達成するために、どのような計画を立て、どのように取り組んだかを確認し、取組内容に課題がある場合は改善に向けた協議、指導等を行い、PDCAサイクルの構築に資する評価を行うことが必要である。

なお、各施設における具体的な状況は次のとおりである。

施設名	目標設定に関する状況
【1～4】市民センター・山田ふれあい文化センター 【5～12】市民ホール 【13～16】コミュニティセンター	<ul style="list-style-type: none"> ● 「総合評価シート」において、施設の利用状況を示す指標が掲げられているが、これらの指標に対する計画数値が設定されていない。また、指定管理者が作成する年度ごとの事業計画書においても、これらの指標に対する計画数値の設定を求めている。 ● 市の総合計画の中で施策指標として公表されている、コミュニティセンターや市民センターを含んだ年間利用件数を定量的な目標としているものの、個別施設の計画値は定めていないことによるものである。
【17】市民公益活動センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 「総合評価シート」において、施設の利用状況を示す指標が掲げられているが、これらの指標に対する計画数値が設定されていない。また、指定管理者が作成する年度ごとの事業計画書においても、これらの指標に対する計画数値の設定を求めている。 ● 市の総合計画の中で施策指標として公表されている「市民公益活動センター(ラコルタ)の年間利用者数」を目標としているものの、年度ごとの目標は設定していない。
【18】勤労者会館	<ul style="list-style-type: none"> ● 「3 施設の利用状況」の計画値の入力がされていない。計画値の設定は行われているが、入力漏れのまま公表されている。
【20】吹田歴史文化まちづくりセンター	<ul style="list-style-type: none"> ● 「総合評価シート」において、施設の利用状況を示す指標が掲げられているが、これらの指標に対する計画数値が設定されていない。また、指定管理者が作成する年度ごとの事業計画書において、これらの指標に対する計画数値の設定を求めている。
【21】南山田市民ギャラリー	<ul style="list-style-type: none"> ● 「総合評価シート」において、施設の利用状況を示す指標が掲げられているが、これらの指標に対する計画数値が設定されていない。

施設名	目標設定に関する状況
	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定管理者が作成する年度ごとの事業計画書において、これらの指標に対する計画数値の設定を求めている。
<p>【22】片山市民プール</p> <p>【23】北千里市民プール</p> <p>【24～28】スポーツグラウンド</p> <p>【29～33】体育館</p> <p>【34】武道館</p> <p>【35】総合運動場</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「総合評価シート」において、施設の利用状況を示す指標が掲げられているが、これらの指標に対する計画数値がコロナ禍の影響により設定できていない。 ● 指定管理者が作成する年度ごとの事業計画書において、これらの指標に対する計画数値の設定を求めていることができていない。
<p>【36】市立吹田サッカースタジアム</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和3年度より「総合評価シート」が作成されているが、施設の利用状況等に関する数値目標の設定がされていない。 ● 中期事業計画や年度事業計画書においても、施設の利用者数、利用件数等について数値目標が定められていないことによるものである。
<p>【37】千里山竹園児童センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「総合評価シート」において、従前から数値目標を設定しておらず、事業計画書上でもその記載を求めている。
<p>【48】吹田市資源リサイクルセンター</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「総合評価シート」において、施設の利用等に関する計画数値が記載されていない。 ● 事業計画においては、実施事業として市民工房の運営、不用品の交換、物流を促進する事業、環境問題及び環境保全活動推進に関する市民・事業者向けの啓発活動等の取組内容は示されており、事業報告書においては、各事業の成果(参加者数等)について報告が行われているものの、計画段階で参加者数等についての目標設定がなされていない。
<p>【53】吹田市花とみどりの情報センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「総合評価シート」における利用状況を示す指標は、利用者数、緑化相談件数、主催講座参加者数及び施設稼働率であるが、いずれも計画値は設定されていない。 ● 「総合評価シート」における計画値が未設定である理由は、事業者より提出を受けた目標数値と異なるため、記載を行っていないとのことであるが、事業者より、事業計画書において提示された目標とその実績

施設名	目標設定に関する状況																														
	<p>は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標</th> <th>目標値</th> <th>実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支援した市民の活動実績</td> <td>年間 10 件</td> <td>年間 2 件</td> </tr> <tr> <td>事業参加者</td> <td>年間 200 人</td> <td>年間 202 人</td> </tr> <tr> <td>公民連携の取組</td> <td>年間 2 箇所以上</td> <td>年間 0 箇所</td> </tr> <tr> <td>センター主催の講習会の参加者</td> <td>年間 60 人</td> <td>年間 81 人</td> </tr> <tr> <td>講習会を通じた活動支援をした地域</td> <td>5 年で 5 か所以上</td> <td>年間 2 箇所</td> </tr> <tr> <td>未来サポーターや小中学生が参加する活動</td> <td>毎年 3 件以上</td> <td>年間 1 件</td> </tr> <tr> <td>利用者アンケート</td> <td>満足度 70%以上</td> <td>満足度 97%</td> </tr> <tr> <td>花とみどりのフェア等のイベント参加者</td> <td>年間 3,000 人以上</td> <td>年間 2,000 人</td> </tr> <tr> <td>SNS フォロワー数</td> <td>前年比 10%向上</td> <td>Instagram フォロワー前年比+72.6%</td> </tr> </tbody> </table>	目標	目標値	実績値	支援した市民の活動実績	年間 10 件	年間 2 件	事業参加者	年間 200 人	年間 202 人	公民連携の取組	年間 2 箇所以上	年間 0 箇所	センター主催の講習会の参加者	年間 60 人	年間 81 人	講習会を通じた活動支援をした地域	5 年で 5 か所以上	年間 2 箇所	未来サポーターや小中学生が参加する活動	毎年 3 件以上	年間 1 件	利用者アンケート	満足度 70%以上	満足度 97%	花とみどりのフェア等のイベント参加者	年間 3,000 人以上	年間 2,000 人	SNS フォロワー数	前年比 10%向上	Instagram フォロワー前年比+72.6%
目標	目標値	実績値																													
支援した市民の活動実績	年間 10 件	年間 2 件																													
事業参加者	年間 200 人	年間 202 人																													
公民連携の取組	年間 2 箇所以上	年間 0 箇所																													
センター主催の講習会の参加者	年間 60 人	年間 81 人																													
講習会を通じた活動支援をした地域	5 年で 5 か所以上	年間 2 箇所																													
未来サポーターや小中学生が参加する活動	毎年 3 件以上	年間 1 件																													
利用者アンケート	満足度 70%以上	満足度 97%																													
花とみどりのフェア等のイベント参加者	年間 3,000 人以上	年間 2,000 人																													
SNS フォロワー数	前年比 10%向上	Instagram フォロワー前年比+72.6%																													
<p>【58】吹田市自然体験交流センター</p> <p>【59】[夢つながり未来館] 青少年活動サポートプラザ</p> <p>【60】自然の家</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「総合評価シート」において、施設の利用等に関する計画数値が記載されていない。 ● 市は施設の利用状況を評価する指標として施設利用者数、施設の利用件数及び施設の利用率を用いているが、いずれも計画値を設定していないことによるものである。 																														

④意見

施設の目的や特性を踏まえた計画値の設定を行い、より実態に即した評価を行うことが必要である。

「総合評価シート」においては、各施設の利用状況等について、利用状況を示す指標を設定して評価が行われているが、施設の特性を踏まえた成果指標が設定されていないものや、状況に応じた計画値の見直しが実施されていないものがあった。

今後の指定管理業務の改善につなげるためにも、施設の目的や特性を踏まえた計画値の設定を行い、より実態に即した評価を行うことが必要である。

なお、各施設における具体的な状況は次のとおりである。

施設名	施設の利用状況等の評価に関する内容
【17】市民公益活動センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 「3 施設の利用状況」において指標とされている項目は、施設利用者数、会議室利用者数及び会議室利用率の 3 つである。 ● 一方で、指定管理者の「利用状況等月次報告書」や、年度の事業報告書では、利用者数、会議室利用件数及び会議室の利用率のほか、相談件数についても集計しており、月次比較を行っている。

施設名	施設の利用状況等の評価に関する内容																																														
	<p><改善が必要な点></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当施設の第一の業務として「相談業務」が挙げられており、相談業務は、指定管理事業の中心業務である。 ● 指定管理者の評価を行う際には、施設の機能が有効に活用されているかという視点も重要であり、計画数値として「相談件数」を設定することも、今後のモニタリングの際に有用な情報になると考える。 																																														
<p>【19】吹田市文化会館</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「3 施設の利用状況」において、令和2年度及び令和3年度の貸館利用率に係る計画数値は、前年度の実施結果と同じ数値が設定されている。また、貸館利用率に係る計画数値は、指定管理者の事業計画に反映されていない。 <p><改善が必要な点></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 計画数値を設定し、実施結果の数値と比較することは、当施設が適切に管理運営されているかどうかを評価するために有用である。新型コロナウイルス感染拡大等の影響により社会情勢が大きく変動する状況において、計画数値を前年度と同じ数値で設定することは必ずしも適切であるといえない。計画数値は、直近の社会情勢を反映した具体的な目標となるように設定すべきである。 																																														
<p>【39】高齢者いきいの家</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 市は総合評価シートにおいて以下のとおり目標値を設定し、その実施結果を評価している。 <p>3 施設の利用状況</p> <table border="1" data-bbox="576 1301 1350 1491"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">利用状況を示す指標</th> <th colspan="2">令和2年度</th> <th colspan="2">令和3年度</th> </tr> <tr> <th>計画</th> <th>実施結果</th> <th>計画</th> <th>実施結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>利用者数 (人)</td> <td>9,600</td> <td>4,262</td> <td>10,000</td> <td>5,492</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>開所日数 (日)</td> <td>293</td> <td>162(※)</td> <td>293</td> <td>191(※)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1日平均利用者数 (人)</td> <td>33</td> <td>26</td> <td>34</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>主催講座 開催回数 (回)</td> <td>48</td> <td>30</td> <td>142</td> <td>76</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>共催事業 開催回数 (回)</td> <td>19</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>自主事業 開催回数 (回)</td> <td>23</td> <td>9</td> <td>3</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度は約6か月、令和3年度は約4か月休館した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、4か月の休館や利用制限を行ったことで、利用者数が伸び悩んでいる。しかし、開館日数に占める講座回数が、コロナ禍以前(平成30年度)と同水準であること、利用者アンケートの結果が良好だったことから、市では施設の利用状況を良好と評価している。 ● 施設の利用状況を良好と評価しているが、市が設定した数値目標について指定管理者に共有はなされておらず、事業計画書では数値目標や目標を達成するための取組についての記載はなされていない。また、事業報告書においてもこの数値目標に対する報告や評価はなされていない。 	利用状況を示す指標		令和2年度		令和3年度		計画	実施結果	計画	実施結果	1	利用者数 (人)	9,600	4,262	10,000	5,492	2	開所日数 (日)	293	162(※)	293	191(※)	3	1日平均利用者数 (人)	33	26	34	29	4	主催講座 開催回数 (回)	48	30	142	76	5	共催事業 開催回数 (回)	19	1	2	6	6	自主事業 開催回数 (回)	23	9	3	30
利用状況を示す指標				令和2年度		令和3年度																																									
		計画	実施結果	計画	実施結果																																										
1	利用者数 (人)	9,600	4,262	10,000	5,492																																										
2	開所日数 (日)	293	162(※)	293	191(※)																																										
3	1日平均利用者数 (人)	33	26	34	29																																										
4	主催講座 開催回数 (回)	48	30	142	76																																										
5	共催事業 開催回数 (回)	19	1	2	6																																										
6	自主事業 開催回数 (回)	23	9	3	30																																										

施設名	施設の利用状況等の評価に関する内容
	<p><改善が必要な点></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事業報告書上、管理業務に係る主催事業と自主事業の記載区分が誤っている。市はその事業報告書をもとに総合評価シートを作成しているため、当シート「3 施設の利用状況」実施結果の記載も誤っており、適切に評価が行われていない。正確な記載に基づき総合評価を行うことが必要である。 ● より一層の施設の利用促進等を図るためには、市で設定した数値目標を指定管理者に共有または指定管理者から数値目標の提案を受け、指定管理者がその目標を達成するために必要な実施計画を策定、実行し、市がその計画に基づく取組内容を評価し、次年度の事業計画に活かすことが望まれる。
【40】高齢者生きがい活動センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 市は施設の設置目的に沿って事業を円滑に遂行できているかを念頭に置き、市のモニタリングにおいて、事業内容だけでなく、財務面や人員面等の項目ごとに目標(評価項目)を設定し、その達成状況等を評価している。 ● 令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、4か月間の休館や利用制限を行ったことで、利用者数が伸び悩んでいるが、コロナ禍以前(平成30年度)と令和3年度の開館日数から利用者数を分析すると、令和3年度の開館日数がコロナ禍以前の約66%であるのに対し、利用者数は約77%と、コロナ禍以前を上回るペースで利用者数を確保している状況である。 ● また、講座回数に関しても、4か月間の休館があったにもかかわらず、概ね同水準の講座回数を実施していたことから、市では施設の利用状況は良好と評価しているとのことである。 <p><改善が必要な点></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 数値目標について指定管理者に共有はなされておらず、指定管理者が作成する事業計画書では数値目標や目標を達成するための取組についての記載はなされていない。また、事業報告書においても市の数値目標に対する報告や評価はなされていない。 ● 市施設の利用の促進等をより図るためには、市で設定した数値目標を指定管理者に共有または指定管理者から数値目標の提案を受け、指定管理者がその目標を達成するために必要な実施計画を立て実施し、市はその計画に基づく取組内容を評価し、次年度の事業計画に活かすことが望まれる。

施設名	施設の利用状況等の評価に関する内容
<p>【58】吹田市自然体験交流センター</p> <p>【60】自然の家</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「総合評価シート」における利用状況を示す指標のうち、施設の利用率は開所日数に対する利用日数の比率を示しており、指定管理者から報告を受けた算定式をそのまま利用している。 <p><改善が必要な点></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 現状の利用率は、開所日数に対する利用日数の比率であり、利用人数や利用室数を必ずしも反映するものではない。施設の利用状況を適切に評価するためには、その評価目的に応じて適切な算定式を複数設けることが有用であると考えられる。 ● 例えば、利用者数の向上を評価するためには定員数に対する利用者数を用いることや、部屋や各サイトの稼働状況を評価するためには部屋等のサイト設置数に対する実利用数を用いること等が有用と考える。

第5 監査の結果及び意見（各論）

- 【1】岸部市民センター、【2】豊一市民センター、
【3】千里丘市民センター、【4】山田ふれあい文化センター

1.概要

施設名	吹田市立岸部市民センター	所管部室課名	市民部市民自治推進室
所在地	吹田市岸部南1-4-8	設置年月日	平成2年5月18日

1 施設の概要

(1)設置目的	市民の集会等の用に供し、市民相互の交流並びに市民の文化及び福祉等の向上を図る。		
(2)規模、開館日等	【規模】 多目的ホール 2室 会議室 2室 音楽室 1室 和室 2室 料理実習室 1室 創作室 1室	【開館日等】 休館日：12月29日から1月3日、施設の点検日 開館時間：午前9時から午後10時	

2 指定管理者の概要

(1)指定管理者	大阪ガスビジネスクリエイト・国際ライフパートナー共同事業体					
(2)指定期間	令和2年(2020年)4月1日～令和7年(2025年)3月31日（5年間）					
(3)選定方法	公募					
(4)指定管理者が行う業務内容	施設の管理運営業務					
(5)指定管理者の収支	収入	委託料又は利用料等（円）	36,474,000	36,474,000	36,317,000	36,317,000
		自主事業収入（円）	1,400,000	56,139	1,400,000	36,110
	その他（円）					
	支出	管理経費（円）	36,474,000	36,474,000	36,317,000	36,317,000
		自主事業（円）	1,400,000	28,250	1,400,000	127,116
		その他（円）				
	収支差額（円）					

3 施設の利用状況

利用状況を示す指標	令和2年度		令和3年度	
	計画	実施結果	計画	実施結果
1 利用件数(利用率)	—	2,879件(56.3%)	—	3,069件(44.0%)
2 利用人数	—	29,023人	—	29,317人
3				
4				
5				
6				
7				
8				

施設名	吹田市立豊一市民センター	所管部室課名	市民部市民自治推進室
所在地	吹田市垂水町1-53-7	設置年月日	平成5年4月1日

1 施設の概要

(1)設置目的	市民の集会等の用に供し、市民相互の交流並びに市民の文化及び福祉等の向上を図る。		
(2)規模、開館日等	【規模】 多目的ホール 2室 会議室 2室 音楽室 1室 和室 2室 料理実習室 1室 創作室 1室	【開館日等】 休館日:12月29日から1月3日、施設の点検日 開館時間:午前9時から午後10時	

2 指定管理者の概要

(1)指定管理者	大阪ガスビジネスクリエイト・国際ライフパートナー共同事業体					
(2)指定期間	令和2年(2020年)4月1日 ~ 令和7年(2025年)3月31日 (5年間)					
(3)選定方法	公募					
(4)指定管理者が行う業務内容	施設の管理運営業務					
(5)指定管理者の収支		令和2年度		令和3年度		
		計画	実施結果	計画	実施結果	
	収入	委託料又は利用料金 (円)	28,454,000	28,454,000	28,455,000	28,455,000
		自主事業収入 (円)	2,400,000	50,291	2,400,000	1,386,940
		その他 (円)				
	支出	管理経費 (円)	28,454,000	28,454,000	28,455,000	28,455,000
		自主事業 (円)	2,400,000	60,743	2,400,000	1,565,477
		その他 (円)				
	収支差額 (円)					

3 施設の利用状況

利用状況を示す指標	令和2年度		令和3年度	
	計画	実施結果	計画	実施結果
1 利用件数(利用率)	—	1,333件(41.7%)	—	1,783件(40.6%)
2 利用人数	—	17,353人	—	23,813人
3				
4				
5				
6				
7				
8				

施設名	吹田市立千里丘市民センター	所管部室課名	市民部市民自治推進室
所在地	吹田市千里丘上14-37	設置年月日	平成8年4月10日

1 施設の概要

(1)設置目的	市民の集会等の用に供し、市民相互の交流並びに市民の文化及び福祉等の向上を図る。		
(2)規模、開館日等	【規模】 多目的ホール 2室 会議室 2室 音楽室 1室 和室 2室 料理実習室 1室 創作室 1室	【開館日等】 休館日:12月29日から1月3日、施設の点検日 開館時間:午前9時から午後10時	

2 指定管理者の概要

(1)指定管理者	大阪ガスビジネスクリエイト・国際ライフパートナー共同事業体					
(2)指定期間	令和2年(2020年)4月1日 ~ 令和7年(2025年)3月31日 (5年間)					
(3)選定方法	公募					
(4)指定管理者が行う業務内容	施設の管理運営業務					
(5)指定管理者の収支			令和2年度		令和3年度	
			計画	実施結果	計画	実施結果
	収入	委託料又は利用料等 (円)	37,610,000	37,610,000	37,416,000	37,416,000
		自主事業収入 (円)	2,440,000	419,834	2,440,000	1,593,382
		その他 (円)				
	支出	管理経費 (円)	37,610,000	37,610,000	37,416,000	37,416,000
		自主事業 (円)	2,440,000	414,603	2,440,000	1,597,187
その他 (円)						
	収支差額 (円)					

3 施設の利用状況

利用状況を示す指標	令和2年度		令和3年度	
	計画	実施結果	計画	実施結果
1 利用件数(利用率)	—	2,821件(55.2%)	—	3,766件(53.6%)
2 利用人数	—	48,215人	—	59,158人
3				
4				
5				
6				
7				
8				

施設名	吹田市立山田ふれあい文化センター	所管部署課名	市民部市民自治推進室
所在地	吹田市山田東1-28-9	設置年月日	平成5年5月23日

1 施設の概要

(1)設置目的	市民の集会、文化活動等の用に供し、市民相互の交流・ふれあい、市民の文化の振興及び市民の福祉の向上を図る。		
(2)規模、開館日等	【規模】 多目的ホール 2室 会議室 2室 音楽室 1室 和室 2室 料理実習室 1室 創作室 1室	【開館日等】 休館日:12月29日から1月3日、施設の点検日 開館時間:午前9時から午後10時	

2 指定管理者の概要

(1)指定管理者	大阪ガスビジネススクリエイト・国際ライフパートナー共同事業体					
(2)指定期間	令和2年(2020年)4月1日 ~ 令和7年(2025年)3月31日 (5年間)					
(3)選定方法	公募					
(4)指定管理者が行う業務内容	施設の管理運営業務					
(5)指定管理者の収支		令和2年度		令和3年度		
		計画	実施結果	計画	実施結果	
	収入	委託料又は利用料等 (円)	51,485,000	51,485,000	51,294,000	51,294,000
		自主移家収入 (円)	3,200,000	109,673	3,200,000	2,132,619
		その他 (円)				
	支出	管理経費 (円)	51,485,000	51,485,000	51,294,000	51,294,000
		自主事業 (円)	3,200,000	204,229	3,200,000	2,387,151
その他 (円)						
収支差額 (円)						

3 施設の利用状況

利用状況を示す指標	令和2年度		令和3年度	
	計画	実施結果	計画	実施結果
1 利用件数(利用率)	—	2,353件(53.1%)	—	3,268件(53.3%)
2 利用人数	—	22,711人	—	36,006人
3				
4				
5				
6				
7				
8				

岸部市民センター



豊一市民センター



千里丘市民センター



山田ふれあい文化センター



(出所:吹田市ホームページ)

【概要補足等】

市民センターは、市民交流、福祉向上、趣味・健康等、様々な活動の機会の場として設けられた施設であり、平成 18 年度から指定管理者制度が導入されている。「岸部市民センター」「豊一市民センター」「千里丘市民センター」「山田ふれあい文化センター」の 4 施設について、一括公募により指定管理者が選定され、同一の事業体により一体的に管理されている。各施設とも会議室や多目的ホールを備えているという共通点があるが、以下のとおり施設ごとに特色がある。

- ・岸部市民センターには、他の 3 施設にはない研修室が設置されており、研究会、体操、演劇の練習等の活動を行うことが可能になっている。
- ・豊一市民センターは 4 施設の中では唯一クラフト室がなく、また会議室の定員数が少ない等、比較的小規模な施設である。指定管理料も 4 施設の中では最も低い水準となっている。
- ・千里丘市民センターは、クラフト室、練習室が設置されており、多様な活動を実施することができる。
- ・山田ふれあい文化センターは、4 施設の中で最大の定員(260 名)の多目的ホールを有しており、また電動の可動客席を備えていることから、コンサートや演劇舞台等にも使用されている。指定管理料は 4 施設の中で最も高い水準となっている。

2. 監査の結果及び意見(市民センター4 施設共通)

(1) 第4 監査の結果及び意見(共通事項) 参照

「総合評価シート」における記載内容について見直しが必要である。(意見)

各施設の状況に応じて計画値を設定し、指定管理者と共有したうえで、事業計画書、事業報告書で計画値に対する取組内容、実施結果の記載を求め、その結果について評価を行うべきである。(意見)

(2) 指定管理者の選定方法について

①現状

「吹田市指定管理者公募マニュアル」において、選定基準について以下のとおり定められている。

4 指定管理者の選定

(1) 選定基準

指定管理者の選定は、応募(申請)のあった者の中から、選定基準に照らして最も適切な管理を行うことができると認められる者を総合的に判断して行うこととする。所管室課は各施設の設置目的・事情等に応じ、次の項目を基本とする選定基準を設定し、具体的な評価項目及び配点の設定を行うこととする。

その際、管理運営の質を確保する観点から、指定管理者候補者に求められる最低限必要な点数として、最低基準点を設けることとする。

〔例〕配点〇〇満点中、合計6割以上 等

一方で、選定委員会内で提示された資料「吹田市立市民センター等指定管理者候補者の選定方法等について」において、選定方法について以下の記載となっていた。

9 指定管理者候補者の選定

～(略)～

選定基準、評価項目に基づき各選定委員が書類選考等による評点合計等で応募者の順位付けを行い、指定管理者候補者及び次点者を選定するものとする。

②意見

選定基準において最低基準点を設定すべきである。

市民センターの選定基準においては、具体的な評価項目の配点、評価の視点が規定されているものの、「吹田市指定管理者公募マニュアル」に規定されている最低限必要な点数としての最低基準点が定められておらず、評点の合計点数により順位付けを行うことで、指定管理者を選定していた。

「公募マニュアル」に記載のとおり、最低基準点を定めること理由は、管理運営の質を確保するという点にある。

最低基準点を定めずに選定が行われた場合、特定の側面で質の低い管理運営が行われるおそれがあり、結果として適任ではない指定管理者を選定する可能性がある。また、合計点数が最も高い候補者を選定した場合であっても、応募者全てが指定管理者として適切な管理を行う水準を満たしていない可能性がある。その点、最低基準点を設定することで、管理運営の質を確保する観点から、適任でない候補者を選定することを回避することができる。

なお、直近の令和2年4月から令和7年5月までを指定管理期間として、選定された指定管理者は、全ての委員が1位(評点合計が最も高い)かつ6割(「平均的である」)以上の評点を獲得しており、適任である候補者が選定されたと判断している。

しかしながら、実態として、上記の観点により定められている「公募マニュアル」の規定が選定ルール上反映されていないため、最低基準点の設定を明記すべきである。

- 【5】吹田市津雲台市民ホール、【6】吹田市高野台市民ホール、
 【7】吹田市佐竹台市民ホール、【8】吹田市桃山台市民ホール、
 【9】吹田市青山台市民ホール、【10】吹田市藤白台市民ホール、
 【11】吹田市古江台市民ホール、【12】吹田市竹見台市民ホール

1.概要

施設名	吹田市津雲台市民ホール	所管部室課名	市民部市民自治推進室
所在地	吹田市津雲台4-1-1	設置年月日	昭和51年4月

1 施設の概要

(1)設置目的	地域住民の集会等の用に供し、市民の文化及び福祉等の向上を図る。		
(2)規模、開館日等	【規模】 会議室 3室 和室 2室	【開館日等】 休館日：火曜日、祝日の翌日(火曜日にあたる場合は、その翌日)、12月29日から1月3日 開館時間：午前10時から午後10時	

2 指定管理者の概要

(1)指定管理者	吹田市津雲台市民ホール運営委員会					
(2)指定期間	令和3年(2021年)4月1日～令和8年(2026年)3月31日(5年間)					
(3)選定方法	非公募					
(4)指定管理者が行う業務内容	施設の管理運営業務					
(5)指定管理者の収支		令和2年度		令和3年度		
		計画	実施結果	計画	実施結果	
	収入	委託料又は利用料等(円)	2,033,540	1,973,074	2,033,540	1,979,045
		自主事業収入(円)				
		その他(円)				
	支出	管理経費(円)	2,033,540	1,973,074	2,033,540	1,979,045
		自主事業(円)				
その他(円)						
	収支差額(円)					

3 施設の利用状況

利用状況を示す指標		令和2年度		令和3年度	
		計画	実施結果	計画	実施結果
1	利用件数(利用率) (件)	—	327件(12.2%)	—	615件(16.8%)
2	利用人数 (人)	—	1,380人	—	5,396人
3					
4					
5					
6					
7					
8					

施設名	吹田市高野台市民ホール	所管部室課名	市民部市民自治推進室
所在地	吹田市高野台1-6-1	設置年月日	昭和51年7月

1 施設の概要

(1)設置目的	地域住民の集会等の用に供し、市民の文化、福祉等の向上を図る。		
(2)規模、開館日等	【規模】 会議室 2室 和室 2室	【開館日等】 休館日：月曜日、祝日の翌日(月曜日にあたる ときは、その翌日)、12月29日から1月3日 開館時間：午前10時から午後10時	

2 指定管理者の概要

(1)指定管理者	吹田市高野台市民ホール運営委員会					
(2)指定期間	令和3年(2021年)4月1日～令和8年(2026年)3月31日(5年間)					
(3)選定方法	非公募					
(4)指定管理者が行う業務内容	施設の管理運営業務					
(5)指定管理者の収支		令和2年度		令和3年度		
		計画	実施結果	計画	実施結果	
	収入	委託料又は利用料等(円)	2,033,540	2,031,587	2,033,540	2,032,450
		自主事業収入(円)				
		その他(円)				
	支出	管理経費(円)	2,033,540	2,031,587	2,033,540	2,032,450
		自主事業(円)				
その他(円)						
	収支差額(円)					

3 施設の利用状況

利用状況を示す指標		令和2年度		令和3年度	
		計画	実施結果	計画	実施結果
1	利用件数(利用率) (件)	—	380件(14.5%)	—	526件(14.4%)
2	利用人数 (人)	—	2,490人	—	4,542人
3					
4					
5					
6					
7					
8					

施設名	吹田市佐竹台市民ホール	所管部室課名	市民部市民自治推進室
所在地	吹田市佐竹台2-5-1	設置年月日	昭和51年4月

1 施設の概要

(1)設置目的	地域住民の集会等の用に供し、市民の文化、福祉等の向上を図る。		
(2)規模、開館日等	【規模】 会議室 4室 和室 1室	【開館日等】 休館日:水曜日、祝日の翌日(水曜日にあたる時は、その翌日)、12月29日から1月3日 開館時間:午前10時から午後10時	

2 指定管理者の概要

(1)指定管理者	吹田市佐竹台市民ホール運営委員会					
(2)指定期間	令和3年(2021年)4月1日 ~ 令和8年(2026年)3月31日 (5年間)					
(3)選定方法	非公募					
(4)指定管理者が行う業務内容	施設の管理運営業務					
(5)指定管理者の収支		令和2年度		令和3年度		
		計画	実施結果	計画	実施結果	
	収入	委託料又は利用料金 (円)	2,033,540	2,001,705	2,033,540	1,965,423
		自主多額収入 (円)				
		その他 (円)				
	支出	管理経費 (円)	2,033,540	2,001,705	2,033,540	1,965,423
		自主事業 (円)				
その他 (円)						
	収支差額 (円)					

3 施設の利用状況

利用状況を示す指標		令和2年度		令和3年度	
		計画	実施結果	計画	実施結果
1	利用件数(利用率) (件)	—	820件(30.9%)	—	1,035件(28.1%)
2	利用人数 (人)	—	6,658人	—	10827人
3					
4					
5					
6					
7					
8					

施設名	吹田市桃山台市民ホール	所管部室課名	市民部市民自治推進室
所在地	吹田市桃山台2-5-5	設置年月日	昭和51年4月

1 施設の概要

(1)設置目的	地域住民の集会等の用に供し、市民の文化、福祉等の向上を図る。		
(2)規模、開館日等	【規模】 会議室 6室	【開館日等】 休館日：月曜日、祝日の翌日（月曜日にあたるときは、その翌日）、12月29日から1月3日 開館時間：午前10時から午後10時	

2 指定管理者の概要

(1)指定管理者	吹田市桃山台市民ホール運営委員会					
(2)指定期間	令和3年(2021年)4月1日 ~ 令和8年(2026年)3月31日 (5年間)					
(3)選定方法	非公募					
(4)指定管理者が行う業務内容	施設の管理運営業務					
(5)指定管理者の収支		令和2年度		令和3年度		
		計画	実施結果	計画	実施結果	
	収入	委託料又は利用料金 (円)	2,033,540	2,016,066	2,033,540	2,020,243
		自主事業収入 (円)				
		その他 (円)				
	支出	管理経費 (円)	2,033,540	2,016,066	2,033,540	2,020,243
		自主事業 (円)				
その他 (円)						
	収支差額 (円)					

3 施設の利用状況

利用状況を示す指標		令和2年度		令和3年度	
		計画	実施結果	計画	実施結果
1	利用件数(利用率) (件)	—	501件(13.5%)	—	871件(17.0%)
2	利用人数 (人)	—	5,224人	—	13,088人
3					
4					
5					
6					
7					
8					

施設名	吹田市青山台市民ホール	所管部室課名	市民部市民自治推進室
所在地	吹田市青山台2-1-20	設置年月日	昭和51年4月

1 施設の概要

(1)設置目的	地域住民の集会等の用に供し、市民の文化、福祉等の向上を図る。		
(2)規模、開館日等	【規模】 会議室 2室	【開館日等】 休館日：水曜日、祝日の翌日（水曜日にあたる ときは、その翌日）、12月29日から1月3日 開館時間：午前10時から午後10時	

2 指定管理者の概要

(1)指定管理者	吹田市青山台市民ホール運営委員会					
(2)指定期間	令和3年(2021年)4月1日 ~ 令和8年(2026年)3月31日 (5年間)					
(3)選定方法	非公募					
(4)指定管理者が行う業務内容	施設の管理運営業務					
(5)指定管理者の収支			令和2年度		令和3年度	
			計画	実施結果	計画	実施結果
	収入	委託料又は利用料等 (円)	2,033,540	2,008,641	2,033,540	2,008,680
		自主事業収入 (円)				
		その他 (円)				
	支出	管理経費 (円)	2,033,540	2,008,641	2,033,540	2,008,680
		自主事業 (円)				
その他 (円)						
収支差額 (円)						

3 施設の利用状況

利用状況を示す指標		令和2年度		令和3年度	
		計画	実施結果	計画	実施結果
1	利用件数(利用率) (件)	—	424件(39.9%)	—	410件(28.0%)
2	利用人数 (人)	—	2,594人	—	2,780人
3					
4					
5					
6					
7					
8					

施設名	吹田市藤白台市民ホール	所管部室課名	市民部市民自治推進室
所在地	吹田市藤白台2-9-1-114	設置年月日	昭和51年7月

1 施設の概要

(1)設置目的	地域住民の集会等の用に供し、市民の文化、福祉等の向上を図る。		
(2)規模、開館日等	【規模】 会議室 3室 和室 1室	【開館日等】 休館日：木曜日、祝日の翌日(木曜日にあたるときは、その翌日)、12月29日から1月3日 開館時間：午前10時から午後10時	

2 指定管理者の概要

(1)指定管理者	吹田市藤白台市民ホール運営委員会					
(2)指定期間	令和3年(2021年)4月1日 ~ 令和8年(2026年)3月31日 (5年間)					
(3)選定方法	非公募					
(4)指定管理者が行う業務内容	施設の管理運営業務					
(5)指定管理者の収支		令和2年度		令和3年度		
		計画	実施結果	計画	実施結果	
	収入	委託料又は利用料等 (円)	2,033,540	1,981,377	2,033,540	1,989,554
		自主事業収入 (円)				
		その他 (円)				
	支出	管理経費 (円)	2,033,540	1,981,377	2,033,540	1,989,554
		自主事業 (円)				
		その他 (円)				
収支差額 (円)						

3 施設の利用状況

利用状況を示す指標		令和2年度		令和3年度	
		計画	実施結果	計画	実施結果
1	利用件数(利用率) (件)	—	266件(8.3%)	—	631件(14.4%)
2	利用人数 (人)	—	2,987人	—	10,757人
3					
4					
5					
6					
7					
8					

施設名	吹田市古江台市民ホール	所管部室課名	市民部市民自治推進室
所在地	吹田市古江台2-10-21	設置年月日	昭和51年8月

1 施設の概要

(1)設置目的	地域住民の集会等の用に供し、市民の文化、福祉等の向上を図る。		
(2)規模、開館日等	【規模】 会議室 2室	【開館日等】 休館日：水曜日、祝日の翌日（水曜日にあたる場合は、その翌日）、12月29日から1月3日 開館時間：午前10時から午後10時	

2 指定管理者の概要

(1)指定管理者	吹田市古江台市民ホール運営委員会					
(2)指定期間	令和3年(2021年)4月1日 ~ 令和8年(2026年)3月31日 (5年間)					
(3)選定方法	非公募					
(4)指定管理者が行う業務内容	施設の管理運営業務					
(5)指定管理者の収支		令和2年度		令和3年度		
		計画	実施結果	計画	実施結果	
	収入	委託料又は利用料金 (円)	2,033,540	2,032,633	2,033,540	2,032,660
		自主事業収入 (円)				
		その他 (円)				
	支出	管理経費 (円)	2,033,540	2,032,633	2,033,540	2,032,660
		自主事業 (円)				
	その他 (円)					
	収支差額 (円)					

3 施設の利用状況

利用状況を示す指標		令和2年度		令和3年度	
		計画	実施結果	計画	実施結果
1	利用件数(利用率) (件)	—	381件(23.9%)	—	650件(29.6%)
2	利用人数 (人)	—	2,241人	—	3,686人
3					
4					
5					
6					
7					
8					

施設名	吹田市竹見台市民ホール	所管部室課名	市民部市民自治推進室
所在地	吹田市竹見台3-5-3	設置年月日	昭和51年8月

1 施設の概要

(1)設置目的	地域住民の集会等の用に供し、市民の文化、福祉等の向上を図る。		
(2)規模、開館日等	【規模】 会議室 2室	【開館日等】 休館日：月曜日、祝日の翌日（月曜日にあたる時は、その翌日）、12月29日から1月3日 開館時間：午前10時から午後10時	

2 指定管理者の概要

(1)指定管理者	吹田市竹見台市民ホール運営委員会					
(2)指定期間	令和3年(2021年)4月1日 ~ 令和8年(2026年)3月31日 (5年間)					
(3)選定方法	非公募					
(4)指定管理者が行う業務内容	施設の管理運営業務					
(5)指定管理者の収支			令和2年度		令和3年度	
			計画	実施結果	計画	実施結果
	収入	委託料又は利用料金 (円)	2,033,540	2,030,605	2,033,540	2,018,156
		自主事業収入 (円)				
		その他 (円)				
	支出	管理経費 (円)	2,033,540	2,030,605	2,033,540	2,018,156
		自主事業 (円)				
その他 (円)						
収支差額 (円)						

3 施設の利用状況

利用状況を示す指標			令和2年度		令和3年度	
			計画	実施結果	計画	実施結果
1	利用件数(利用率)	(件)	—	370件(17.4%)	—	546件(18.6%)
2	利用人数	(人)	—	2,735人	—	5,450人

【概要補足等】

市民ホールは、地域住民のコミュニティ活動の拠点施設として設置された。大阪府が千里ニュータウンの各住区に一つずつ設置したものであり、昭和 51 年に府からの移管を受け、吹田市地区市民ホール条例(昭和 51 年 3 月 31 日施行)に基づき市による運営が開始された。指定管理者制度の導入は平成 18 年度からであり、以後、非公募により選定された地元住民の団体が指定管理者となり、自主的な管理運営を実施している。

2. 監査の結果及び意見(地区市民ホール 8 施設共通)

(1) 第 4 監査の結果及び意見(共通事項) 参照

施設の設置目的を達成する団体であるかを合理的に判断するための選定プロセスの改善を検討することが望まれる。(参考意見)
--

「総合評価シート」における記載内容について見直しが必要である。(意見)

各施設の状況に応じて計画値を設定し、指定管理者と共有したうえで、事業計画書、事業報告書で計画値に対する取組内容、実施結果の記載を求め、その結果について評価を行うべきである。(意見)
--

(2) アンケート結果の有効性について

① 現状

市民ホールの指定管理者の事業に対する成果指標の一つとして、利用者向けアンケートにおける「利用者満足度」を採用している。利用者満足度は、施設利用に関するアンケートにおいて「満足」と答えた利用者数の割合として把握している。所管室課は、全ての市民ホールにおいて利用者満足度が 5 割を超えているため、総合評価シート内で「アンケート結果からも利用者満足度は高く～(略)」と評価している。

ただし、各市民ホールの事業報告において、アンケート項目ごとの集計結果が記載されているものの、配布数や回答数の記載の有無は市民ホールごとに異なっていた。

② 参考意見

利用者アンケートの有効性を高めるために、配布数との比較等により、十分な回答を得られたかどうかを判断することが望ましい。

上記のとおり、事業報告ではアンケート調査の項目及び集計結果が記載されているものの、配布数・回答数の記載の有無は施設ごとに異なっていた。8 施設中 6 施設において配布数の記載がなく(記載があったものは吹田市桃山台市民ホール、吹田市藤白台市民ホール)、8 施設中 2 施設(吹田市青山台市民ホール・吹田市古江台市民ホール)においては回答数の記載もなかった。

アンケートの回答数が著しく少ない場合や、配布数に対する回答数の割合が低い場合は、利用者満足度を適切に判断するためのサンプルとしては不足している可能性がある

る。また、各施設において回答数(割合)にばらつきが生じていると、利用者満足度を判定するための指標として、施設ごとにその精度が異なることになる。

十分な回答を得られたかについては、配布数・回答数とその判断材料となると考えられるが、上記のとおり、現状としてこれらの指標が把握されていない施設があった。そのため、全ての施設において、アンケートの配布数・回答数を把握したうえで、十分な回答を得られているか、施設ごとに大きなばらつきがないかについて検討することが望ましい。

加えて、利用者数と比較することや、回答割合の目標値を内部的に設定することも、十分な回答を得られたかの判断材料として有用であると考えられる。

(3) 同種施設間の比較分析について

①現状

市では8つの市民ホールに指定管理者制度を導入しているが、同種施設を係数的に比較するといったことは行われていない。総合評価シートの利用者数及び収支状況を基に、監査人が令和3年度の利用率及び利用件数1件当たりのコスト(管理経費)の比較を実施した。その結果は次のとおりである。

所在地	利用率※	利用件数 (件)	管理経費 (円)	1件当たり管理経費 (円/件)
津雲台	16.8%	615	1,979,045	3,218
高野台	14.4%	526	2,032,450	3,864
佐竹台	28.1%	1,035	1,965,423	1,899
桃山台	17.0%	871	2,020,243	2,319
青山台	28.0%	410	2,008,680	4,899
藤白台	14.4%	631	1,989,554	3,153
古江台	29.6%	650	2,032,660	3,127
竹見台	18.6%	546	2,030,605	3,719

※利用率=合計利用件数÷(運営日数×部屋数×3区分)×100 (単位未満は四捨五入)

1件当たり管理経費は、管理経費の金額に左右されるが、利用件数の多寡にも影響される。市民ホールは施設ごとに部屋構成に違いはあるものの、管理経費はどの施設も同程度である(主に1名分の人件費)。そのため、利用件数が多ければ1件当たり管理経費は小さくなり、逆に利用件数が少なければ大きくなる。

また、利用率は、会議室等が利用可能な時間枠のうち、利用があった割合である。利用件数の増減に比例するが、施設のキャパシティが母数となることから、規模の異なる施設間の比較分析が可能となる。

②参考意見

同種施設間の比較分析を行い、各施設の利用者数や収支状況等がどのような水準にあるか把握し、今後の改善につなげることが望まれる。

前述のとおり、施設の利用者数や収支状況等、施設間の比較分析が可能であり、これを行うことによって、サービス向上への注力度や、規模に応じた運営状況となっているかどうか等、様々なことを把握することが可能になる。また、各地区における人口構成と利用状況の相関等、各地域の特性についても新たな視点を提供する情報となりうることから、今後の運営方針の検討のためにも有用である。

以上のとおり、指定管理施設の改善に有用な情報を入手することができるため、実施に向け前向きに検討されたい。

(4)Web 予約の導入について

①現状

現在、市民センターにおいては、「吹田市公共施設予約・照会システム」を導入し、Web上での予約及び空き照会を行うことができるようになっている。一方で、市民ホールでは、利用希望日の28日前から3日前までの間に、受付時間(10時～17時)内に電話もしくは現地で予約することになっている。

②参考意見

利用者層の拡大を含めた利用促進のために、Web 予約の導入も視野に入れることが望ましい。

市民ホールは、市民センター及びコミュニティセンターと比較して小規模であり、運営管理上は、電話及び現地での予約で十分対応であると考えられる。

ただし、市民ホールは地域住民のコミュニティ活動の拠点として設置されており、その活動をさらに促進するための手法を検討することも有用である。予約可能な時間が限られると、日中の対応が困難な住民にとっては、予約のハードルが高くなる。その点、Web 予約を導入することで、適時に予約することが可能となり、これまで利用困難であった住民層を取り込むことが見込まれる。

現在の利用者に対する利便性や見込まれる利用者層、導入に当たっての人員確保等のコストを勘案する必要があるが、今後地域住民に対するメリットが大きくなる可能性を踏まえ、継続的に状況を把握し、Web 予約の導入検討も視野に入れることが望まれる。

- 【13】内本町コミュニティセンター、【14】亥の子谷コミュニティセンター、
【15】千ーコミュニティセンター、【16】千里山コミュニティセンター

1.概要

施設名	吹田市立内本町コミュニティセンター	所管部室課名	市民部市民自治推進室
所在地	吹田市内本町2-2-12	設置年月日	平成8年6月12日

1 施設の概要

(1)設置目的	文化学習活動、ボランティア活動等市民の多様な地域活動の用に供し、地域における情報の交流を促すとともに、世代を超えた市民の連帯を深め、潤いのある豊かな地域社会の形成に寄与する。		
(2)規模、開館日等	【規模】 多目的ホール 2室 会議室 2室 音楽室 1室 和室 2室 料理実習室 1室 創作室 1室	【開館日等】 休館日：12月29日から1月3日、施設の点検日 開館時間：午前9時から午後10時	

2 指定管理者の概要

(1)指定管理者	吹田市JR以南コミュニティ協議会					
(2)指定期間	令和3年(2021年)4月1日～令和8年(2026年)3月31日(5年間)					
(3)選定方法	非公募					
(4)指定管理者が行う業務内容	施設の管理運営業務					
(5)指定管理者の収支		令和2年度		令和3年度		
		計画	実施結果	計画	実施結果	
	収入	委託料又は利用料等(円)	19,668,819	18,016,367	19,541,908	18,553,449
		自主事業収入(円)	3,349,547	2,636,060	4,266,366	2,811,468
		その他(円)				
	支出	管理経費(円)	19,668,819	18,016,367	19,541,908	18,553,449
		自主事業(円)	3,349,547	2,636,060	4,266,366	2,811,468
その他(円)						
	収支差額(円)					

3 施設の利用状況

利用状況を示す指標	令和2年度		令和3年度	
	計画	実施結果	計画	実施結果
1 利用件数(利用率)	—	2,197件(38.4%)	—	2,947件(38.7%)
2 利用人数	—	19,437人	—	26,597人
3				
4				
5				
6				
7				
8				

施設名	吹田市立亥の子谷コミュニティセンター	所管部室課名	市民部市民自治推進室
所在地	吹田市山田西1-26-20	設置年月日	平成11年3月1日

1 施設の概要

(1)設置目的	文化学習活動、ボランティア活動等市民の多様な地域活動の用に供し、地域における情報の交流を促すとともに、世代を超えた市民の連帯を深め、潤いのある豊かな地域社会の形成に寄与する。		
(2)規模、開館日等	【規模】 多目的ホール 2室 会議室 2室 音楽室 1室 和室 2室 料理実習室 1室 創作室 1室	【開館日等】 休館日：12月29日から1月3日、施設の点検日 開館時間：午前9時から午後10時	

2 指定管理者の概要

(1)指定管理者	吹田市亥の子谷コミュニティ協議会					
(2)指定期間	令和3年(2021年)4月1日～令和8年(2026年)3月31日(5年間)					
(3)選定方法	非公募					
(4)指定管理者が行う業務内容	施設の管理運営業務					
(5)指定管理者の収支		令和2年度		令和3年度		
		計画	実施結果	計画	実施結果	
	収入	委託料又は利用料等(円)	19,668,819	18,111,952	19,579,908	18,966,601
		自主事業収入(円)	3,870,200	2,791,798	3,938,000	3,370,298
		その他(円)				
	支出	管理経費(円)	19,668,819	18,111,952	19,579,908	18,966,601
		自主事業(円)	3,870,200	2,791,798	3,938,000	3,370,298
その他(円)						
	収支差額(円)					

3 施設の利用状況

利用状況を示す指標	令和2年度		令和3年度	
	計画	実施結果	計画	実施結果
1 利用件数(利用率)	—	1,751件(39.1%)	—	2,310件(37.9%)
2 利用人数	—	19,154人	—	27,629人
3				
4				
5				
6				
7				
8				

施設名	吹田市立千一コミュニティセンター	所管部署課名	市民部市民自治推進室
所在地	吹田市原町2-12-2	設置年月日	平成26年11月16日

1 施設の概要

(1)設置目的	文化学習活動、ボランティア活動等市民の多様な地域活動の用に供し、地域における情報の交流を促すとともに、世代を超えた市民の連帯を深め、潤いのある豊かな地域社会の形成に寄与する。		
(2)規模、開館日等	【規模】 多目的ホール 2室	【開館日等】 休館日：火曜日、祝日の翌日（火曜日にあたる場合は、その翌日）、12月29日から1月3日 開館時間：午前9時から午後10時	

2 指定管理者の概要

(1)指定管理者	吹田市千里コミュニティ協議会					
(2)指定期間	令和3年(2021年)4月1日～令和8年(2026年)3月31日(5年間)					
(3)選定方法	非公募					
(4)指定管理者が行う業務内容	施設の管理運営業務					
(5)指定管理者の収支		令和2年度		令和3年度		
		計画	実施結果	計画	実施結果	
	収入	委託料又は利用料等(円)	—	—	6,210,328	5,722,714
		自主事業収入(円)	—	—	250,000	147,000
		その他(円)				
	支出	管理経費(円)	—	—	6,210,328	5,722,714
		自主事業(円)	—	—	250,000	147,000
		その他(円)				
	収支差額(円)					

3 施設の利用状況

利用状況を示す指標	令和2年度		令和3年度	
	計画	実施結果	計画	実施結果
1 利用件数(利用率)	—	195件(18.3%)	—	281件(19.4%)
2 利用人数	—	1,548人	—	2,142人
3				
4				
5				
6				
7				
8				

※ 指定管理者制度は令和3年度から導入

施設名	吹田市立千里山コミュニティセンター	所管部室課名	市民部市民自治推進室
所在地	吹田市千里山霧が丘22-1	設置年月日	平成27年4月11日

1 施設の概要

(1)設置目的	文化学習活動、ボランティア活動等市民の多様な地域活動の用に供し、地域における情報の交流を促すとともに、世代を超えた市民の連帯を深め、潤いのある豊かな地域社会の形成に寄与する。		
(2)規模、開館日等	【規模】 多目的ホール 1室 会議室 3室 和室 1室 料理実習室 1室 創作室 1室	【開館日等】 休館日：12月29日から1月3日、施設の点検日 開館時間：午前9時から午後10時	

2 指定管理者の概要

(1)指定管理者	千里山コミュニティ協議会					
(2)指定期間	令和3年(2021年)4月1日 ~ 令和8年(2026年)3月31日 (5年間)					
(3)選定方法	非公募					
(4)指定管理者が行う業務内容	施設の管理運営業務					
(5)指定管理者の収支		令和2年度		令和3年度		
		計画	実施結果	計画	実施結果	
	収入	委託料又は利用料等 (円)	19,668,819	17,428,967	19,583,908	17,646,743
		自主事業収入 (円)	1,928,000	982,290	2,078,000	985,148
		その他 (円)				
	支出	管理経費 (円)	19,668,819	17,428,967	19,583,908	17,646,743
		自主事業 (円)	1,928,000	982,290	2,078,000	985,148
その他 (円)						
	収支差額 (円)					

3 施設の利用状況

利用状況を示す指標	令和2年度		令和3年度	
	計画	実施結果	計画	実施結果
1 利用件数(利用率)	—	2,079件(46.7%)	—	2,664件(43.7%)
2 利用人数	—	17,400人	—	23,547人
3				
4				
5				
6				
7				
8				

内本町コミュニティセンター



千一コミュニティセンター



亥の子谷コミュニティセンター



千里山コミュニティセンター



(出所:吹田市ホームページ)

【概要補足等】

コミュニティセンターは、文化学習活動、ボランティア活動等市民の多様な地域活動の用に供し、これらの活動が相互に連携することによって、地域における情報の交流を促すとともに、世代を超えた市民の連帯を深め、もって潤いのある豊かな地域社会の形成に寄与することを目的とし、設置された施設である。

内本町コミュニティセンター、亥の子谷コミュニティセンターは平成 18 年度に、千一コミュニティセンターは平成 26 年度に、千里山コミュニティセンターは平成 27 年度に設置され、以降は公募によらない方法で指定管理者が選定されており、地域住民により組織された団体による管理運営が行われている(内本町コミュニティセンター:吹田市JR以南コミュニティ協議会、亥の子谷コミュニティセンター:吹田市亥の子谷コミュニティ協議会、千一コミュニティセンター:吹田市千里コミュニティ協議会、千里山コミュニティセンター:千里山コミュニティ協議会)。

複数の会議室、創作室、多目的ホールを備えており(千一コミュニティセンターは多目的ホールのみ)、多様な活動に対応できるようになっている。同一性質、同一規模の施設として「市民センター」があるが、地域的に重複しておらず、コミュニティセンターは近隣住民の交流、連帯に焦点を置いて様々な自主事業を展開している点が特色である。

2. 監査の結果及び意見(コミュニティセンター4 施設共通)

(1) 第4 監査の結果及び意見 (共通事項) 参照

施設の設置目的を達成する団体であるかを合理的に判断するための選定プロセスの改善を検討することが望まれる。(参考意見)
「総合評価シート」における記載内容について見直しが必要である。(意見)
各施設の状況に応じて計画値を設定し、指定管理者と共有したうえで、事業計画書、事業報告書で計画値に対する取組内容、実施結果の記載を求め、その結果について評価を行うべきである。(意見)

(2) 同種施設間の比較分析について

①現状

市では4つのコミュニティセンターに指定管理者制度を導入しているが、同種施設を計数的に比較するといったことは行われていない。そこで、「総合評価シート」の利用者数及び収支状況を基に、監査人が利用者1人当たりの管理経費を算出した結果を示すと下表のとおりとなった。

なお、千一コミュニティセンターについては、指定管理者制度導入直後の施設である点や、規模、開館日等が他施設と異なることから比較対象からは除外した。

	管理経費 (円)	利用人数 (人)	1人当たり管理経費 (円/人)
内本町コミュニティセンター	19,541,908	26,597	735
亥の子谷コミュニティセンター	19,579,908	27,629	709
千里山コミュニティセンター	19,583,908	23,547	832

1人当たり管理経費は、管理経費の金額にも左右されるが、利用者数の多寡にも影響される。すなわち、仮に管理経費が同額である場合は、利用者数(利用度)が多ければ1人当たり管理経費は小さくなり、逆に利用者数が少なければ1人当たり管理経費は大きくなる。管理経費は施設の規模や設備の充実度等に比例すると考えられることから、1人当たり管理経費は、その施設規模等に見合った利用度となっているか、といった判断基準の一つになる。

②参考意見

同種施設間の比較分析を行い、各施設の利用者数や収支状況等がどのような水準にあるか把握し、今後の改善につなげることが望まれる。
--

前述のとおり、施設の利用者数や収支状況等、施設間の比較分析が可能であり、これを行うことによって、サービスの向上への注力度や、規模に応じた運営状況となっているかどうか等、様々なことを把握することが可能になる。また、各地区における人口構成と利

用状況の相関等、各地域の特性についても新たな視点を提供する情報となりうることから、今後の運営方針を検討する上で有用である。

また、1人当たり管理経費の分析により、利用度を高める施策を重点的に検討することや、管理経費が過大となっていないか、指定管理料の上限金額が妥当であるか、といった今後の改善に向けた検討につなげることができる。

現在、市はこのような分析を実施していないが、指定管理施設の運営状況改善のために有用な情報を入手することができるため、実施に向け前向きに検討されたい。

【17】 市民公益活動センター

1.概要

施設名	吹田市立市民公益活動センター	所管部室課名	市民部市民自治推進室
所在地	吹田市津雲台1-2-1	設置年月日	平成24年9月3日

1 施設の概要

(1)設置目的	市民公益活動の促進を図り、もって地域社会の発展に寄与する		
(2)規模、開館日等	【規模】 会議室1、会議室2、会議室3、 交流スペース、印刷室、 団体用事務ブース、ロッカー、 メールボックス、物品棚	【開館日等】 休館日： 月曜日、5月3日～5月5日、 12月29日～1月3日 開館時間：平日 9：30～21：30、 日曜日・祝日 9：30～17：30	

2 指定管理者の概要

(1)指定管理者	NPO法人 市民ネットすいた					
(2)指定期間	平成29年4月1日 ～ 令和4年3月31日（5年間）					
(3)選定方法	公募					
(4)指定管理者が行う業務内容	施設の 使用許可・使用料の徴収、広報活動、利用者ニーズの把握 市民公益活動に関する相談、情報収集・情報提供、交流・連携・協働事業、人材育成、					
(5)指定管理者の収支		令和2年度		令和3年度		
		計画	実施結果	計画	実施結果	
	収入	特別料又は利用料等 (円)	27,238,240	27,238,240	27,238,240	27,238,240
		自主事業収入 (円)				
		その他 (円)	660,000	488,668	516,800	621,423
	支出	管理経費 (円)	27,243,000	26,568,124	27,595,200	25,438,580
		自主事業 (円)				
その他 (円)						
収支差額 (円)	655,240	1,158,784	159,840	2,421,083		

3 施設の利用状況

利用状況を示す指標		令和2年度		令和3年度	
		計画	実施結果	計画	実施結果
1	施設利用者数 (人)	-	20,180	-	27,755
2	会議室利用件数 (件)	-	882	-	1,273
3	会議室利用率 (%)	-	55.7	-	58.3
4					
5					
6					
7					
8					

【概要補足等】

市民公益活動センターは、千里ニュータウンプラザ 6 階に位置する、市民公益活動を行う市民や団体を支援するための施設であり、会議室の貸出のほか、市民公益活動団体の運営に関する相談や、NPO 法人設立・運営相談、市民公益活動に関する情報提供・広報等の業務を行っている。千里ニュータウンプラザは、市役所千里出張所や千里図書館、保健センター南千里分館等、多くの公共施設を含む複合施設である。建物全体の施設維持管理は PFI 事業会社が実施するが、市民公益活動センターは、支援業務という専門性の高い事業を展開することから、公募により指定管理者を選定し、NPO 法人による管理運営が実施されている。

令和 3 年度の指定管理者の収支に関して、事業報告「7. 管理に係る経費の収支状況」によれば内訳は下表のとおりとなっている。

(単位:円)

費目	予算額	決算額	差額
指定管理料	27,238,240	27,238,240	0
その他収入	516,800	621,423	104,623
収入合計	27,755,040	27,859,663	104,623
人件費	23,167,000	20,856,336	△2,310,664
その他経費	4,428,200	4,582,244	154,044
支出合計	27,595,200	25,438,580	△2,156,620
収支差額	159,840	2,421,083	2,261,243

収支差額の計画値と実績値では 2,000 千円程度の差が生じている。指定管理者によれば、常勤職員の退職があり補充に時間を要したため、その間の人件費相当分が減少した結果、収支差額が予算額より多額に発生したとのことである。

2. 監査の結果及び意見

(1) 第 4 監査の結果及び意見(共通事項)参照

各施設の状況に応じて計画値を設定し、指定管理者と共有したうえで、事業計画書、事業報告書で計画値に対する取組内容、実施結果の記載を求め、その結果について評価を行うべきである。(意見)

施設の目的や特性を踏まえた計画値の設定を行い、より実態に即した評価を行うことが必要である。(意見)



(出所:吹田市ホームページ)

【概要補足等】

当施設は、温水プールを始め、12名から150名まで収容できる研修室や会議室、練習室等、多目的に利用できる施設であり、勤労者の福祉の増進を図るとともに、雇用の安定に資することを目的としている。なお、当施設は令和2年10月から令和3年8月まで大規模改修工事のため閉館していた。

2. 監査の結果及び意見

(1) 第4 監査の結果及び意見 (共通事項) 参照

各施設の状況に応じて計画値を設定し、指定管理者と共有したうえで、事業計画書、事業報告書で計画値に対する取組内容、実施結果の記載を求め、その結果について評価を行うべきである。(意見)
--

(2) 備品の管理について

①現状

備品の現物管理のため、毎年度指定管理者による備品台帳と現存している備品の突合作業が実施されており、市のモニタリング時にその実施状況が確認されている。しかし、令和2年度、令和3年度には当該作業が実施されておらず、令和4年度に入ってから実施したところ、104件8,681,900円の備品の所在が判明せず、これらの備品については令和4年度に廃棄処理を行った。

②意見

毎年度備品台帳と備品現物の突合作業の実施を求めるべきである。

「吹田市立勤労者会館の管理に関する年度協定書」第7条第1項にて指定管理者は備品に関する善良な管理者の注意義務を負っており、備品台帳と備品現物の整合性を保つ責任は指定管理者にある。

今回多数の備品を廃棄処理するに至った原因は、令和2年度から令和3年度にかけて実施された大規模改修工事の際に、不要な備品を多数廃棄したが、備品台帳への反映ができていなかったことにある。

備品の管理を適切に行うために、指定管理者には毎年度備品台帳と備品現物の突合作業の実施を求めるとともに、大規模改修工事のような通常とは異なる事象が発生する際は、必ず年度内に突合作業を実施するよう、市は指導のみならず、実施状況の確認を行うべきである。

(3) 指定管理料の積算について

①現状

令和2年度から令和3年度にかけて実施された大規模改修工事による閉館は、指定管理者の選定時点では予定されておらず、基本協定書の締結時点では指定管理料に反映されていなかった。そのため、令和2年度及び令和3年度の年度協定書締結前に閉館期間を見込んだ指定管理料の積算を行い、基本協定書での計画から指定管理料の減額を行った。各年度の自主事業を除く収入、支出、収支差額は以下のとおりである。

(単位:円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
収入	89,904,000	90,737,000	64,992,000	83,209,000
支出	85,789,000	89,511,000	50,870,000	67,793,000
収支差額	4,115,000	1,226,000	14,122,000	15,416,000

令和2年度及び令和3年度については指定管理料の20%程度の収支差額が発生しているが、指定管理者との間で指定管理料の精算は行われていない。

また、令和2年度及び令和3年度の収支差額の内訳で最も金額が大きいのは光熱水費であり、その内訳は以下のとおりである。

(単位:円)

	令和2年度	令和3年度
当初計画額	17,529,000	17,704,000
変更後の予算額	11,405,000	16,056,000
実績額	5,177,000	7,784,000
収支差額	6,228,000	8,272,000

※令和3年度は閉館による減額△3,908,000円のほか、大規模改修後は開館日が基本協定時よりも増加したことによる増額+2,260,000円を変更後の予算額に反映している。また、改修工事による機械等の省エネ化が図られたことで2,750,000円程度(平成30年度と令和3年度の電気等使用量の差が機器の省エネ効果として試算)の光熱水費が抑えられたこと、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から施設の利用制限を行ったこと等の予測ができない事態に対して積算ができなかったことも収支差額の原因となっている。

②意見

実態に合った指定管理料の積算を行うべきである。

光熱水費は使用量にかかわらず発生する基本料金と、使用量に応じて発生する従量料金から構成されている。市では閉館期間に対する光熱水費の減額の積算に当たり、基本料金を考慮して年度内に閉館期間が占める割合よりも少ない割合での減額としたとのことである。そのため、令和2年度は閉館期間6か月(50%)に対して、年間の光熱水費予算の減額は30%程度、令和3年度は閉館期間5か月(42%)に対して、年間の光熱水費予算の減額は20%程度としている。

しかし、通常光熱水費の大部分を占める電気料金及び水道の従量料金には逦増性が採用されており、使用量が増えるほど単価が増加する仕組みとなっている。そのため、公の施設等の大口使用者の場合、使用量の減少割合よりも使用料金の減少割合の方が大きくなることが想定される。また、電気、ガスは季節によっても使用量が大きく変動することが想定される。

そのため、光熱水費の使用量と料金の関係を把握し、使用量の見込みに応じた適切な指定管理料の積算をすべきである。

(4) 指定管理者の財務状況の評価について

①現状

市はモニタリング時に指定管理者の財務状況を判断するため、指定管理者の財務諸表等を閲覧するとともに、財務状況のヒアリングを実施している。その結果、令和3年度は「経営状況等が健全であり、安定的かつ継続的なサービス提供が可能」と評価しており、モニタリング・評価シートには「経営状況等は健全で安定的である。」とのコメントがされている。

②意見

指定管理者の実態に即した評価を行うべきである。

指定管理者のうちの1社は、令和2年度の決算で多額の当期純損失を計上しており、令和3年度も同水準の当期純損失を計上することとなった場合、債務超過となる可能性がある状況であった。

なお、モニタリング時の聞き取りでは、借入金の必要があればグループ企業からの借入が可能であり、実際に借入も行っているため、安定的かつ継続的なサービス提供が可能という判断をしたということであった。

しかし、このような状況では「安定的かつ継続的なサービス提供が可能」であったとしても「経営状況等が健全」と評価することは適切とは言えず、実態に合った評価を行うとともに、当評価に至った理由をモニタリング・評価シートにコメントすべきである。

【19】吹田市文化会館

1.概要

施設名	吹田市文化会館(メイシアター)	所管部室課名	都市魅力部文化スポーツ推進室
所在地	吹田市泉町2丁目29番1号	設置年月日	昭和60年4月1日

1 施設の概要

(1)設置目的	市民の文化活動の振興を図り、個性豊かな地域文化の創造に寄与する	
(2)規模、開館日等	【規模】 大ホール1,382席 中ホール492-622席 小ホール156席 レセプションホール リハーサル室 練習室2室 集会室 展示室 茶室 和室 会議室2室 屋上庭園	【開館日等】 休館日:12月29日～1月3日 保守点検日(毎月2日間) 臨時休館日(年4日間程度) 開館時間:9:00～22:00

2 指定管理者の概要

(1)指定管理者	公益財団法人吹田市文化振興事業団					
(2)指定期間	平成29年4月1日～令和4年3月31日					
(3)選定方法	非公募					
(4)指定管理者が行う業務内容	1 管理運営業務 2 舞台管理業務 3 施設管理業務 4 文化事業 5 その他の業務					
(5)指定管理者の収支			令和2年度		令和3年度	
			計画	実施結果	計画	実施結果
	収入	指定管理料又は利用料金(円)	333,585,000	332,540,487	407,767,000	403,353,296
		自主事業収入(円)	99,540,000	72,949,356	64,509,000	57,651,361
		その他(円)	11,552,000	13,133,558	13,360,000	13,299,868
	支出	管理経費(円)	339,406,000	336,568,322	414,781,000	408,135,871
		自主事業(円)	101,866,000	75,350,563	67,337,000	60,456,331
その他(円)		3,405,000	2,404,000	3,518,000	3,336,000	
収支差額(円)		0	4,300,516	0	2,376,323	

3 施設の利用状況

利用状況を示す指標		令和2年度		令和3年度	
		計画	実施結果	計画	実施結果
1	ホール利用件数[利用日毎](利用率)(%)	67	55	55	64.9
2	諸室利用件数[利用日毎](利用率)(%)	52	44	44	42.1
3	利用者数(人)	148,033	102,041	174,927	175,017
4	事業実施数(自主事業)	61事業120公演	38事業125公演	62事業138公演	55事業138公演
5	事業入場者数(自主事業)(人)	14,836	9,458	15,132	14,795
6					
7					
8					



外観



イルミネーション



大ホール



中ホール

(出所:吹田市ホームページ(外観)、監査人撮影)

【概要補足等】

当施設は、市民の文化の向上を図ることを目的とした施設であり、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」(以下「劇場法」という。)が適用される施設である。劇場法において「地方公共団体が劇場、音楽堂等に関する施策を講ずるに当たっては、短期的な経済効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的に行うよう配慮する必要がある」と明記されている。

なお、平成30年6月18日に発災した大阪北部地震の影響で、発災日から令和元年度にかけて大ホールの利用を休止している。また、設備の経年劣化への対応や必要な機能向上を図るため、令和元年7月1日から令和2年8月31日まで大規模改修工事を実施しており、令和2年9月1日にリニューアルオープンを迎えている。

2. 監査の結果及び意見

(1) 第4 監査の結果及び意見（共通事項）参照

施設の設置目的を達成する団体であるかを合理的に判断するための選定プロセスの改善を検討することが望まれる。（参考意見）

施設の目的や特性を踏まえた計画値の設定を行い、より実態に即した評価を行うことが必要である。（意見）

(2) 備品の現物確認について

① 現状

基本協定書や仕様書等において、管理業務実施に係る財産や貸与備品等について良好な状態に保つことや「備品台帳」を整備することは定められているが、「備品台帳」に記載されている備品全数の現物確認を実施することやその確認結果を報告することは管理業務の内容として定められていない。また、指定管理者は定期的な備品全数の現物確認を実施していない。

② 意見

仕様書等において、「備品台帳」に記載されている備品の現状確認を実施し、その確認結果を市へ報告することを定めるとともに、指定管理者が実施した現状確認の結果を市がモニタリングすべきである。

現状では、備品の現物確認が実施されていないが、財産を適切に管理し、また、指定期間終了後の引継ぎ等を正確に行うためにも、「備品台帳」に記載されている備品が実際に存在するかどうかを定期的に確認すべきであり、その業務を指定管理者が実施する業務の内容として定めるべきである。

なお、所管室課にヒアリングを実施したところ、管理する備品点数が多数存在し、備品全数の現物確認を実施することが困難であるとのことであったが、例えば、設置場所等により「備品台帳」に記載されている備品を区分し、複数年かけて備品全数の現物確認を実施するローテーション計画を立案することも方法の一つとして考えられる。

(3)吹田市文化会館の更なる活用に向けて

①参考意見

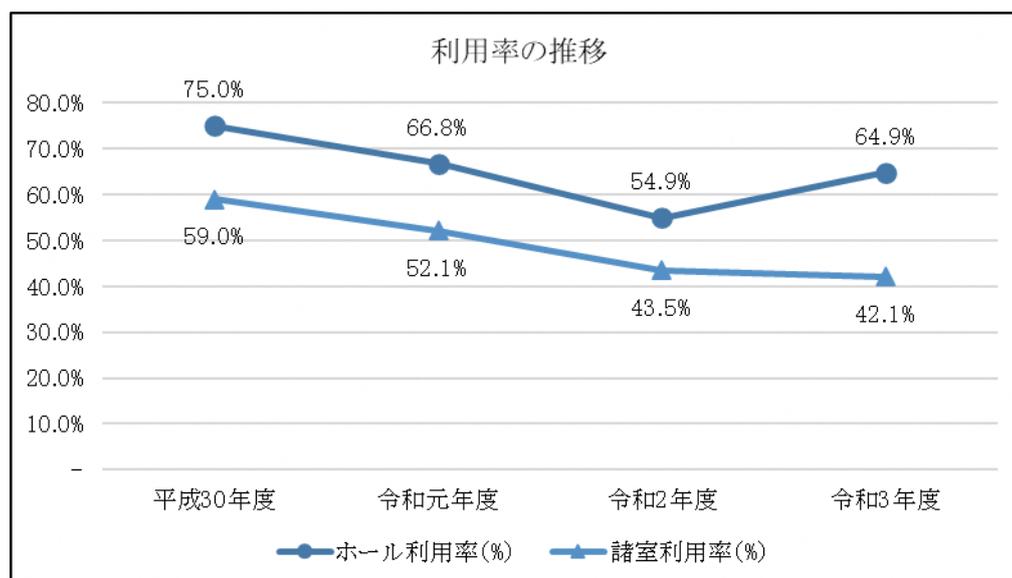
市の地域文化の向上を担う公共施設の一つとして、更なる施設の活用が望まれる。

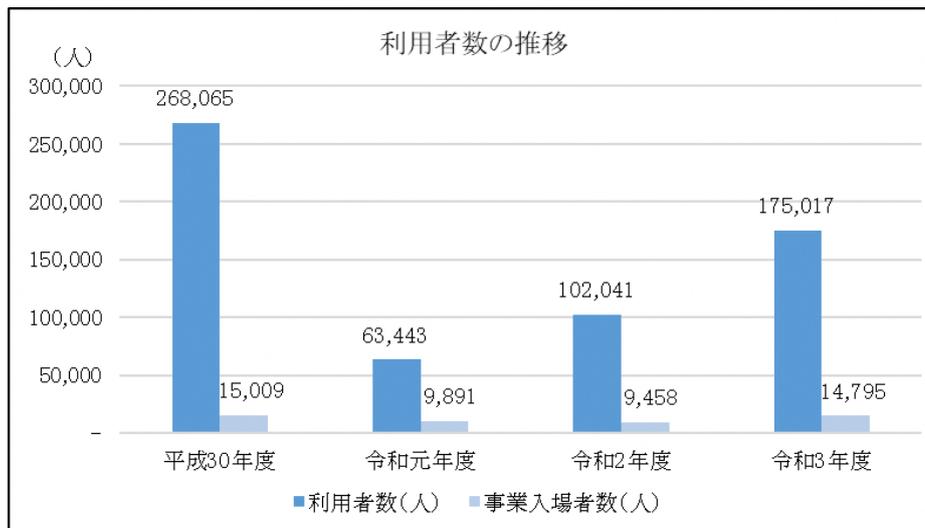
平成30年度から令和3年度までの4カ年における吹田市文化会館の利用状況を示す指標の推移は以下のとおりである。

(各年度の「指定管理者制度導入施設の管理運営状況総合評価シート」より)

利用状況を示す指標	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ホール利用率(%)※	75.0	66.8	54.9	64.9
諸室利用率(%)※	59.0	52.1	43.5	42.1
利用者数(人)	268,065	63,443	102,041	175,017
事業入場者数(人)	15,009	9,891	9,458	14,795

※利用率＝利用日数/利用可能日数

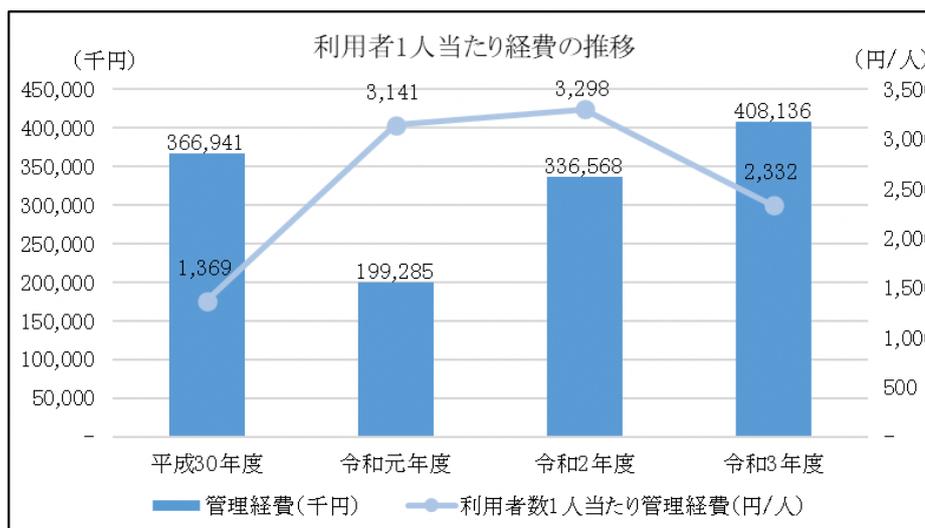




また、利用者 1 人当たりの管理経費は以下のとおり推移している。

指標	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用者数(人)	268,065	63,443	102,041	175,017
管理経費(千円)	366,941	199,285	336,568	408,136
利用者数 1 人当たり 管理経費(円/人)	1,369	3,141	3,298	2,332

※指定管理業務における管理経費と施設の利用状況との関係性を測るため、「指定管理者制度導入施設の管理運営状況総合評価シート」に記載された管理経費の額を用いている。



吹田市文化会館は、昭和 60 年に開館して以来、37 年に亘り市の舞台芸術における地域文化の向上を担う施設として、優れた舞台芸術の鑑賞機会の提供、オリジナル公演の発信、市民参加・協働事業、地域の文化活動の支援、青少年の育成に活用されてきた。また、市民の間では、当施設は「メイシアター」の愛称で親しまれており、その知名度、存在感は大きいものである。

一方で、平成 30 年 6 月 18 日の大阪北部地震により大ホールが破損し、令和元年 7 月から 1 年以上に亘る改修工事に伴い施設を閉鎖していたこと、それに加え、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からイベント等の中止があったこと等により、施設の利用状況を示す指標は平成 30 年度以降低下している。

このような厳しい環境・制限の中においても、市と指定管理者とで連携協力しながら、創意工夫を凝らしつつ様々な事業を実施しており、市民のみならず市外にも吹田市の魅力発信に努めている様子はどうかがえる。

その結果として利用状況を示す指標は近年改善傾向が見られるものの、令和 3 年度の利用者数は平成 30 年度の 7 割程度の水準というところである。また、利用者 1 人当たり経費の推移を見るに、今後、利用者数が増加すれば、利用者 1 人当たり経費が引き下げられ、経費の観点でもより効率的な管理運営状況に改善されることが見込まれる。

以上を踏まえ、より一層の市民・地域への貢献を拡大するような取組を期待したい。

【20】吹田歴史文化まちづくりセンター

1.概要

施設名	吹田歴史文化まちづくりセンター	所管部室課名	文化スポーツ推進室
所在地	南高浜町6番21号	設置年月日	平成15年6月

1 施設の概要

(1)設置目的	吹田の歴史と文化のまちづくりに関わる市民相互の交流と連携の促進を図り、地域に息づく歴史、文化を保存し発展させることにより、まちに個性と魅力及び潤いをもたらし、地域社会の発展に寄与する。
(2)規模、開館日等	【規模】 ギャラリー兼音楽室、和室1、和室2、和室3、玄関の間、茶の間 【開館日等】 休館日：12月29日～1月3日・施設の点検日 開館時間：9時～22時

2 指定管理者の概要

(1)指定管理者	特定非営利活動法人吹田歴史文化まちづくり協会					
(2)指定期間	令和3年(2021年)4月1日～令和8年(2026年)3月31日					
(3)選定方法	公募					
(4)指定管理者が行う業務内容	・施設の管理運営業務 ・歴史と文化のまちづくりに関する事業実施					
(5)指定管理者の収支			令和2年度		令和3年度	
			計画	実施結果	計画	実施結果
	収入	指定管理料 又は利用料金 (円)	23,395,000	23,395,000	24,882,000	24,882,000
		自主事業収入 (円)	3,923,000	2,739,245	3,776,000	3,318,819
		その他 (円)	0	0	0	0
	支出	管理経費 (円)	23,395,000	22,953,903	24,882,000	23,844,812
		自主事業 (円)	3,763,000	2,746,245	3,624,000	3,280,819
その他 (円)		0	0	0	0	
収支差額 (円)		160,000	434,097	152,000	1,075,188	

3 施設の利用状況

利用状況を示す指標		令和2年度		令和3年度	
		計画	実施結果	計画	実施結果
1	貸室利用件数(利用率)	—	1,577件(29.9%)	—	1,966件(36.9%)
2	貸室利用人数	—	4,383人	—	6,303人
3	事業実施数	—	30回	—	38回
4	事業参加者数	—	426人	—	1,604人
5	施設見学者数	—	1,857人	—	2,340人



(出所:吹田市ホームページ)

【概要補足等】

吹田歴史文化まちづくりセンターは、吹田の歴史と文化のまちづくりにかかわる市民相互の交流と連携の促進を図り、地域に息づく歴史、文化を保存し発展させることにより、まちに個性と魅力及び潤いをもたらし、地域社会の発展に寄与することを目的に設置された施設である。当施設は、平成12年5月に、市民の文化活動や交流の場として活用することを目的に所有者から歴史的な古民家の寄付を受け、現在の姿に改修したものである。

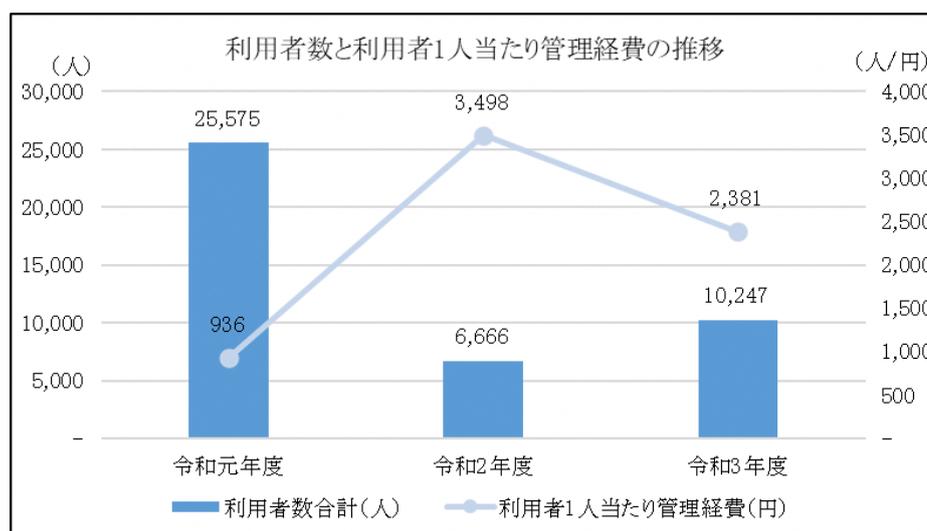
当施設の指定管理者は平成28年度から公募で選定されており、過去の指定管理者の選定状況は下表のとおりである。平成28年度に非公募制から公募制に変更しているものの、平成18年度に指定管理者制度を導入して以降、同一の団体が指定管理者として指定されている。また、第6回の公募における応募団体は1団体のみである。

指定期間		選考方法等		指定管理者名
第1回	平成18年4月1日～平成21年3月31日 (2006年) (2009年)	3年間	非公募	吹田歴史文化まちづくり協会
平成21年3月31日まで(3年間)の予定で指定を行ったが、吹田歴史文化まちづくり協会の解散(NPO法人設立)に伴い、平成19年3月31日付けで指定を取り消した。				
第2回	平成19年4月1日～平成22年3月31日 (2007年) (2010年)	3年間	非公募	特定非営利活動法人 吹田歴史文化まちづくり協会
第3回	平成22年4月1日～平成25年3月31日 (2010年) (2013年)			
第4回	平成25年4月1日～平成28年3月31日 (2013年) (2016年)			
第5回	平成28年4月1日～令和3年3月31日 (2016年) (2021年)	5年間	公募	
第6回	令和3年4月1日～令和8年3月31日 (2021年) (2026年)			

施設の指定管理業務に係る経費の発生状況と施設利用状況との関係性を分析した結果は、下表のとおりである。

指標		令和元年度	令和2年度	令和3年度
管理経費(円)	…a	23,933,837	23,314,709	24,398,412
貸室利用人数(人)	…b	15,752	4,383	6,303
事業参加者数(人)	…c	4,370	426	1,604
施設見学者数(人)	…d	5,453	1,857	2,340
利用者数合計(人)	…e=b+c+d	25,575	6,666	10,247
利用者1人当たり管理経費(円/人)	…f=a÷e	936	3,498	2,381

※指定管理業務における管理経費と施設の利用状況との関係性を測るため、「指定管理者制度導入施設の管理運営状況総合評価シート」に記載された管理経費の額を用いている。



2. 監査の結果及び意見

(1) 第4 監査の結果及び意見(共通事項)参照

応募資格の見直しを検討することが望まれる。(参考意見)

各施設の状況に応じて計画値を設定し、指定管理者と共有したうえで、事業計画書、事業報告書で計画値に対する取組内容、実施結果の記載を求め、その結果について評価を行うべきである。(意見)

【21】 南山田市民ギャラリー

1.概要

施設名	吹田市立南山田市民ギャラリー	所管部室課名	都市魅力部文化スポーツ推進室
所在地	吹田市山田市場9-1-110号ライオンズガーデン千里丘1階	設置年月日	平成16年7月1日

1 施設の概要

(1)設置目的	暮らしに身近な場で、市民が創作した美術作品を展示し、鑑賞する機会を提供することにより、市民の美術に関する創作活動を促進し、もって市民文化の向上を図ることを目的とする
(2)規模、開館日等	展示室面積54平米 開館時間 午前10時から午後7時まで 休館日12月29日から1月3日まで

2 指定管理者の概要

(1)指定管理者	南山田地域文化推進協議会					
(2)指定期間	平成31年4月1日 ～ 令和4年3月31日（3年間）					
(3)選定方法	公募					
(4)指定管理者が行う業務内容	施設の管理					
(5)指定管理者の収支			令和2年度		令和3年度	
			計画	実施結果	計画	実施結果
	収入	指定管理料 又は利用料金 (円)	2,756,000	2,576,296	2,778,000	2,778,000
		自主事業収入 (円)	0	0	0	0
		その他 (円)	0	0	0	0
	支出	管理経費 (円)	2,756,000	2,756,296	2,778,000	2,778,000
		自主事業 (円)	0	0	0	0
その他 (円)		0	0	0	0	
収支差額 (円)		0	0	0	0	

3 施設の利用状況

利用状況を示す指標		令和2年度		令和3年度	
		計画	実施結果	計画	実施結果
1	使用率	-	8.00%	-	57.81%
2	利用件数	-	2件	-	20件
3	利用日数	-	20日	-	174日
4	入場者数	-	690人	-	1,377人
5					
6					
7					
8					



(出所:吹田市ホームページ)

【概要補足等】

南山田市民ギャラリーは、暮らしに身近な場で、市民が創作した絵画や写真等の美術作品を展示し、鑑賞する機会を提供することで、市民の美術に関する創作活動を促進し、市民文化の向上を図ることを目的として、平成16年7月に開設された施設である。

当施設の指定管理者は平成16年度から公募で選定されており、過去の指定管理者の選定状況は下表のとおりである。平成16年度に指定管理者制度を導入して以降、同一の団体が指定管理者として指定されている。また、第7回の公募における応募団体は1団体のみである。

指定期間		選考方法等	指定管理者名
第1回	平成16年7月1日～平成19年3月31日 (2004年) (2007年)	2年 9か月間 3年間	公募 南山田地域文化推進協議会
第2回	平成19年4月1日～平成22年3月31日 (2007年) (2010年)		
第3回	平成22年4月1日～平成25年3月31日 (2010年) (2013年)		
第4回	平成25年4月1日～平成28年3月31日 (2013年) (2016年)		
第5回	平成28年4月1日～平成31年3月31日 (2016年) (2019年)		
第6回	平成31年4月1日～令和4年3月31日 (2019年) (2022年)		
第7回	令和4年4月1日～令和7年3月31日 (2022年) (2025年)		

2. 監査の結果及び意見

(1) 第4 監査の結果及び意見(共通事項)参照

応募資格の見直しを検討することが望まれる。(参考意見)
各施設の状況に応じて計画値を設定し、指定管理者と共有したうえで、事業計画書、事業報告書で計画値に対する取組内容、実施結果の記載を求め、その結果について評価を行うべきである。(意見)

【22】片山市民プール、【23】北千里市民プール

1.概要

施設名	①片山市民プール ②北千里市民プール	所管部室課名	都市魅力部 文化スポーツ推進室
所在地	①吹田市出口町31-1 ②吹田市藤白台5-5-2	設置年月日	①昭和37年8月2日 ②昭和48年6月1日

1 施設の概要

(1)設置目的	市民の憩いの場を設け、あわせて体力の向上を図る。	
(2)規模、開館日等	【規模】 ①・敷地面積:8,637㎡・延べ床面積:3,683㎡ ・50m9コース・25m6コース・変形620㎡ ・25m8コース(室内) ②・敷地面積:21,120㎡・延べ床面積:1,274㎡ ・50m9コース・変形1,290㎡、200㎡	【開場時間】 夏期(7/1~8/31)①~② ・10:00~18:00(土日祝9:00~18:00) ただし、①室内プールのみ21:00まで。 夏期以外(9/1~翌年6/30)①室内のみ ・13:00~21:00(土日祝9:00~21:00) 【休場日】 年末年始:12/28~1/4

2 指定管理者の概要

(1)指定管理者	KNS吹田市民プール共同事業体					
(2)指定期間	平成31年4月1日~令和6年3月31日					
(3)選定方法	公募					
(4)指定管理者が行う業務内容	1. 施設の管理運営に関する業務 2. 施設の維持管理に関する業務 3. スポーツ教室の運営に関する業務 4. その他、自主事業の運営に関する業務					
(5)指定管理者の収支			令和2年度		令和3年度	
			計画	実施結果	計画	実施結果
	収入	指定管理料 又は利用料金 (円)	175,774,000	145,326,000	175,774,000	152,751,000
		自主事業収入 (円)	10,656,000	3,720,000	10,656,000	7,577,000
		その他 (円)				
	支出	管理経費 (円)	175,774,000	149,046,000	175,774,000	160,328,000
		自主事業 (円)	10,656,000	0	10,656,000	0
その他 (円)						
収支差額 (円)		0	0	0	0	

3 施設の利用状況

利用状況を示す指標		令和2年度		令和3年度	
		計画	実施結果	計画	実施結果
1	夏期・大人利用者数(片山) (人)	-	9,252	-	13,701
2	夏期・小人利用者数(片山) (人)	-	3,030	-	7,956
3	夏期・大人利用者数(北千里) (人)	-	0	-	0
4	夏期・小人利用者数(北千里) (人)	-	0	-	0
5	温水・大人利用者数(片山) (人)	-	38,408	-	42,712
6	温水・小人利用者数(片山) (人)	-	5,898	-	6,821
7					
8	合計 (人)		56,588		71,190



片山市民プール



北千里市民プール

(出所:吹田市ホームページ)

【概要補足等】

片山市民プール、北千里市民プールは、スポーツの普及と振興を図り、市民の健康の維持増進に寄与することを目的とした市民プールであり、当施設の更なる市民サービスの向上と施設の効果的・効率的な管理運営を行うため、指定管理者制度が導入されている。

なお、屋外プールについては、新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年7月1日から令和2年8月31日まで及び令和3年7月1日から令和3年8月31日までの期間を休館(片山市民プールで一部期間競泳用として開場あり)期間としている。

2. 監査の結果及び意見

(1) 第4 監査の結果及び意見(共通事項)参照

自主事業に関する計画・実績報告において、その内容を適切に把握すべきである。
(意見)

「総合評価シート」における記載内容について見直しが必要である。(意見)

各施設の状況に応じて計画値を設定し、指定管理者と共有したうえで、事業計画書、事業報告書で計画値に対する取組内容、実施結果の記載を求め、その結果について評価を行うべきである。(意見)

(2) 指定管理者からの修繕等提案事項について

①現状

指定管理者は、管理運営業務の過程で発見した施設の破損や利用者からの要望を修繕等提案事項として吹田市に毎月報告している。所管室課は、当該報告事項について、現地調査や指定管理者への聞き取り等を通じて、修繕等提案事項に対する対応方針を

検討しているが、補修等を実施するかどうかの判断結果やその判断過程は文書化されていない。

②意見

修繕等提案事項に対する対応方針(緊急性や対応要否、対応時期等)を文書化し、所管室課全体にその状況が共有されるような体制を構築すべきである。

市民プールにおける施設の破損は、その修繕規模によっては多額の費用が生じる可能性がある一方で、利用者の安全安心確保の観点から、その対応方針の決定は重要である。

したがって、現地調査や指定管理者への聞き取り等を通じての所管室課の判断(緊急性や対応要否、対応時期等)を文書として取り纏め、所管室課全体にその状況が共有されるような体制を構築すべきである。

(3)収支差額について

①現状

指定管理者からの収支報告書や「指定管理者制度導入施設の管理運営状況総合評価シート」において、収入の金額と支出の金額が一致しており、収支差額は「0」となっている。

②意見

収支差額が適切に報告されるよう指定管理者に指導すべきである。

指定管理者は、自主事業として施設利用者への物品販売や教室開催による収入を得るとともに、人件費や経費等の支出を行っており、これらの収支が一致することは通常管理運営状況からは想定できず、いくらかの収支差額が生じることが考えられる。この点について、所管室課にヒアリングを実施したところ、これらの事業から生じた収支差額は、負担金等として支出の額に含められていると理解しているとのことであった。

しかしながら、指定管理事業からいくらか収支差額が生じているかという情報は、指定管理事業の管理運営状況を市民へ適切に開示するうえで重要である。

したがって、市は、指定管理者に対して、事業から生じた収支の差額を「収支差額」として記載した収支報告を求めるとともに、「指定管理者制度導入施設の管理運営状況総合評価シート」においても収支差額を適切に開示すべきである。

- 【24】 中の島スポーツグラウンド、【25】 桃山台スポーツグラウンド、
 【26】 山田スポーツグラウンド、【27】 南正雀スポーツグラウンド、
 【28】 高野台スポーツグラウンド

1.概要

施設名	①中の島SG ②桃山台SG ③山田SG ④南正雀SG ⑤高野台SG	所管部室課名	都市魅力部 文化スポーツ推進室
所在地	①吹田市中の島町6-1 ②吹田市桃山台5-5-1 ③吹田市山田西2-17-1 ④吹田市南正雀2-33-30 ⑤吹田市高野台5-1-6	設置年月日	①昭和39年4月1日 ②昭和46年9月1日 ③昭和58年4月1日 ④平成3年4月13日 ⑤昭和46年9月1日

1 施設の概要

(1)設置目的	市民の健康の増進を図るとともに、スポーツに親しめるまちづくりに寄与する。	
(2)規模、開館日等	【規模】 ①・敷地面積: 22,671㎡ ・延べ床面積: 819㎡ ・野球場2面、テニスコート4面(ハード)、 多目的グラウンド1面 ②・敷地面積: 25,130㎡ ・延べ床面積: 479㎡ ・野球場1面、テニスコート4面(ハード) ③・敷地面積: 12,099㎡ ・延べ床面積: 263㎡ ・野球場1面、テニスコート2面(砂入り人工芝) ④・敷地面積: 7,120㎡ ・延べ床面積: 359㎡ ・テニスコート5面(砂入り人工芝) ⑤・敷地面積: 7,738㎡ ・少年野球場1面 ※①②④ナイター照明有	【開場時間】 ①②④ ・3/1~11/30(7:00~21:00) ・12/1~翌年2/末日(9:00~21:00) ③ ・通年(9:00~17:00) ⑤ ・3/1~4/30(7:00~17:00) 【休場日】 年末年始: 12/29~1/3

2 指定管理者の概要

(1)指定管理者	スポーツテクノ和広・吹田市体育協会グループ					
(2)指定期間	平成30年4月1日~令和5年3月31日					
(3)選定方法	公募					
(4)指定管理者が行う業務内容	1. 施設の管理運営に関する業務 2. 施設の維持管理に関する業務 3. スポーツ教室の運営に関する業務 4. その他、自主事業の運営に関する業務					
(5)指定管理者の収支	収入	委託料又は利用料金(円)	89,503,000	89,121,995	89,503,000	88,462,536
		自主事業収入(円)	2,820,000	296,000	2,820,000	1,072,617
	その他(円)					
	支出	管理経費(円)	89,503,000	87,262,411	89,503,000	89,496,504
		自主事業(円)	2,820,000	264,492	2,820,000	753,552
		その他(円)				
	収支差額(円)		0	1,891,092	0	△ 714,903

3 施設の利用状況

利用状況を示す指標	令和2年度		令和3年度	
	計画	実施結果	計画	実施結果
1 野球利用者数(中の島) (人)	-	24,496	-	23,849
2 テニス利用者数(中の島) (人)	-	21,026	-	32,502
3 多目的グラウンド(中の島) (人)	-	3,174	-	4,036
4 野球利用者数(桃山台) (人)	-	23,719	-	22,266
5 テニス利用者数(桃山台) (人)	-	19,636	-	19,172
6 野球利用者数(山田) (人)	-	7,645	-	9,639
7 テニス利用者数(山田) (人)	-	12,947	-	13,582
8 テニス利用者数(南正雀) (人)	-	41,130	-	29,519
9 野球利用者数(高野台) (人)	-	22,332	-	25,166
10 合計 (人)		176,105		179,731



中の島スポーツグラウンド



桃山台スポーツグラウンド



山田スポーツグラウンド



南正雀スポーツグラウンド



高野台スポーツグラウンド

(出所:吹田市ホームページ)

【概要補足等】

当施設は、スポーツに親しめるまちづくりに寄与することを目的として設置されたスポーツグラウンドであり、民間事業者の創意工夫を生かした管理運営により、多様化する市民ニーズに効果的・効率的に対応するため、指定管理者制度が導入されている。

施設の指定管理業務に係る経費の発生状況と施設利用状況との関係性を分析した結果は、下表のとおりである。

【施設利用者数とコストの分析】

指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度
管理経費(円)	88,345,250	87,526,903	90,250,056
利用者数合計(人)	198,608	176,105	179,731
利用者1人当たり管理経費(円/人)	445	497	502

※指定管理業務における管理経費と施設の利用状況との関係性を測るため、「指定管理者制度導入施設の管理運営状況総合評価シート」に記載された管理経費の額を用いている。

2. 監査の結果及び意見

(1) 第 4 監査の結果及び意見(共通事項)参照

各施設の状況に応じて計画値を設定し、指定管理者と共有したうえで、事業計画書、事業報告書で計画値に対する取組内容、実施結果の記載を求め、その結果について評価を行うべきである。(意見)

【29】片山市民体育館、【30】北千里市民体育館、【31】山田市民体育館、
【32】南吹田市民体育館、【33】目黒市民体育館

1.概要

施設名	吹田市立片山市民体育館	所管部室課名	都市魅力部 文化スポーツ推進室
所在地	吹田市出口町31-2	設置年月日	昭和47年10月12日

1 施設の概要

(1)設置目的	市民の体育及びスポーツの振興を図り、市民生活の向上及び青少年の健全育成に寄与する。		
(2)規模、開館日等	【規模】 ・敷地面積:3,620㎡ ・延べ床面積:4,347㎡ ・第1体育室:1,404㎡ ・第2体育室:145㎡(トレーニング室) ・第3体育室:245㎡ ・第4体育室:246㎡(畳) ・第5体育室:240㎡ ・クライミングウォール:高さ11m	【開館時間】 9:00~21:00 毎月第2月曜日(休日の場合は直近の平日)は、18:00~21:00 【休館日】 年末年始:12/29~1/3	

2 指定管理者の概要

(1)指定管理者	吹田市体育協会・ミズノグループ(市民体育館5館共通)					
(2)指定期間	平成30年4月1日~令和5年3月31日					
(3)選定方法	公募					
(4)指定管理者が行う業務内容	1. 施設の管理運営に関する業務 2. 施設の維持管理に関する業務 3. スポーツ教室の運営に関する業務 4. その他、自主事業の運営に関する業務					
(5)指定管理者の収支			令和2年度		令和3年度	
			計画	実施結果	計画	実施結果
	収入	委託料又は利用料金 (円)	98,237,000	97,547,552	98,237,000	98,019,560
		自主事業収入 (円)	9,192,000	2,855,088	9,192,000	4,802,493
		その他 (円)				
	支出	管理経費 (円)	98,237,000	99,029,275	98,237,000	102,209,655
		自主事業 (円)	9,192,000	1,255,542	9,192,000	1,782,256
その他 (円)						
収支差額 (円)		0	117,823	0	△ 1,169,858	

3 施設の利用状況

利用状況を示す指標		令和2年度		令和3年度	
		計画	実施結果	計画	実施結果
1	個人使用利用者数 (人)	-	41,040	-	40,244
2	専用使用利用者数 (人)	-	12,286	-	14,371
3	スポーツ教室参加者数 (人)	-	15,565	-	20,566
4	大会等参加者数 (人)	-	681	-	1,041
5					
6	合計 (人)		69,572		76,222

施設名	吹田市立北千里市民体育館	所管部署課名	都市魅力部 文化スポーツ推進室
所在地	吹田市藤白台5-5-1	設置年月日	昭和55年4月13日

1 施設の概要

(1)設置目的	市民の体育及びスポーツの振興を図り、市民生活の向上及び青少年の健全育成に寄与する。		
(2)規模、開館日等	【規模】 ・敷地面積:8,500㎡ ・延べ床面積:4,487㎡ ・第1体育室:1,400㎡ ・第2体育室:700㎡ ・第3体育室:150㎡(トレーニング室) ・第4体育室:225㎡ ・第5体育室:225㎡(畳)	【開館時間】 9:00～21:00 毎月第4月曜日(休日の場合は直近の平日)は、18:00～21:00	【休館日】 年末年始:12/29～1/3

2 指定管理者の概要

(1)指定管理者	吹田市体育協会・ミズノグループ(市民体育館5館共通)					
(2)指定期間	平成30年4月1日～令和5年3月31日					
(3)選定方法	公募					
(4)指定管理者が行う業務内容	1. 施設の管理運営に関する業務 2. 施設の維持管理に関する業務 3. スポーツ教室の運営に関する業務 4. その他、自主事業の運営に関する業務					
(5)指定管理者の収支			令和2年度		令和3年度	
			計画	実施結果	計画	実施結果
	収入	委託料又は利用料金 (円)	78,338,000	73,557,569	78,338,000	77,786,414
		自主事業収入 (円)	7,692,000	1,023,729	7,692,000	2,202,110
		その他 (円)				
	支出	管理経費 (円)	78,338,000	69,964,474	78,338,000	77,606,729
		自主事業 (円)	7,692,000	476,308	7,692,000	726,954
その他 (円)						
収支差額 (円)		0	4,140,516	0	1,654,841	

3 施設の利用状況

利用状況を示す指標		令和2年度		令和3年度	
		計画	実施結果	計画	実施結果
1	個人使用利用者数 (人)	-	15,021	-	30,543
2	専用使用利用者数 (人)	-	6,233	-	11,869
3	スポーツ教室参加者数 (人)	-	8,054	-	12,200
4	大会等参加者数 (人)	-	41	-	1,596
5					
6	合計 (人)		29,349		56,208

施設名	吹田市立山田市民体育館	所管部室課名	都市魅力部 文化スポーツ推進室
所在地	吹田市山田西3-84-1	設置年月日	昭和61年7月30日

1 施設の概要

(1)設置目的	市民の体育及びスポーツの振興を図り、市民生活の向上及び青少年の健全育成に寄与する。		
(2)規模、開館日等	【規模】 ・敷地面積:6,400㎡ ・延べ床面積:5,445㎡ ・第1体育室:1,412㎡ ・第2体育室:720㎡ ・第3体育室:242㎡(トレーニング室) ・第4体育室:240㎡ ・第5体育室:240㎡(畳)	【開館時間】 9:00~21:00 毎月第1月曜日(休日の場合は直近の平日)は、18:00~21:00	【休館日】 年末年始:12/29~1/3

2 指定管理者の概要

(1)指定管理者	吹田市体育協会・ミズノグループ(市民体育館5館共通)					
(2)指定期間	平成30年4月1日~令和5年3月31日					
(3)選定方法	公募					
(4)指定管理者が行う業務内容	1. 施設の管理運営に関する業務 2. 施設の維持管理に関する業務 3. スポーツ教室の運営に関する業務 4. その他、自主事業の運営に関する業務					
(5)指定管理者の収支			令和2年度		令和3年度	
			計画	実施結果	計画	実施結果
	収入	委託料又は利用料金 (円)	82,860,000	78,998,627	82,860,000	82,080,189
		自主事業収入 (円)	7,892,000	2,061,706	7,892,000	2,689,794
		その他 (円)				
	支出	管理経費 (円)	82,860,000	84,589,301	82,860,000	90,757,419
		自主事業 (円)	7,892,000	797,426	7,892,000	830,843
その他 (円)						
収支差額 (円)		0	△ 4,326,394	0	△ 6,818,279	

3 施設の利用状況

利用状況を示す指標		令和2年度		令和3年度	
		計画	実施結果	計画	実施結果
1	個人使用利用者数 (人)	-	26,161	-	37,115
2	専用使用利用者数 (人)	-	12,214	-	14,866
3	スポーツ教室参加者数 (人)	-	15,963	-	23,954
4	大会等参加者数 (人)	-	452	-	960
5					
6	合計 (人)		54,790		76,895

施設名	吹田市立南吹田市民体育館	所管部室課名	都市魅力部 文化スポーツ推進室
所在地	吹田市南吹田5-34-1	設置年月日	平成2年5月17日

1 施設の概要

(1)設置目的	市民の体育及びスポーツの振興を図り、市民生活の向上及び青少年の健全育成に寄与する。		
(2)規模、開館日等	【規模】 ・敷地面積：-----㎡ ・延べ床面積：3,717㎡ ・第1体育室：1,083㎡ ・第2体育室：229㎡(畳) ・第3体育室：229㎡ ・第4体育室：229㎡(トレーニング室)	【開館時間】 9:00～21:00 毎月第4月曜日(休日の場合は直近の平日)は、18:00～21:00	【休館日】 年末年始：12/29～1/3

2 指定管理者の概要

(1)指定管理者	吹田市体育協会・ミズノグループ(市民体育館5館共通)					
(2)指定期間	平成30年4月1日～令和5年3月31日					
(3)選定方法	公募					
(4)指定管理者が行う業務内容	1. 施設の管理運営に関する業務 2. 施設の維持管理に関する業務 3. スポーツ教室の運営に関する業務 4. その他、自主事業の運営に関する業務					
(5)指定管理者の収支			令和2年度		令和3年度	
			計画	実施結果	計画	実施結果
	収入	委託料又は利用料金 (円)	72,585,000	71,905,897	72,585,000	72,136,766
		自主事業収入 (円)	7,292,000	1,943,459	7,292,000	2,144,658
		その他 (円)				
	支出	管理経費 (円)	72,585,000	69,768,116	72,585,000	75,171,248
		自主事業 (円)	7,292,000	955,455	7,292,000	990,409
その他 (円)						
収支差額 (円)		0	3,125,785	0	△ 1,880,233	

3 施設の利用状況

利用状況を示す指標		令和2年度		令和3年度	
		計画	実施結果	計画	実施結果
1	個人使用利用者数 (人)	-	30,922	-	31,380
2	専用使用利用者数 (人)	-	4,614	-	5,121
3	スポーツ教室参加者数 (人)	-	12,778	-	13,612
4	大会等参加者数 (人)	-	342	-	324
5					
6	合計 (人)		48,656		50,437

施設名	吹田市立目俵市民体育館	所管部室課名	都市魅力部 文化スポーツ推進室
所在地	吹田市目俵町1-11	設置年月日	平成9年5月18日

1 施設の概要

(1)設置目的	市民の体育及びスポーツの振興を図り、市民生活の向上及び青少年の健全育成に寄与する。		
(2)規模、開館日等	【規模】 ・敷地面積:7,697㎡ ・延べ床面積:11,731㎡ ・第1体育室:1,440㎡ ・第2体育室:700㎡(畳) ・第3体育室:241㎡ ・第4体育室:260㎡(トレーニング室) ・第5体育室:253㎡ ・多目的ホール:224㎡ ・クライミングウォール:高さ8m	【開館時間】 9:00～21:00(多目的ホールは～22:00) 毎月第3月曜日(休日の場合は直近の平日)は、18:00～21:00(多目的ホールは～22:00) 【休館日】 年末年始:12/29～1/3	

2 指定管理者の概要

(1)指定管理者	吹田市体育協会・ミズノグループ(市民体育館5館共通)					
(2)指定期間	平成30年4月1日～令和5年3月31日					
(3)選定方法	公募					
(4)指定管理者が行う業務内容	1. 施設の管理運営に関する業務 2. 施設の維持管理に関する業務 3. スポーツ教室の運営に関する業務 4. その他、自主事業の運営に関する業務					
(5)指定管理者の収支			令和2年度		令和3年度	
			計画	実施結果	計画	実施結果
	収入	委託料又は利用料金(円)	125,922,000	124,578,544	125,922,000	125,173,786
		自主事業収入(円)	8,192,000	4,447,120	8,192,000	4,636,890
		その他(円)				
	支出	管理経費(円)	125,922,000	144,898,815	125,922,000	138,657,467
		自主事業(円)	8,192,000	1,737,850	8,192,000	1,591,183
その他(円)						
収支差額(円)		0	△17,611,001	0	△10,437,974	

3 施設の利用状況

利用状況を示す指標		令和2年度		令和3年度	
		計画	実施結果	計画	実施結果
1	個人使用利用者数(人)	-	56,472	-	54,898
2	専用使用利用者数(人)	-	18,737	-	18,704
3	スポーツ教室参加者数(人)	-	14,939	-	18,555
4	大会等参加者数(人)	-	2,157	-	1,208
5					
6	合計(人)		92,305		93,365



片山市民体育館



北千里市民体育館



山田市民体育館



南吹田市民体育館



目俣市民体育館

(出所:吹田市ホームページ)

【概要補足等】

当施設は、スポーツの普及と振興を図り、市民の健康の維持増進に寄与することを目的とした体育館であり、更なる市民サービスの向上と施設の効果的・効率的な管理運営を行うため、指定管理者制度が導入されている。

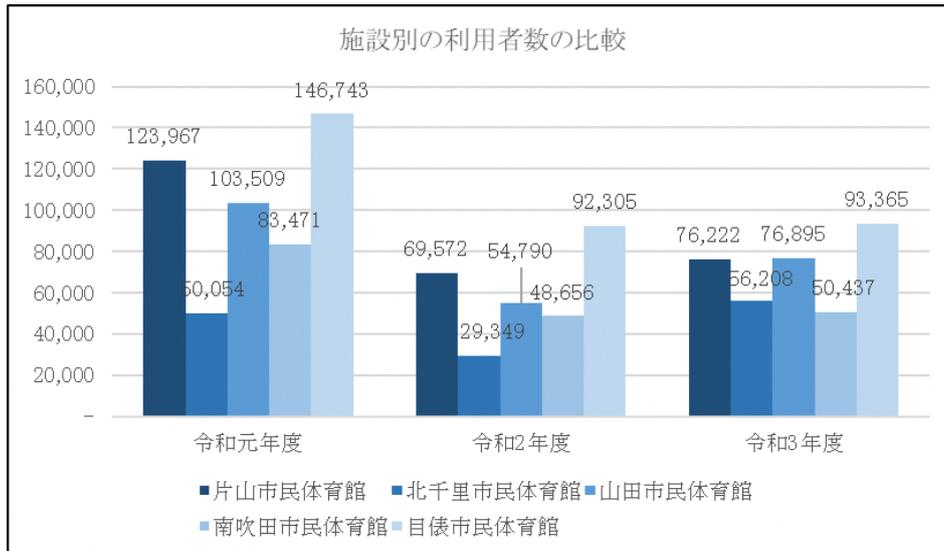
各体育館の施設利用状況及び指定管理業務に係る経費の発生状況を比較分析した結果は、下表のとおりである。

【施設別の利用者数の分析】

(単位:人)

施設名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
片山市民体育館	123,967	69,572	76,222
北千里市民体育館	50,054	29,349	56,208
山田市民体育館	103,509	54,790	76,895
南吹田市民体育館	83,471	48,656	50,437
目俣市民体育館	146,743	92,305	93,365

※利用者数=個人使用利用者数+専用使用利用者数+スポーツ教室参加者数+大会等参加者数

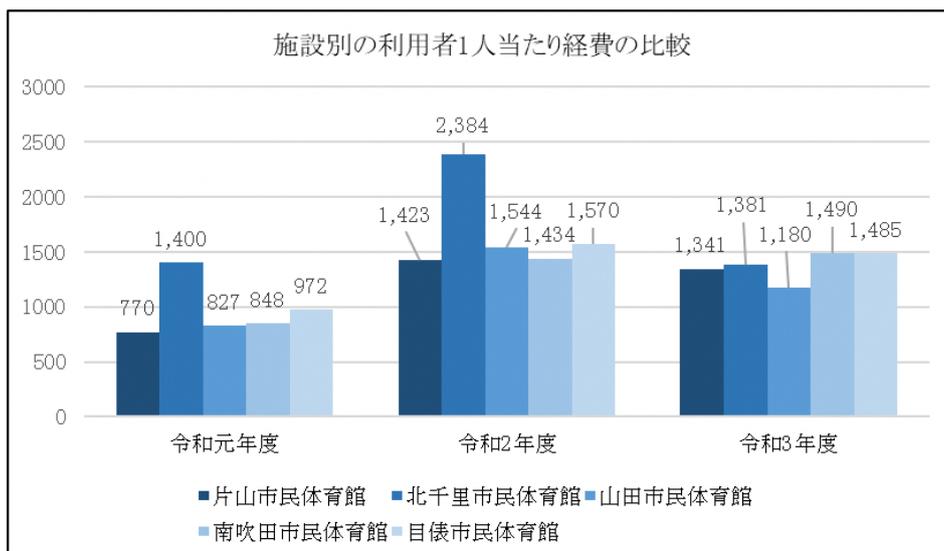


【施設別の利用者1人当たり管理経費の分析】

(単位:円/人)

施設名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
片山市民体育館	770	1,423	1,341
北千里市民体育館	1,400	2,384	1,381
山田市民体育館	827	1,544	1,180
南吹田市民体育館	848	1,434	1,490
目黒市民体育館	972	1,570	1,485

※利用者1人当たり管理経費＝管理経費÷利用者数



※令和元年度、令和2年度において、北千里市民体育館の利用者1人当たり経費が他の施設と比較して高い水準にあるが、これは、大阪北部地震の被害を受け臨時休館していた影響である。

2. 監査の結果及び意見

(1) 第 4 監査の結果及び意見(共通事項)参照

「総合評価シート」における記載内容について見直しが必要である。(意見)

各施設の状況に応じて計画値を設定し、指定管理者と共有したうえで、事業計画書、事業報告書で計画値に対する取組内容、実施結果の記載を求め、その結果について評価を行うべきである。(意見)

【34】 武道館

1.概要

施設名	吹田市立武道館(洗心館)	所管部室課名	都市魅力部 文化スポーツ推進室
所在地	吹田市山田北2-1	設置年月日	平成5年4月25日

1 施設の概要

(1)設置目的	武道の普及及び振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与する。		
(2)規模、開館日等	【規模】 ・敷地面積:4,969㎡ ・延べ床面積:9,064㎡ ・第1武道室:1,008㎡ ・第2武道室:1,292㎡(畳) ・第3武道室:694㎡ ・弓道場:10人立ち	【開館時間】 9:00～21:00 毎月第1月曜日(休日の場合は第2月曜日)は、18:00～21:00	【休館日】 年末年始:12/29～1/3

2 指定管理者の概要

(1)指定管理者	吹田市体育協会・ミズノグループ					
(2)指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日					
(3)選定方法	公募					
(4)指定管理者が行う業務内容	1. 施設の管理運営に関する業務 2. 施設の維持管理に関する業務 3. スポーツ教室の運営に関する業務 4. その他、自主事業の運営に関する業務					
(5)指定管理者の収支		令和2年度		令和3年度		
		計画	実施結果	計画	実施結果	
	収入	委託料又は利用料金 (円)	93,706,000	93,088,405	93,706,000	92,350,000
		自主事業収入 (円)	3,114,000	1,080,750	1,429,000	1,555,329
		その他 (円)				
	支出	管理経費 (円)	93,706,000	93,614,752	93,706,000	95,053,574
		自主事業 (円)	3,114,000	280,442	1,429,000	398,182
その他 (円)						
	収支差額 (円)	0	273,961	0	△ 1,546,427	

3 施設の利用状況

利用状況を示す指標		令和2年度		令和3年度	
		計画	実施結果	計画	実施結果
1	個人使用利用者数 (人)	-	19,560	-	21,087
2	専用使用利用者数 (人)	-	11,774	-	14,905
3	スポーツ教室参加者数 (人)	-	10,671	-	14,377
4	大会等参加者数 (人)	-	0	-	508
5					
6	合計 (人)		42,005		50,877

【概要補足等】

武道館(洗心館)は武道の普及と振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与することを目的とした施設であり、当施設の更なる市民サービスの向上と施設の効果的・効率的な管理運営を行うため、指定管理者制度が導入されている。

施設の指定管理業務に係る経費の発生状況と施設利用状況との関係性を分析した結果は、下表のとおりである。

【施設利用者数とコストの分析】

指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度
管理経費(円)	97,272,491	93,614,752	95,053,574
利用者数合計(人)	85,521	42,005	50,877
利用者1人当たり管理経費(円/人)	1,137	2,229	1,868

※指定管理業務における管理経費と施設の利用状況との関係性を測るため、「指定管理者制度導入施設の管理運営状況総合評価シート」に記載された管理経費の額を用いている。

2. 監査の結果及び意見

(1) 第4 監査の結果及び意見(共通事項)参照

各施設の状況に応じて計画値を設定し、指定管理者と共有したうえで、事業計画書、事業報告書で計画値に対する取組内容、実施結果の記載を求め、その結果について評価を行うべきである。(意見)

【35】 総合運動場

1.概要

施設名	吹田市立総合運動場	所管部室課名	都市魅力部 文化スポーツ推進室
所在地	吹田市竹谷町37-1	設置年月日	平成6年5月15日

1 施設の概要

(1)設置目的	市民のスポーツの振興と健康の維持増進を図る。		
(2)規模、開館日等	【規模】 ・敷地面積:30,975㎡ ・延べ床面積:9,766㎡ ・トラック:全天候ウレタン舗装1周400m 6レーン ・フィールド:人工芝7,140㎡ ・トレーニング室:307㎡ ※第4種公認陸上競技場	【開場時間】 9:00～21:00 毎月第3月曜日(休日の場合は第4月曜日)は、18:00～21:00 【休場日】 年末年始:12/29～1/3	

2 指定管理者の概要

(1)指定管理者	吹田市体育協会・ミズノグループ					
(2)指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日					
(3)選定方法	公募					
(4)指定管理者が行う業務内容	1. 施設の管理運営に関する業務 2. 施設の維持管理に関する業務 3. スポーツ教室の運営に関する業務 4. その他、自主事業の運営に関する業務					
(5)指定管理者の収支			令和2年度		令和3年度	
			計画	実施結果	計画	実施結果
	収入	委託料又は利用料金 (円)	91,184,000	90,199,197	91,184,000	90,481,000
		自主事業収入 (円)	3,447,000	2,646,814	6,524,000	3,890,751
		その他 (円)				
	支出	管理経費 (円)	91,184,000	91,302,446	91,184,000	94,840,660
		自主事業 (円)	3,447,000	1,648,541	6,524,000	2,188,203
その他 (円)						
	収支差額 (円)	0	△ 104,976	0	△ 2,657,112	

3 施設の利用状況

利用状況を示す指標		令和2年度		令和3年度	
		計画	実施結果	計画	実施結果
1	個人使用利用者数 (人)	-	41,532	-	43,371
2	専用使用利用者数 (人)	-	32,759	-	29,912
3	スポーツ教室参加者数 (人)	-	14,345	-	16,520
4	大会等参加者数 (人)	-	200	-	5,144
5					
6	合計 (人)		88,836		94,947



(出所:吹田市ホームページ)

【概要補足等】

総合運動場は、スポーツの普及と振興を図り、市民の健康の維持増進に寄与することを目的とした総合運動場であり、当施設の更なる市民サービスの向上と施設の効果的・効率的な管理運営を行うため、指定管理者制度が導入されている。

施設の指定管理業務に係る経費の発生状況と施設利用状況との関係性を分析した結果は、下表のとおりである。

【施設利用者数とコストの分析】

指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度
管理経費(円)	85,522,967	91,302,446	94,840,660
利用者数合計(人)	58,614	88,836	94,947
利用者1人当たり管理経費(円/人)	1,459	1,028	999

※指定管理業務における管理経費と施設の利用状況との関係性を測るため、「指定管理者制度導入施設の管理運営状況総合評価シート」に記載された管理経費の額を用いている。

2.監査の結果及び意見

(1)第4 監査の結果及び意見(共通事項)参照

各施設の状況に応じて計画値を設定し、指定管理者と共有したうえで、事業計画書、事業報告書で計画値に対する取組内容、実施結果の記載を求め、その結果について評価を行うべきである。(意見)

【36】市立吹田サッカースタジアム

1.概要

施設名	市立吹田サッカースタジアム	所管部室課名	都市魅力部 文化スポーツ推進室
所在地	吹田市千里万博公園	設置年月日	平成27年10月1日

1 施設の概要

(1)設置目的	スポーツの推進及び青少年の健全育成並びに市民相互及び地域間の交流を図り、もって、にぎわい及び活力のあふれるまちづくりに資することを目的とする。		
(2)規模、開館日等	【規模】 ・敷地面積;35,926.77㎡ ・延べ床面積;63,908.71㎡ 【構造】 ・地上6階建て ・鉄筋コンクリート造 ・鉄骨造、プレストレストコンクリート造 【施設】 ・フィールド;天然芝107×70m ・観覧席;下層(3階)20,000席 VIP席(4階)2,000席 上層(5,6階)18,000席	【利用時間】 9:00～21:00 【休館日】 年始年末;12/29～1/3	

2 指定管理者の概要

(1)指定管理者	株式会社ガンバ大阪					
(2)指定期間	平成27年9月30日～令和45年3月31日					
(3)選定方法	単独指定					
(4)指定管理者が行う業務内容	1. 施設の運営に関する業務 2. スポーツの推進、にぎわいの創出等に関する業務 3. 施設の維持管理に関する業務 4. 経営に関する業務					
(5)指定管理者の収支			令和2年度		令和3年度	
			計画	実施結果	計画	実施結果
	収入	指定管理料 (円)	0	0	0	0
		利用料金等 (円)	809,150,000	533,158,237	640,000,000	665,459,262
	支出	管理経費 (円)	569,520,000	524,241,853	546,830,000	646,847,484
その他 (円)						
収支差額 (円)		239,630,000	8,916,384	93,170,000	18,611,778	

3 施設の利用状況

利用状況を示す指標		令和2年度		令和3年度	
		計画	実施結果	計画	実施結果
1	プロサッカー入場者数 (人)		146,374		173,021
2	その他の入場者数 (人)		12,286		25,358
3	ホームタウン推進事業参加者数 (人)		2,406		3,245
4					
5					
6					
7					
8					



(出所:吹田市ホームページ)

【概要補足等】

当施設は、平成 27 年より供用が開始された施設であり、スタジアム建設募金団体からの寄付により整備された施設である。また、寄付の条件として、当施設の指定管理者を現在の指定管理者とすることが定められていたため、非公募にて指定管理者が選定されている。指定管理者選定の経緯に関連し、当該施設の指定管理期間は、平成 27 年(2015 年)9 月 30 日から 2063 年 3 月 31 日までとされており、非常に長期間である点が特徴である。

また、事業者が施設の利用料金等から事業運営を行う利用料金制にて施設が運用されており、当該施設の管理運営に関する市の支出はない。

2. 監査の結果及び意見

(1) 第 4 監査の結果及び意見(共通事項)参照

自主事業に関する計画・実績報告において、その内容を適切に把握すべきである。

(意見)

「総合評価シート」における記載内容について見直しが必要である。(意見)

各施設の状況に応じて計画値を設定し、指定管理者と共有したうえで、事業計画書、事業報告書で計画値に対する取組内容、実施結果の記載を求め、その結果について評価を行うべきである。(意見)
--

(2) 年度事業計画書の提出時期について

① 現状

「市立吹田サッカースタジアムの管理に関する基本協定書」第 21 条において、指定管理者は中期事業計画書に基づき、毎事業年度開始前の市の指定する期日までに年度事業計画書を提出しなければならない旨が定められている。

令和 3 年度の年度事業計画書の提出日は令和 3 年 3 月 31 日であった。また、協定書における市の指定する期日については確認ができなかった。

②意見

年度事業計画書について、事前に市がその内容を検討できるよう、余裕を持った提出を求めるべきである。

令和3年度の年度事業計画書が令和3年3月31日に提出されており、実質的にその内容を市が十分に確認できる状況にはなかった。

市が年度事業計画書の内容を確認し、仮に事業計画の変更等が必要であると判断した場合には、事業年度開始前に計画の見直しができるような期日設定が必要である。

今後は具体的な提出期日を設定するとともに、ゆとりを持って確認ができるような期日とし、内容の確認を行うことが必要である。

(3)年度事業計画書の記載事項について

①現状

令和3年度の年度事業計画書において、以下の事項が記載されている。

・部門方針

- ①独立採算による安定したスタジアム運営
- ②スタジアム設備改善による、お客様への満足度向上
- ③自主事業の確立による、試合に左右されない収入確保

・「2021年度計画収入及び支出」と「2020年度計画収入及び支出」と前年比での差異金額とその理由。2021年度計画について、収入については、自主事業とそれ以外の収入が区分されている。

②意見

基本協定書において記載が求められている事項が年度別事業計画書に記載されていない、もしくは不十分であり、必要事項が記載されるよう指導を行う必要がある。

「市立吹田サッカースタジアムの管理に関する基本協定書」第21条において、年度別事業計画書に記載すべき事項として次の5点が示されている。

(年度別事業計画書)

第21条 乙は中期事業計画書に基づき、毎事業年度開始前の甲の指定する期日までに、翌事業年度に係る次に掲げる事項を記載した年度別事業計画書を作成し、甲に提出しなければならない。

- (1) 指定管理業務の体制に関する事項
- (2) 指定管理業務の実施に関する事項
- (3) 指定管理業務に要する経費に関する事項
- (4) 自主事業の実施に関する事項
- (5) その他、甲が必要と認める事項

しかしながら、令和3年度の事業計画書では、「指定管理業務の体制に関する事項」が示されていない。また、「指定管理業務の実施に関する事項」については、基本方針や項目は示されているものの、より具体的な内容の記載が必要である。特に、業務の基本方

針に関しては、中期事業計画書では、「①利用本位の運営、②市民利用の促進、③効果的かつ効率的な施設運営、④環境に配慮したエコ・スタジアムの運営と災害時の防災機能、⑤スタジアムブランドの確立」の5点が掲げられているが、網羅的に記載されていない。

中期事業計画書では、例えば施設の貸出としては「大規模集客イベントの実施」「ガンバ大阪クラブハウスの設置」「健康増進を目的とした食育のための常設レストランの設置」や、その他の事業としても「体験型スポーツプログラムの提供」「生活習慣病予防等のプログラム提供」「スタジアムツアー」「カルチャー教室」「児童預かり施設」と非常に多くの事業が計画されているが、年度計画書では「ツアー・居室利用等」「POS、カップ」「太陽光発電」「ネーミングライツ」「日本代表戦」による収入が計上されているのみである。また、特に自主事業については、事業ごとに目的、内容、規模等を勘案し市の許可を得て実施しているものの、計画段階においても具体的にどのような事業が計画されているのかの把握も必要であると考ええる。

年度計画書については基本協定書に沿った項目・内容とすべきである。また、業務の基本方針は施設の管理運営の根幹となる重要事項であり、中期事業計画との整合性についても考慮することが必要である。

(4) スタジアムの更なる活用に向けて

①参考意見

市のシンボルとなる公共施設の一つとして、更なる施設の活用が望まれる。

吹田サッカースタジアムは、収容人数4万人の国際試合も開催可能なスタジアムであるとともに、防災備品の備蓄倉庫も備えており、災害時における避難所及び一時避難地に指定されている。当該施設は、スタジアム建設募金団体の寄付により整備された施設であり、大阪府との事業用定期借地契約期間全体の維持管理を担保するため、指定管理期間は約48年と非常に長期であることや、利用料金制が導入され、指定管理料が0である等の特徴がみられる。

これまで、市と指定管理者は連携協力しながら、コロナ禍において施設の利用が伸び悩む中にあっても、「テレワーク推進事業(パナスタワーク)」や、「ガンバ大阪☆防災キャンプ in パナスタ」「ホームスタジアム事業(バナーやウォールステッカー等の装飾によるホームスタジアム化)」のような新たな事業の拡大も行っており、創意工夫による各種事業を行い、市民のみならず市外にも吹田市の魅力発信に努めている。

一方で、市による指定管理者の管理の側面からは、年度計画書の作成が不十分である点も見受けられた。超長期に亘っての指定管理運営の継続があらかじめ決まっているからこそ、事業者が適切に管理を行い、金額のみでは測ることができない成果が生まれているのか、例えば、市の魅力発信に寄与するといった観点から、利用状況や利用者ニーズの把握等という指標で検証を行い今後の取組につなげる必要性は高いと考える。

また、第三者によるモニタリング評価においても言及されているが、市のスタジアムとして、より地域・市民に密着した取組も求められている。現状では、災害時の避難所やホームスタジアム事業等が実施されているが、より一層の市民・地域への貢献を拡大するような取組を期待したい。

【37】千里山竹園児童センター

1.概要

施設名	吹田市立千里山竹園児童センター	所管部室課名	児童部子育て政策室
所在地	吹田市千里山竹園2丁目1番5号	設置年月日	平成21年10月

1 施設の概要

(1)設置目的	次代を担う子どもたちが、「遊び」を通じて創造性や社会性、協調性を身につけ豊かな人間関係を育むことを目的とする。		
(2)規模、開館日等	【規模】 (構造) 鉄筋コンクリート造2階建 (敷地面積) 969.07㎡ (建築面積) 343.12㎡ (床面積) 1階 319.32㎡ 2階 206.20㎡	【開館日等】 (開館日) 毎日開館(5/3～5/5及び年未年始を除く) (開館時間) 4～9月 10時～18時 10～3月 9時30分～17時30分	

2 指定管理者の概要

(1)指定管理者	吹田市立千里山竹園児童センター管理運営協議会					
(2)指定期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日(5年間)					
(3)選定方法	公募					
(4)指定管理者が行う業務内容	1 子どもの健全育成及び地域の子育て家庭への支援に関する業務 2 施設の管理運営に関する業務 3 施設の維持管理に関する業務 4 経営管理に関する業務 5 その他					
(5)指定管理者の収支			令和2年度		令和3年度	
			計画	実施結果	計画	実施結果
	収入	委託料又は利用料金(円)	25,950,000	25,950,000	25,890,000	25,890,000
		自主事業収入(円)	0	0	0	0
		その他(円)	0	0	0	0
	支出	管理経費(円)	25,950,000	25,950,000	25,890,000	25,890,000
		自主事業(円)	0	0	0	0
その他(円)		0	0	0	0	
	収支差額(円)	0	0	0	0	

3 施設の利用状況

利用状況を示す指標		令和2年度		令和3年度	
		計画	実施結果	計画	実施結果
1	メイン行事参加者数(人)	-	92	-	204
2	センターまつり参加者数(人)	-	未実施	-	未実施
3	幼児教室参加者数(人)	-	415	-	627
4	月間・週間行事参加者数(人)	-	1,879	-	2,066
5	年間来館者数(人)	-	7,037	-	8,752



(出所:吹田市ホームページ)

【概要補足等】

当施設は、子育て支援施設として、安心・安全な居場所の提供を行っており、遊びをはじめとする活動への支援を通じて、健康の増進、情緒を豊かにするための取組を行っている。令和3年度収支計画書と収支報告書における報酬及び繰出金の金額は以下のとおりであった。

(単位:円)

	事業計画書	事業報告書
報酬	17,221,400	15,695,815
繰出金	-	1,880,944

※「報酬」は指定管理者が市から收受する金額であり、指定管理料と同義である。また「繰出金」は指定管理者の会計へ資金移動を行った金額であり、収支差額と同義である。

※市の総合評価シートにおける「指定管理者の収支」は収支報告書に基づき作成されており、繰出金を支出に含めて計上している。そのため、収支差額は0となっている。

令和3年度において、産休育休中である児童厚生員1名が令和3年度に復帰できなかったことにより、アルバイトを補充し事業運営を行っている。結果として報酬が1,525,585円減少しており、それを受けて収支差額である繰出金が1,880,944円発生している状況である。

2.監査の結果及び意見

(1)第4 監査の結果及び意見(共通事項)参照

応募資格を地域住民団体に限定する必要性について、見直しを行うべきである。(意見)

自主事業に関する計画・実績報告において、その内容を適切に把握すべきである。(意見)

各施設の状況に応じて計画値を設定し、指定管理者と共有したうえで、事業計画書、事業報告書で計画値に対する取組内容、実施結果の記載を求め、その結果について評価を行うべきである。(意見)

(2)「収支差額」の開示について

①現状

総合評価シートにおける指定管理者の収支においては、実施結果の収支差額が0となっているが、令和3年度収支計画書と収支報告書において、報酬及び繰出金の金額の記載があり、収支差額の開示が適切になされていない。

②意見

収支報告書において「繰出金」を「収支差額」として報告すべきである。また、総合評価シートにおいて「収支差額」を適切に開示すべきである。

収支報告書における「繰出金」は指定管理者の会計へ資金移動を行った金額であり、内容は収支差額(利益)である。しかし、総合評価シートでは支出に含めて計上しており、収支の実態を適切に表していない。

よって、市は指定管理者に収支報告書において「繰出金」を「収支差額」として記載するよう求めるとともに、総合評価シートにおいて収支差額を適切に開示すべきである。

(3)市モニタリング時の備品の確認について

①現状

基本協定書に以下のとおり財産の管理等について定められている。

第14条 乙は、施設に係る財産を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 乙が施設の管理に係る備品を購入する場合、事前に甲の承認を得なければならない。また、甲の支出する委託料から購入した場合、その備品の所有権は甲に帰属する。

指定管理者は備品台帳をもとに現物確認を行っている。また、市においてもモニタリング時に同様に現物確認を行っている。

②意見

市によるモニタリング時の現物確認手法について、指定管理者が実施した現物確認結果をもとに備品の状況を把握する手法に見直すことが望ましい。また、基本協定書に備品を廃棄する場合の取扱いについて定めるべきである。

前述のとおり、指定管理者と市の両者において同一の手法により現物確認が実施されている。

備品の所有権は市にあるものの備品の管理責任は指定管理者にあるため、指定管理者による現物確認は必須であると考えるが、市は指定管理者が実施した現物確認の状況を確認し、所在不明や廃棄、調査中となっている項目についてヒアリング等を実施し、状況を把握することが重要である。したがって、市によるモニタリング時の現物確認手法について見直すことが望ましい。

また、当施設は比較的新しい施設であり備品の廃棄は生じていないが今後発生することも考えられる。なお、現行の基本協定書では備品の廃棄についての定めがない。備品の所有権は市にあり、指定管理者の判断で市の承認なく廃棄されることがないように、基本協定書に「備品を廃棄する場合は市の承認が必要である」旨を定めるべきである。

【38】北千里児童センター、【54】吹田市北千里地区公民館、
【57】北千里図書館

1.概要

施設名	①北千里児童センター ②北千里地区公民館 ③北千里図書館	所管部室課名	①児童部子育て政策室 ②地域教育部まなびの支援課 ③地域教育部中央図書館
所在地	吹田市古江台3丁目8番1号	設置年月日	令和4年11月22日

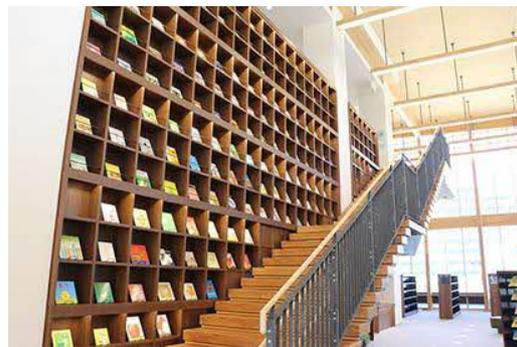
1 施設の概要

(1)設置目的	一つの建物に機能を集約・融合することで、様々な年代の人々が交流し、地域でつながることのできる、今後の千里ニュータウン再生のひとつのモデルとして、複合的なコミュニティ醸成機能を備えた施設を実現し、リビングが家族の結びつきを育む場であるように、気軽に訪れ、ふれあい、ともじ心を育む、あらゆる世代に開かれた、みんなでつくるハートウォーミングな居場所を目指す。	
(2)規模、開館日等	【規模】 敷地面積 5250.10㎡ 施設本体の延床面積①400.76㎡ ②605.60㎡ ③865.78㎡ 共用部1,051.46㎡ 鉄筋コンクリート造、一部木造、一部鉄骨造、一部プレ ストレストコンクリート造 地上2階 地下1階	【休館日】 ①年末年始12月29日～1月3日 ②毎週火曜日、祝日の翌日、年末年始12月29日～1月3日 ③年末年始12月29日～1月4日 【開館時間】 ①午前10時～午後6時 ②午前10時～午後10時 ③午前10時～午後8時

2 指定管理者の概要

(1)指定管理者	TRC北千里共同事業体
(2)指定期間	令和4年8月1日～令和9年3月31日
(3)選定方法	公募(プロポーザル方式)
(4)指定管理者が行う業務内容	(基本協定、年度協定から転記) ①児童センター業務(主催事業の実施、施設の使用許可業務等) ②窓口等公民館受付業務、施設の使用許可業務 ③窓口等図書館業務 3施設で連携する世代間の交流促進事業の実施 3施設合同イベントの企画・運営業務 施設及び付属設備の維持管理業務(警備・清掃・設備保守・修繕)

(出所：市作成資料)



(出所:吹田市ホームページ)

【概要補足等】

令和4年11月22日に北千里小学校跡地に「複合施設による子育て・学びの拠点づくり」をコンセプトとした児童センター・公民館・図書館の3つの施設機能を融合した複合施設、まちなかりビング北千里が開館し、指定管理者による管理運営が行われている。総合受付を起点とするワンストップサービス、利用者のニーズに合わせたフレキシブルな諸室の活用、多世代交流に係る取組等が行われている。

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【39】 高齢者いきいの家

1. 概要

施設名	吹田市立高齢者いきいの家	所管部室課名	高齢福祉室
所在地	吹田市岸部中1-24-11	設置年月日	昭和63年1月22日

1 施設の概要

(1)設置目的	高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を提供し、高齢者の相互交流と社会参加を促進するとともに、高齢者の自立支援を図り、もって高齢者の福祉の増進を図ること。		
(2)規模、開館日等	【設備等】 部屋：和室、洋室、多目的ホール 設備：カラオケ機器、マッサージ機、 囲碁・将棋、運動機器等	【開館日等】 開館日：月～土曜日午前9時～午後5時30分 休館日：日曜日、祝・休日、12月29日～1月3日	

2 指定管理者の概要

(1)指定管理者	特定非営利活動法人ワーカーズコープ					
(2)指定期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日					
(3)選定方法	公募					
(4)指定管理者が行う業務内容	1 高齢者の健康増進、教養向上等のための場の提供、講座の実施。 2 高齢者の交流、社会参加の促進、高齢者の福祉増進に関する事業の実施。 3 施設の使用申請・許可。 4 施設の備品、設備等の管理。					
(5)指定管理者の収支			令和2年度		令和3年度	
			計画	実施結果	計画	実施結果
	収入	委託料 (円)	16,186,000	15,567,445	16,186,000	16,164,567
		自主事業 (円)	1,505,000	39,070	102,000	25,560
		合計 (円)	17,691,000	15,606,515	16,288,000	16,190,127
	支出	管理経費 (円)	16,186,000	15,567,445	16,186,000	16,109,228
		自主事業 (円)	1,505,000	39,070	102,000	49,828
合計 (円)		17,691,000	15,606,515	16,288,000	16,159,056	
収支差額 (円)		0	0	0	31,071	

3 施設の利用状況

利用状況を示す指標		令和2年度		令和3年度	
		計画	実施結果	計画	実施結果
1	利用者数 (人)	9,600	4,262	10,000	5,492
2	開所日数 (日)	293	162(※)	293	191(※)
3	1日平均利用者数 (人)	33	26	34	29
4	主催講座 開催回数 (回)	48	30	142	104
5	共催事業 開催回数 (回)	19	1	2	6
6	自主事業 開催回数 (回)	23	9	3	1

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度は約6か月、令和3年度は約4か月休館した。



(出所:吹田市ホームページ)

【概要補足等】

当施設は、吹田市在住の高齢者が「生きがいを創り出す拠点」として設置され、指定管理者は、高齢者の健康増進、教養の向上及びリクリエーションのための各種講座等を実施している。

2. 監査の結果及び意見

(1) 第4 監査の結果及び意見(共通事項)参照

自主事業に関する計画・実績報告において、その内容を適切に把握すべきである。

(意見)

適切に各事業の位置付けを行い、各事業の区分に即した事業報告を行うべきである。
--

(意見)

「総合評価シート」における記載内容について見直しが必要である。(意見)

施設の目的や特性を踏まえた計画値の設定を行い、より実態に即した評価を行うことが必要である。(意見)

(2) 再委託の事前承認について

① 現状

指定管理者が実施すべき施設運営業務は管理運営基準に以下のとおり定められている。

第4 施設及び附属設備等の維持管理に関する業務基準

1 施設管理運営業務

(1) 消防設備保守点検業務

(2) 自動扉開閉装置保守点検業務

(3) 電位治療器保守点検業務

(4) 植木剪定業務

- (5) 警備業務
- (6) 清掃業務
- (7) 廃棄物処理業務
- (8) 通信カラオケシステム情報使用

②結果

管理業務の全部又は主要な部分を他の者に委託されることを未然に防ぐために、再委託に係る事前承認を漏れなく行うべきである。また、事業報告書で漏れなく報告を受けることにより、事後確認を行うべきである。

基本協定書第 29 条によると、再委託を行う場合、書面による市の事前承認が必要と定められているが、以下の再委託において市の事前承認が行われずに再委託が行われていた。

- ・ 自動扉開閉装置保守点検業務
- ・ 電位治療器保守点検業務
- ・ 植木剪定業務
- ・ 通信カラオケシステム情報使用

また、事業報告書「施設及び設備等の保守点検、維持管理業務実施状況」で外部委託の内容について報告がなされているが、「通信カラオケシステム情報使用」について報告がなされていなかった。

管理業務の全部又は主要な部分を他の者に委託されることを未然に防ぐために、指定管理者は再委託を行う際必ず再委託の事前承認依頼を行うとともに、事業報告書で漏れなく報告すべきである。また市は事前承認や報告が適切になされているか、確認を徹底すべきである。

【40】 高齢者生きがい活動センター

1. 概要

施設名	吹田市立高齢者生きがい活動センター	所管部室課名	高齢福祉室
所在地	吹田市津雲台1-2-1 千里ニュータウンプラザ5階	設置年月日	平成24年7月1日

1 施設の概要

(1)設置目的	高齢者が教養を深め、又は相互に交流することにより、生きがいづくりをする拠点。
(2)規模、開館日等	開館日 月～土曜日午前9時～午後5時30分 休館日 日・祝休日及び年末年始 施設概要 交流サロン(個人利用スペース) 多目的室1・2・3・4(団体専用貸し室) 生きがい教室1・2(団体専用貸し室及び自主事業での使用スペース)

2 指定管理者の概要

(1)指定管理者	一般社団法人吹田市高齢クラブ連合会					
(2)指定期間	平成29年4月1日～令和4年3月31日					
(3)選定方法	公募					
(4)指定管理者が行う業務内容	1 高齢者の生きがいづくり、健康づくり世代間交流等に関する講座、研修等の実施。 2 高齢者・高齢者団体の交流及び活動に対する支援に関すること。 3 高齢者に係る相談及び情報提供に関すること。 4 使用者及び使用団体登録申請にかかる業務。 5 施設の使用申請・許可等にかかる業務。					
(5)指定管理者の収支			令和2年度		令和3年度	
			計画	実施結果	計画	実施結果
	収入	委託料 (円)	12,868,000	11,705,837	12,003,500	11,940,180
		自主事業 (円)	667,500	231,500	750,000	118,000
		その他 (円)	0	32	0	30
		合計 (円)	13,535,500	11,937,369	12,753,500	12,058,210
	支出	管理経費 (円)	12,868,000	11,705,837	12,003,500	11,940,210
自主事業 (円)		648,000	208,014	733,000	111,000	
その他 (円)		0	0	0	0	
合計 (円)		13,516,000	11,913,851	12,736,500	12,051,210	
収支差額 (円)		19,500	23,518	17,000	7,000	

3 施設の利用状況

利用状況を示す指標		令和2年度		令和3年度	
		計画	実施結果	計画	実施結果
1	個人利用者数 (人)	27,074	12,173	30,148	19,378
2	団体利用者数 (人)	27,009	6,299	23,678	8,177
3	開所日数 (日)	293	155	293	192
4	1日平均利用者数 (人)	185	119	184	144
5	貸室利用件数 (件)	1,860	994	2,304	1,702
6	主催講座(生きがいづくり) (回)	99	34	105	77
7	主催講座(世代間交流) (回)	3	1	5	6
8	主催講座(教養の向上) (回)	23	16	22	32
9	主催講座(健康づくり) (回)	8	3	10	11
10	自主事業開催回数 (回)	88	29	108	75

【概要補足等】

当施設は、高齢者いきいの家と同様に、吹田市在住の高齢者が「生きがいをづくりをする拠点」として設立され、個人がくつろぐことができる交流サロンや団体で使用できる貸し室がある。

指定管理者は生きがいをづくり、世代間交流、教養の向上、健康づくりに関する各種講座を主催事業として実施している。そのほか、教養向上と健康づくりの取組を補完する目的で、自主事業としても講座を実施している。

2. 監査の結果及び意見

(1) 第4 監査の結果及び意見(共通事項)参照

施設の目的や特性を踏まえた計画値の設定を行い、より実態に即した評価を行うことが必要である。(意見)

(2) 指定管理料で購入した備品の管理及び廃棄について

①現状

基本協定書第14条第2項において、備品を購入する場合の事前承認及び指定管理料から購入した備品の所有権が市に帰属する旨が規定されているが、廃棄する場合の取扱いについての定めはなされておらず、市は基本協定書38条(疑義等の決定)に基づき、市と指定管理者の協議の上で指定管理者は廃棄を行っているとのことである。

(財産の管理等)

第14条

2 乙がセンターの管理に係る備品を購入する場合、事前に甲の承認を得なければならない。また、甲の支出する委託料から購入した場合、その備品の所有権は甲に帰属する。

(疑義等の決定)

基本協定書

第38条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議して定めるものとする。

センターの備品管理リストによると、令和3年度中に以下の備品が廃棄されている。

管理 No.	品名	価格(税込) (円)	廃棄日付
28～31	コート掛け	28,160	2021/12/28
38	パイプハンガー	2,910	廃棄日付未記入
39	空気清浄機	48,800	2021/12/28
40～41	ハンガーラック	10,874	2021/12/28
49	エッセンシャルオイルディフューザー	11,000	2022/3/14

②意見

貸与備品を廃棄する場合の取扱いについて基本協定書に規定し、市の事前承認を得るべきである。

基本協定書において、重要な事項については第38条を用いるのではなく、明記すべきである。貸与備品の所有権は市にあり、指定管理者が市の承認なく、廃棄することがあってはならず、備品を廃棄する場合の取扱いは重要な項目に該当すると考えられるため、基本協定書にその取扱いについて定めるとともに、必ず市の事前承認を得るべきである。

また、センターの備品管理リストを確認すると、テレビ台1,490円等金額が小さい物も登録されており、これらまで廃棄の承認を求めると実務上煩雑になると考えられる。備品として管理すべき金額基準を基本協定書等で明らかにすべきである。

(3)利用促進に係る取組について

①現状

指定管理者は商業施設2店舗に2か月分の講座案内を配架するとともに、公式LINEを利用し、紙面を手にとれない利用者にも案内を行っている。また、市は講座の案内を広報紙に掲載している。

実施した講座の様子については、指定管理者が運営するホームページ及びインスタグラムで情報の発信を行うほか、毎年3月にセンターだよりを発行している。

②参考意見

講座の様子の情報発信について、高齢者のニーズを確認するとともに、センターだよりの発行頻度等の見直しを検討することが望まれる。

講座案内については、商業施設2店舗での配架、広報誌における掲載等により一定の情報発信が行われていると考えられるが、講座の様子については、紙面による発信は年に一度のみであり、それ以外は指定管理者が運営するホームページやインスタグラムから情報発信を行っている。パソコンやタブレット等の操作ができない高齢者も一定数存

在すると考えられるため、施設の利用対象者に情報が十分に届いていない可能性があると考えられる。

講座の様子について効果的な情報発信を行うことにより、講座の申込みが増えると考えられるため、毎年実施されている利用者アンケート等で高齢者が何から情報を得ているか等の情報収集を行う等、高齢者のニーズを確認するとともに、センターだよりの発行頻度やその配架方法の見直しを検討することが望まれる。

【41～44】 老人デイサービスセンター

1.概要

老人デイサービスセンターとして、以下4つの施設があり、全施設において指定管理者制度を導入している。

- 【41】 内本町デイサービスセンター
- 【42】 亥の子谷デイサービスセンター
- 【43】 千里山西デイサービスセンター
- 【44】 藤白台デイサービスセンター

老人デイサービスセンターは老人福祉法及び介護保険法で規定される施設であり、日常生活において介護を有する高齢者に対し、福祉サービスを提供することにより、高齢者の福祉の向上及びその介護の負担の軽減を図るため、通所の方法による入浴、機能訓練、介護方法の指導その他のサービスの提供を行っている。

各施設の概要については、「2. 監査の結果及び意見」における「2. 個別事項」参照。

2.監査の結果及び意見

2-1. 共通事項

(1) 数値目標及びそれに対する取組について

①現状

各デイサービスの令和3年度の事業計画書における目標稼働率及び事業報告書における稼働率(実施結果)は以下のとおりである。

【稼働率の状況】

	事業計画書	事業報告書 実績
内本町デイサービス	83.0%	71.2%
亥の子谷デイサービス	88.0%	88.0%
千里山西デイサービス	90.0%	77.8%
藤白台デイサービス	82.0%	73.3%

亥の子谷デイサービスを除き、目標稼働率に達していない状況である。

②意見

事業計画書策定時に指定管理者が想定した施設の利用促進に対する取組が十分に実施されないおそれがあるため、事業計画書では数値目標に対する取組内容、事業報告書ではその実施結果の記載を求め、PDCAサイクルを構築すべきである。

全てのデイサービスにおいて、事業計画書、事業報告書ともに稼働率の数値の記載のみで、具体的な取組内容については記載されていない。

市として指定管理者が目標とする稼働率やその達成状況を数値として確認することは重要であるが、それに加えて、指定管理者がその目標稼働率を達成するために、どのよう

な取組計画を立て、どのように取り組んだかを確認し、取組内容に課題がある場合は改善に向けた協議、指導等を行うことは重要である。

そこで、事業計画書策定時に指定管理者が想定した施設の利用促進に対する取組が十分に実施されるよう、事業計画書では数値目標に対する取組内容、事業報告書ではその実施結果の記載を求め、結果に応じた改善等の方策を指定管理者とともに検討し、指導を行うPDCAサイクルを構築すべきである。

(2) 職員の配置基準について

① 現状

デイサービスは法令において適切な介護サービスを提供するために、職員の配置基準が定められている。事業報告書で職員体制の報告を受け、法定基準を満たしているか確認しており、全てのデイサービスにおいて配置基準を満たしているとのことである。

② 意見

職員配置基準の遵守状況について、事業計画書、事業報告書への記載を求めることにより適切な介護サービスを保持すべきである。

全てのデイサービスにおいて、事業計画書及び事業報告書では職員体制の記載はあるが、配置基準に対して職員配置がどのようになっているか対比するような形態で職員配置基準の遵守状況が分かるような記載はなされていない。

市は前述のとおり事業報告書で配置基準の遵守状況を確認しているとのことだが、このような記載を求めることで、計画時点では配置基準を遵守できる計画になっているか、なっていない場合は適時に指導を行うことが可能となる。また、年度末時点では遵守状況が明らかになり、市による確認作業の効率化や確認漏れ等を防ぐことが可能となる。

したがって、適切なサービス水準を保持するために、事業計画書及び事業報告書において、配置基準と対比する形で職員配置基準の遵守状況の記載を求めるべきである。

(3) 介護報酬加算について

① 現状

介護報酬加算は、専門職や有資格者の配置、基準に定められる人員よりも多くの職員を配置していること、専門的なサービスの提供、緊急時の体制構築、中重度者の受入等、それぞれの加算に定められる算定要件を満たすことで、基本報酬に上乗せして算定できる介護報酬の項目である。

デイサービスの介護報酬には介護報酬加算の制度があり、一定の介護サービス水準を保つために市は管理運営基準において以下のとおり介護報酬加算の取得を求めている。

2 指定管理者が行う業務の管理運営基準

(1) 老人デイサービスセンターの管理運営において、次に掲げる介護報酬における加算のいずれか1つを取得するよう求めるものとする。

- ① 中重度ケア体制加算
- ② ADL維持等加算

(2) 老人デイサービスセンターの管理運営において、次に掲げる介護報酬における加算のいずれか5つ以上を取得するよう求めるものとする。

- ① 栄養改善加算
- ② 栄養スクリーニング加算
- ③ 生活機能向上連携加算
- ④ 個別機能訓練加算
- ⑤ 口腔機能向上加算
- ⑥ サービス提供体制強化加算
- ⑦ 介護職員処遇改善加算
- ⑧ 時間延長サービス体制
- ⑨ 生活相談員配置等加算
- ⑩ 認知症加算
- ⑪ 若年性認知症利用者受入加算
- ⑫ 入浴介助加算

事業計画書では目標とする加算を、事業報告書では取得した加算について報告を受けている。

加算の状況は以下のとおりであり、市はモニタリング時に、加算取得状況と加算取得に向けて実施したことを聴取している。

介護報酬における加算	管理運営基準における規定	内本町		亥の子谷		千里山西		藤白台	
		目標	結果	目標	結果	目標	結果	目標	結果
2(1) ① 中重度ケア体制加算	いずれか1つを取得					○	○		
② ADL維持等加算		○		○	○			○	
2(2) ① 栄養改善加算	いずれか5つ以上を取得	○							
② 栄養スクリーニング加算		○							
③ 生活機能向上連携加算									
④ 個別機能訓練加算			○	○	○	○	○	○	○
⑤ 口腔機能向上加算		○		○	○	○	○		
⑥ サービス提供体制強化加算			○	○	○	○	○	○	○
⑦ 介護職員処遇改善加算			○	○	○	○	○	○	○
⑧ 時間延長サービス体制				○					
⑨ 生活相談員配置等加算								○	
⑩ 認知症加算			○	○					
⑪ 若年性認知症利用者受入加算			○				○		
⑫ 入浴介助加算				○	○	○	○	○	○

②意見

事業計画書に目標とする加算に対する具体的な取組内容を記載し、その結果を事業報告書で報告を求め、PDCA サイクルを構築することにより、市が求める介護サービス水準を保持すべきである。

全てのデイサービスにおける介護報酬における加算の状況は前述のとおりである。千里山西デイサービスを除き、計画どおり加算を取得できていない。このような状況では市が求める水準の介護サービスが実施されていないおそれがある。

指定管理者が目標を達成するために、どのような取組計画を立て、どのように取り組んだかを確認し、取組内容に課題がある場合は改善に向けた協議、指導等を行うことは重要である。したがって、事業計画書に目標とする加算に対する具体的な取組内容を記載し、事業報告書でその結果を報告することを求め、結果に応じた改善策を検討し指導を行うPDCA サイクルを構築すべきである。

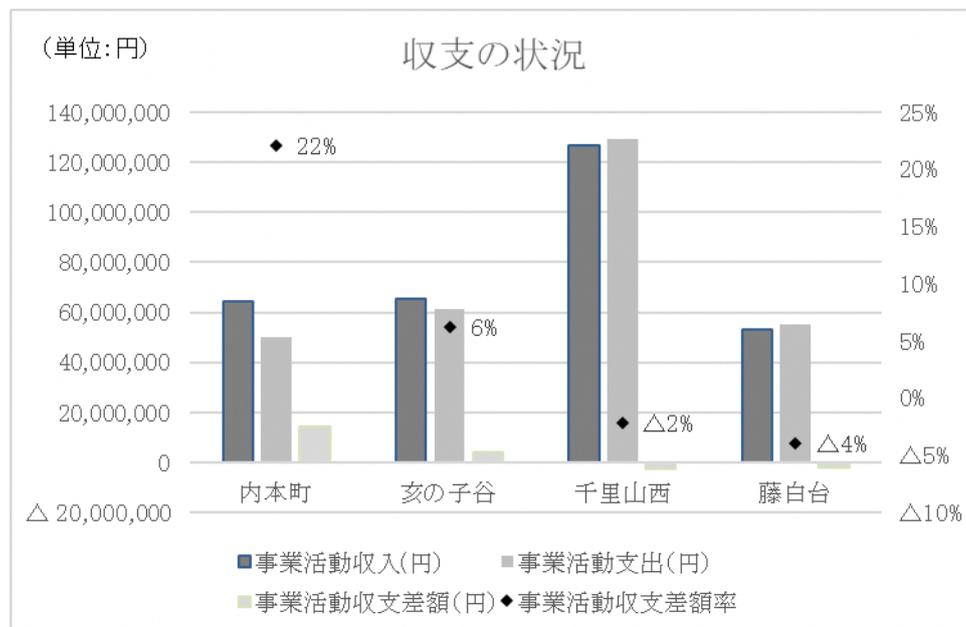
(4) 同種施設間の比較分析について

①現状

市では4つのデイサービスに指定管理者制度を導入しているが、同種施設を係数的に比較するといったことは行われていない。

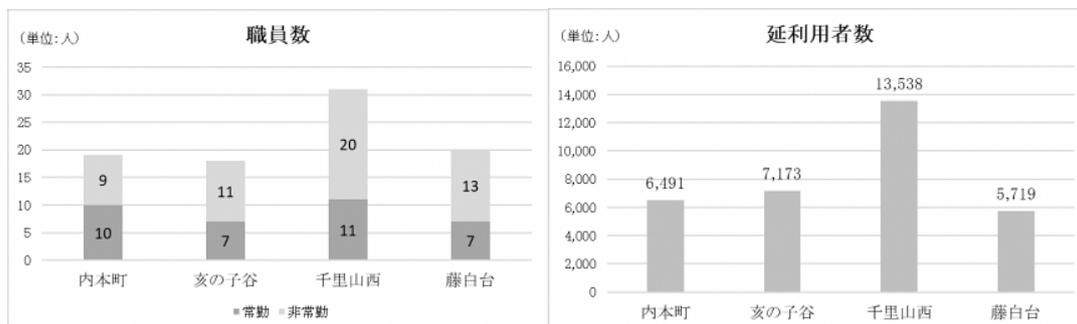
監査人が令和3年度の事業報告書をもとに同種施設の収支を比較すると以下のとおりである。

<収支分析>



収入に対する収支差額の割合率(事業活動収支差額率)は内本町デイサービスが最も高いが、これは他の3施設に比べて支出の水準が低いためである。

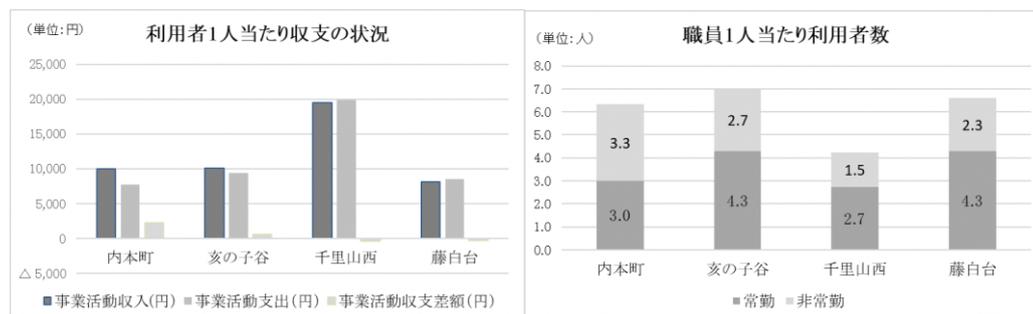
＜利用者数及び職員数分析＞



職員の配置状況は法令における職員の配置基準を遵守した上で各指定管理者の方針により異なるため職員数は延べ利用者数に比例するとは限らないが、千里山西デイサービスは利用者数、職員数ともに最も多く、デイサービスの中では最も規模が大きい施設であると言える。

＜利用者 1 人当たり、職員 1 人当たり分析＞

4 つのデイサービスは規模が異なるため、利用者 1 人当たり、職員 1 人当たりでの分析を行った。



利用者 1 人当たり収支の状況は収支ともに千里山西デイサービスが多いが、これは認知症の方の受入を行っていることによるものである。そのほかの 3 施設の支出が少ない理由は、消耗品を安く調達するといった指定管理者の企業努力によるものと認識していることである。

内本町デイサービスと亥の子谷デイサービスの収入の水準が同じであるが、支出の水準は内本町デイサービスの方が少なく、多くの収支差額が生じている。

職員 1 人当たり利用者数は千里山西デイサービスが他の 3 施設より非常に少なく、手厚い人員配置を行っている状況にある。

②参考意見

同種施設間の比較分析を行い、各施設の利用者数や収支状況等がどのような水準にあるか、異常な状況が生じていないか等について把握し、今後の改善につなげることが望まれる。

前述のとおり、利用者数や職員数の水準、利用者 1 人当たりの収支状況、職員 1 人当たりの利用者数等、様々な比較分析が可能であり、これを行うことによってサービスの向上への注力度合いや経営努力の状況等様々なことを把握することが可能になる。また施設間で大きく異なる指標については、その理由を詳細に分析し、異常値を示していないか確認することは重要である。

現在、市はこのような分析を実施していないが、モニタリングに有用な情報を入手することができるため、実施に向け前向きに検討されたい。

2-2.個別事項

【41】内本町デイサービスセンター

1.概要

施設名	吹田市立内本町デイサービスセンター	所管部室課名	高齢福祉室
所在地	吹田市内本町2-2-12	設置年月日	平成8年6月12日

1 施設の概要

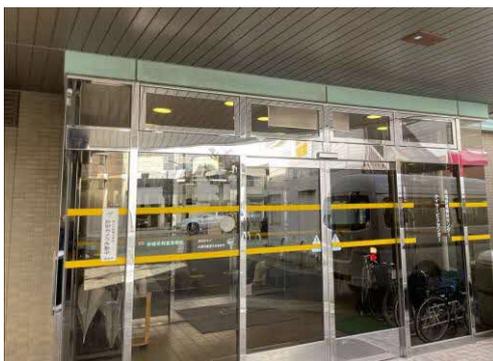
(1)設置目的	高齢者の福祉の向上及びその介護者の負担の軽減を図る。		
(2)規模、開館日等	【規模】 延べ床面積 265.0㎡ 定員数 30人	【開館日等】 開館日 月～土曜日午前8時15分～午後5時15分 休館日 日曜日、年末年始	

2 指定管理者の概要

(1)指定管理者	社会福祉法人 燦愛会					
(2)指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日					
(3)選定方法	公募					
(4)指定管理者が行う業務内容	・通所の方法による入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導その他のサービスの提供に関する業務 ・利用の許可に関する業務 ・利用料金の設定及び徴収に関する業務 ・施設及び附属設備等の維持管理に関する業務					
(5)指定管理者の収支			令和2年度		令和3年度	
			計画	実施結果	計画	実施結果
	収入	介護報酬等 (円)	52,800,000	56,626,528	61,600,000	54,620,664
		その他 (円)	2,500,000	3,923,747	4,000,000	9,990,891
		合計 (円)	55,300,000	60,550,275	65,600,000	64,611,555
	支出	管理経費 (円)	47,800,000	52,637,785	53,000,000	50,341,833
		その他 (円)	0	0	0	0
合計 (円)		47,800,000	52,637,785	53,000,000	50,341,833	
収支差額 (円)		7,500,000	7,912,490	12,600,000	14,269,722	

3 施設の利用状況

利用状況を示す指標		令和2年度		令和3年度	
		計画	実施結果	計画	実施結果
1	延べ利用者数 (人)	7,854	6,304	7,669	6,491
2	稼働率 (%)	85.0	68.2	83.0	71.2



(出所:市提供資料)

共通事項(4)に記載のとおり、内本町デイサービスセンターでは収支差額が大きく発生しており、令和3年度において、収入に対する収支差額の割合率(事業活動収支差額率)は22%と、デイサービスセンター4施設の中で最も高くなっている。

2.監査の結果及び意見

(1)職員体制について

①現状

市は事業計画書及び事業報告書において職員体制の記載を求めている。

②意見

職員配置の報告は介護サービスの履行状況の確認に重要な情報であるため、正しい報告がなされるよう指導すべきである。

令和3年度の事業計画書及び事業報告書に記載の職員体制を確認したところ、以下のとおり記載誤りが見受けられた。

(単位:人)

	報告内容	あるべき報告内容
常勤	9(8)	10(8)
非常勤	8(9)	9(9)
総人数	13(16)	19(17)

※()は事業計画書上の人数

当施設は法令における職員の配置基準が設けられている施設であり、職員配置の報告は介護サービスの履行状況の確認に重要な情報である。市は事業計画書及び事業報告書において正しい報告を行うよう指定管理者に指導するとともに、市による確認も徹底すべきである。

【42】 亥の子谷デイサービスセンター

1.概要

施設名	吹田市立亥の子谷デイサービスセンター	所管部室課名	高齢福祉室
所在地	吹田市山田西1-26-20	設置年月日	平成11年5月1日

1 施設の概要

(1)設置目的	高齢者の福祉の向上及びその介護者の負担の軽減を図る。		
(2)規模、開館日等	【規模】 延べ床面積 482㎡ 定員数 27人	【開館日等】 開館日 月～土曜日午前8時～午後6時 休館日 日曜日、年末年始	

2 指定管理者の概要

(1)指定管理者	社会福祉法人 こばと会					
(2)指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日					
(3)選定方法	公募					
(4)指定管理者が行う業務内容	・通所の方法による入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導その他のサービスの提供に関する業務 ・利用の許可に関する業務 ・利用料金の設定及び徴収に関する業務 ・施設及び附属設備等の維持管理に関する業務					
(5)指定管理者の収支			令和2年度		令和3年度	
			計画	実施結果	計画	実施結果
	収入	介護報酬等 (円)	66,446,000	60,201,204	60,209,000	60,624,433
		その他 (円)	546,000	6,193,799	4,931,000	4,744,638
		合計 (円)	66,992,000	66,395,003	65,140,000	65,369,071
	支出	管理経費 (円)	65,982,000	64,812,665	64,169,000	60,202,815
		その他 (円)	0	0	0	1,077,839
合計 (円)		65,982,000	64,812,665	64,169,000	61,280,654	
収支差額 (円)		1,010,000	1,582,338	971,000	4,088,417	

3 施設の利用状況

利用状況を示す指標		令和2年度		令和3年度	
		計画	実施結果	計画	実施結果
1	延べ利用者数 (人)	7,318	6,957	7,318	7,173
2	稼働率 (%)	88.0	83.9	88.0	88.0

2. 監査の結果及び意見

(1) 指定管理料で購入した備品の管理及び廃棄について

① 現状

基本協定書第 12 条第 5 項において、備品を廃棄する場合の取扱いについて以下のとおり定められており、市への報告を求めている。

(財産の管理等)

第 12 条

5 乙は、貸与されている備品が業務実施の用に供することができなくなった場合、速やかに報告しなければならない。

指定管理者が行った備品点検結果では、多くの「処分あるいは確認できなかった備品」が見受けられる。

② 意見

貸与備品を廃棄する場合は市の事前承認を得るべきである。また、その旨について基本協定書に規定すべきである。

基本協定書において、備品を廃棄する場合は報告を求めているが、市による事前承認は求めているため、事前承認は行われていない。貸与備品の所有権は市にあり、指定管理者が市の承認なく、廃棄することがあってはならず、備品を廃棄する場合の取扱いは重要な項目に該当すると考えられるため、必ず市の事前承認を得るべきであり、その旨を基本協定書に定めるべきである。

所在が不明な備品について指定管理者に調査を求め、廃棄された備品について市の備品台帳に適切に反映すべきである。

また、市は点検結果で「処分あるいは確認できなかった備品」の顛末を把握しておらず、市の備品台帳への反映もできていないとのことである。今後は点検で所在が不明となっているものについては指定管理者に調査を求め、廃棄されたものについては、事前承認を得た廃棄であるか確認するとともに、市の備品台帳に適切に反映すべきである。

【43】千里山西デイサービスセンター

1.概要

施設名	吹田市立千里山西デイサービスセンター	所管部室課名	高齢福祉室
所在地	吹田市千里山西2-13-2	設置年月日	平成11年9月1日

1 施設の概要

(1)設置目的	高齢者の福祉の向上及びその介護者の負担の軽減を図る。		
(2)規模、開館日等	【規模】 延べ床面積 1045.1㎡ 定員数 50人	【開館日等】 午前8時30分～午後5時30分 年中無休	

2 指定管理者の概要

(1)指定管理者	社会福祉法人 寿楽福祉会					
(2)指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日					
(3)選定方法	公募					
(4)指定管理者が行う業務内容	・通所の方法による入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導その他のサービスの提供に関する業務 ・利用の許可に関する業務 ・利用料金の設定及び徴収に関する業務 ・施設及び附属設備等の維持管理に関する業務					
(5)指定管理者の収支		令和2年度		令和3年度		
		計画	実施結果	計画	実施結果	
	収入	介護報酬等 (円)	137,623,000	127,579,146	131,023,000	117,982,909
		その他 (円)	12,274,737	12,276,448	12,088,480	8,490,564
		合計 (円)	149,897,737	139,855,594	143,111,480	126,473,473
	支出	管理経費 (円)	148,898,142	135,517,195	139,056,933	129,194,731
		その他 (円)	0	0	0	0
合計 (円)		148,898,142	135,517,195	139,056,933	129,194,731	
収支差額 (円)	999,595	4,338,399	4,054,547	△ 2,721,258		

3 施設の利用状況

利用状況を示す指標		令和2年度		令和3年度	
		計画	実施結果	計画	実施結果
1	延べ利用者数 (人)	16,425	15,460	16,425	13,538
2	稼働率 (%)	90.0	84.9	90.0	77.8

2.監査の結果及び意見

(1)第4 監査の結果及び意見(共通事項)参照

自主事業に関する計画・実績報告において、その内容を適切に把握すべきである。 (意見)

【44】 藤白台デイサービスセンター

1. 概要

施設名	吹田市立藤白台デイサービスセンター	所管部室課名	高齢福祉室
所在地	吹田市藤白台2-9-1-115	設置年月日	平成15年4月1日

1 施設の概要

(1)設置目的	高齢者の福祉の向上及びその介護者の負担の軽減を図る。		
(2)規模、開館日等	【規模】 延べ床面積 432.7㎡ 定員数 25人	【開館日等】 開館日 月～土曜日午前8時～午後6時 休館日 日曜日、年末年始	

2 指定管理者の概要

(1)指定管理者	社会福祉法人 吹田みどり福祉会					
(2)指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日					
(3)選定方法	公募					
(4)指定管理者が行う業務内容	・通所の方法による入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導その他のサービスの提供に関する業務 ・利用の許可に関する業務 ・利用料金の設定及び徴収に関する業務 ・施設及び附属設備等の維持管理に関する業務					
(5)指定管理者の収支			令和2年度		令和3年度	
			計画	実施結果	計画	実施結果
	収入	介護報酬等 (円)	65,610,000	48,429,336	55,843,000	51,735,085
		その他 (円)	1,000,000	200,000	1,217,000	1,279,390
		合計 (円)	66,610,000	48,629,336	57,060,000	53,014,475
	支出	管理経費 (円)	53,852,000	52,369,645	55,116,000	55,110,775
		その他 (円)	0	234,949	0	0
合計 (円)		53,852,000	52,604,594	55,116,000	55,110,775	
収支差額 (円)		12,758,000	△ 3,975,258	1,944,000	△ 2,096,300	

3 施設の利用状況

利用状況を示す指標		令和2年度		令和3年度	
		計画	実施結果	計画	実施結果
1	延べ利用者数 (人)	6,630	5,183	6,396	5,719
2	稼働率 (%)	85.0	66.7	82.0	73.3



(出所:市提供資料)

2.監査の結果及び意見

(1)第4 監査の結果及び意見(共通事項)参照

自主事業に関する計画・実績報告において、その内容を適切に把握すべきである。
(意見)

(2)職員体制について

①現状

市は事業計画書及び事業報告書において職員体制の記載を求めている。

②意見

職員配置の報告は介護サービスの履行状況の確認に重要な情報であるため、正しい報告がなされるよう指導すべきである。

令和3年度の事業計画書及び事業計画書に記載の職員体制を確認したところ、職種「その他」の職員数1名となっているが、正しくは2名であった。

また、以下のとおり記載誤りが見受けられた。

(単位:人)

	報告内容	あるべき報告内容
常勤	5(5)	7(7)
非常勤	13(13)	13(13)
総人数	15(15)	20(20)

※()は事業計画書上の人数

当施設は、法令における職員の配置基準の定めがある施設であり、職員配置の報告は介護サービスの履行状況の確認に重要な情報である。市は事業計画書及び事業報告書において正しい報告を行うよう指定管理者に指導するとともに、市による確認も徹底すべきである。

(3) 指定管理料で購入した備品の管理及び廃棄について

①現状

基本協定書第 12 条第 5 項において、備品を廃棄する場合の取扱いについて以下のとおり定められており、市への報告を求めている。

(財産の管理等)

第 12 条

5 乙は、貸与されている備品が業務実施の用に供することができなくなった場合、速やかに報告しなければならない。

指定管理者が行った備品点検結果では、「処分済」の備品が見受けられる。

②意見

貸与備品を廃棄する場合は市の事前承認を得るべきである。また、その旨について基本協定書に規定すべきである。

基本協定書において、備品を廃棄する場合は報告を求めているが、市による事前承認は求めていないため、事前承認は行われていない。貸与備品の所有権は市にあり、指定管理者が市の承認なく、廃棄することがあってはならず、備品を廃棄する場合の取扱いは重要な項目に該当すると考えられるため、必ず市の事前承認を得るべきであり、その旨を基本協定書に定めるべきである。

【45】岸部中グループホーム

1.概要

施設名	吹田市立岸部中グループホーム	所管部室課名	高齢福祉室
所在地	吹田市岸部中1-26-1-102	設置年月日	平成16年10月1日

1 施設の概要

(1)設置目的	認知症である高齢者に対し、必要な介護サービスを提供することにより、自立した日常生活の実現に資することを目的とする。		
(2)規模、開館日等	【規模】 延べ床面積 456.49㎡ 施設内容 各居室、食堂、居間、浴室等 定員 1ユニット9人	【開館日等】 開館日 年中無休	

2 指定管理者の概要

(1)指定管理者	社会福祉法人 寿楽福祉会					
(2)指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日					
(3)選定方法	公募					
(4)指定管理者が行う業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練 ・使用許可に関する業務 ・利用料金の設定及び徴収に関する業務 ・施設及び附属設備等の維持管理に関する業務 					
(5)指定管理者の収支			令和2年度		令和3年度	
			計画	実施結果	計画	実施結果
	収入	介護報酬等 (円)	32,240,000	32,312,728	33,978,000	33,108,302
		その他 (円)	8,000,000	8,613,346	8,750,000	7,966,609
		合計 (円)	40,240,000	40,926,074	42,728,000	41,074,911
	支出	管理経費 (円)	37,900,000	39,725,643	40,679,000	40,003,716
		その他 (円)	0	0	0	0
合計 (円)		37,900,000	39,725,643	40,679,000	40,003,716	
収支差額 (円)		2,340,000	1,200,431	2,049,000	1,071,195	

3 施設の利用状況

利用状況を示す指標		令和2年度		令和3年度	
		計画	実施結果	計画	実施結果
1	延べ利用日数 (日)	3,285	3,285	3,285	3,262
2	稼働率 (%)	100.0	100.0	100.0	99.3



(出所:市提供資料)

【概要補足等】

当施設は、老人福祉法及び介護保険法に規定される施設である。日常生活において介護を要し、かつ、認知症である高齢者に対し、家庭的な環境の元で自らの役割を持ちながら共同生活を送るために必要な介護サービスを提供することにより、認知症の症状を改善し、又はその進行を緩和し、もって自立した日常生活の実現に資することを目的とした施設であり、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を実施している。

2.監査の結果及び意見

(1)管理運営基準の作成について

①現状

市の指定管理施設では募集要項とは別に管理業務の詳細を定めた管理運営基準を作成しているが、当施設では作成していない。

②意見

管理運営基準を作成し、市が求める管理運営業務の具体的な内容を明らかにすべきである。

市は、募集要項で管理運営に関する事項を記載しているため、管理運営基準を別途作成していないとのことである。しかし、募集要項には、施設を管理運営するために必要不可欠な保守点検業務や警備業務、清掃業務等や文書管理等の内容について詳細に記載されていない。

業務の詳細について規定しなければ、サービスの質が低下し、必要不可欠な業務が実施されないおそれがあるため、募集要項とは別に管理運営基準を作成し、市が求める業務の具体的な内容を明らかにすべきである。

(2) 職員の配置基準について

①現状

グループホームは法令において職員の配置基準が定められている。事業報告書で職員体制の報告を受け、法定基準を満たしているか確認しており、当施設は配置基準を満たしているとのことである。

②意見

職員配置基準の遵守状況について、事業計画書、事業報告書への記載を求めることにより適切な介護サービスを保持すべきである。

事業計画書及び事業報告書では職員体制の記載はあるが、配置基準に対して職員配置がどのようになっているか対比するような形態で職員配置基準の遵守状況が分かるような記載はなされていない。市は前述のとおり配置基準の遵守状況を確認しているとのことであるが、このような記載を求めることで、計画時点で配置基準を遵守できる計画になっているか、なっていない場合は適時に指導を行うことが可能となる。また、年度末時点では遵守状況が明らかになり、市による確認作業の効率化や確認漏れ等を防ぐことが可能となる。したがって、事業計画書及び事業報告書において、配置基準と対比する形で職員配置基準の遵守状況の記載を求めるべきである。

(3) 介護報酬加算について

①現状

介護報酬加算は、専門職や有資格者の配置、基準に定められる人員よりも多くの職員を配置していること、専門的なサービスの提供、緊急時の体制構築、中重度者の受入れ等、それぞれの加算に定められる算定要件を満たすことで、基本報酬に上乘せして算定できる介護報酬の項目である。グループホームにおいても制度上多くの介護報酬における加算があるが、募集要項において老人デイサービスのよう介護報酬における加算の取得を求めている。

②参考意見

募集要項に市が求める介護報酬加算について定めることにより、介護サービス水準を高めることを検討すべきである。

前述のとおり、募集要項では介護報酬における加算の取得を求めているが、加算を求めることによりサービスの質の向上につながると考えられる。一方で、加算を取得することで高齢者の負担が増えるため、どのような加算を求めるか慎重に検討する必要があると考えるが、より介護サービスの水準を高めるため、募集要項に市が求める介護報酬加算について定めることを検討すべきである。

【46】吹田市介護老人保健施設

1.概要

施設名	吹田市介護老人保健施設	所管部室課名	高齢福祉室
所在地	吹田市片山町2丁目13番25号	設置年月日	平成4年6月10日

1 施設の概要

(1)設置目的	病状が安定期にある要介護者に対し施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理下での介護及び機能訓練等の必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、高齢者の自立を支援し、在宅復帰を目指すことを目的とする。	
(2)規模、開館日等	【定員】 介護保険施設サービス 100人 短期入所療養介護 空床利用 通所リハビリテーション 月～土曜日40人、日曜日20人 訪問リハビリテーション 定員なし	【開館時間】 (1)介護保険施設サービス 年中無休 (2)短期入所療養介護 年中無休 (3)通所リハビリテーション 午前8時30分～午後5時30分。年末年始は除く。 (4)訪問リハビリテーション 平日午前9時～午後5時。年末年始は除く。

2 指定管理者の概要

(1)指定管理者	一般財団法人 吹田市介護老人保健施設事業団					
(2)指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日					
(3)選定方法	公募					
(4)指定管理者が行う業務内容	・介護保険施設サービス ・短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護 ・通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション ・訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション					
(5)指定管理者の収支			令和2年度		令和3年度	
			計画	実施結果	計画	実施結果
	収入	介護報酬等 (円)	567,937,143	512,518,315	567,937,143	512,523,841
		自主事業 (円)	1,944,000	1,133,461	554,000	2,257,094
		その他 (円)	1,880,000	8,707,339	1,270,000	3,957,040
		合計 (円)	571,761,143	522,359,115	569,761,143	518,737,975
	支出	管理経費 (円)	556,871,670	539,980,829	557,146,397	544,692,465
		自主事業 (円)	0	0	0	0
		その他 (円)	6,208,600	753,206	6,408,600	△ 3,958,430
		合計 (円)	563,080,270	540,734,035	563,554,997	540,734,035
収支差額 (円)		8,680,873	△ 18,374,920	6,206,146	△ 21,996,060	

3 施設の利用状況

利用状況を示す指標		令和2年度		令和3年度	
		計画	実施結果	計画	実施結果
1	延べ在在所者数(長期・短期) (人)	33,580	31,986	33,580	32,123
2	1日平均在在所者数 (人)	92	87.66	92	88.00
3	通所1日平均利用者数(月～土) (人)	32	22.4	32	20.1
4	通所1日平均利用者数(日) (人)	12	0.0	12	0.0
5	訪問リハビリテーション延べ利用者数 (人)	243	207	243	211
6	在宅復帰率 (%)	60	41.1	60	27.4

【概要補足等】

当施設は、介護保険法に規定される施設であり、介護保険施設サービス、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションを実施している。

2.監査の結果及び意見

(1)管理運営基準の作成について

①現状

市の指定管理施設では募集要項とは別に管理業務の詳細を定めた管理運営基準を作成しているが、当施設では作成していない。

②意見

管理運営基準を作成し、市が求める管理運営業務の具体的な内容を明らかにすべきである。

市は、募集要項で管理運営に関する事項を記載しているため、管理運営基準を別途作成していないとのことである。しかし、募集要項には、施設を管理運営するために必要不可欠な保守点検業務や警備業務、清掃業務等や文書管理等の内容について詳細に記載されていない。

業務の詳細について規定しなければ、サービスの質が低下し、必要不可欠な業務が実施されないおそれがあるため、募集要項とは別に管理運営基準を作成し、市が求める業務の具体的な内容を明らかにすべきである。

(2)収支報告書について

①現状

「指定管理者制度導入施設に係るモニタリング・評価実施方針」では事業報告書に記載すべき事項として「管理に係る経費の収支状況(収支決算)」を定めている。一方で、指定管理者の収支計画書及び実績報告書では法人全体の管理費を含む金額で報告されている。

②意見

指定管理業務に係る収支を明らかにするため、法人運営に係る収支を除き報告を受けるべきである。

前述のとおり、法人全体の管理費を含めた収支計画及び収支報告を受けている。法人運営に係る収支を除き、指定管理業務に係る収支の報告を受けるべきである。

(3) 介護報酬加算について

①現状

介護報酬加算は、専門職や有資格者の配置、基準に定められる人員よりも多くの職員を配置していること、専門的なサービスの提供、緊急時の体制構築、中重度者の受入れ等、それぞれの加算に定められる算定要件を満たすことで、基本報酬に上乗せして算定できる介護報酬の項目である。吹田市介護老人保健施設においても制度上多くの介護報酬における加算があるが、募集要項において老人デイサービスのように介護報酬における加算の取得を求めている。

②参考意見

募集要項に市が求める介護報酬加算について定めることにより、介護サービス水準を高めることを検討すべきである。

前述のとおり、募集要項では介護報酬における加算の取得を求めているが、加算を求めることによりサービスの質の向上につながると考えられる。一方で、加算を取得することで高齢者の負担が増えるため、どのような加算を求めるか慎重に検討する必要があると考えるが、より介護サービスの水準を高めるため、募集要項に市が求める介護報酬加算について定めることを検討すべきである。

(4) 指定管理料で購入した備品の管理及び廃棄について

①現状

基本協定書第12条第5項において、備品を廃棄する場合の取扱いについて以下のとおり定められており、市への報告を求めている。

(財産の管理等)

第12条

5 乙は、貸与されている備品が業務実施の用に供することができなくなった場合、速やかに報告しなければならない。

指定管理者が行った備品点検結果では、多くの「廃棄された備品」が見受けられる。

②意見

貸与備品を廃棄する場合は市の事前承認を得るべきである。また、その旨について基本協定書に規定すべきである。

基本協定書において、備品を廃棄する場合は報告を求めているが、市による事前承認は求めているため、事前承認は行われていない。貸与備品の所有権は市にあり、指定管理者が市の承認なく、廃棄することがあってはならず、備品を廃棄する場合の取扱いは重要な項目に該当すると考えられるため、必ず市の事前承認を得るべきであり、その旨を基本協定書に定めるべきである。

【47】吹田市健都レールサイド公園、【55】健都ライブラリー

1.概要

(1)設置目的	健康に「気づき」、「楽しみ」ながら「学べる」をコンセプトに、多世代が集い交流し、健康寿命延伸につながる場とする。	
(2)規模、開館日等	【規模】 健都レールサイド公園敷地面積 約25,600㎡ うち吹田市立健都ライブラリー 敷地面積 2983.35㎡ 建築面積 1425.41㎡ 延床面積 1859.16㎡	【開館時間(図書館部分)】 月・火・水・土・日曜日・祝日 午前10時～午後6時 木・金曜日(祝日を除く) 午前10時～午後8時 【開館時間(カフェ・多目的室)】 開館日の午前9時～午後9時 【閉館日】 毎月最終木曜日(祝日の場合はその翌日) 年末年始12月28日～1月4日

2 指定管理者の概要

(1)指定管理者	健都パークライフ創造パートナーズ					
(2)指定期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日					
(3)選定方法	公募					
(4)指定管理者が行う業務内容	1.健康増進及び利用促進に関する業務 2.公園の利用の禁止又は制限に関する業務 3.制限行為の許可に関する業務 4.制限行為の許可に係る使用料の徴収に関する業務 5.監督処分に関する業務 6.施設及び設備の維持管理等に関する業務 7.その他の業務(公園及びライブラリーの窓口等の運営等)					
(5)指定管理者の収支			令和2年度		令和3年度	
			計画	実施結果	計画	実施結果
	収入	委託料又は利用料金(円)	92,038,000	91,985,872	109,973,000	109,973,000
		自主事業収入(円)	2,560,868	1,405,923	6,712,000	4,670,704
		その他(円)	-	-	-	-
	支出	管理経費(円)	92,038,000	77,269,523	109,973,000	104,183,500
		自主事業(円)	2,411,131	2,534,859	7,139,000	6,022,319
その他(円)		-	-	-	-	
収支差額(円)		149,737	13,587,413	△ 427,000	4,437,885	

3 施設の利用状況

利用状況を示す指標		令和2年度		令和3年度	
		計画	実施結果	計画	実施結果
1	健康増進事業(回)	290	114	734	574
2	健康増進事業参加人数(人)	2,955	467	7,340	3,470
3	利用促進事業(回)	81	42	282	227
4	利用促進事業参加人数(人)	910	348	2,680	2,492
5	公園利用者数(人)	-	41,933	-	42,642
6	図書館利用者数(人)	-	60,840	-	189,815



(出所:吹田市ホームページ)

【概要補足等】

当施設は、「健康・医療」をキーワードに、多世代が集い、交流できる場として、健康への「気づき」「楽しみ」「学び」をコンセプトに、北大阪健康医療都市(健都)に整備した施設である。吹田市健都レールサイド公園及び健都ライブラリーは、共に健康寿命の延伸に資するよう設計されており、一体的な管理により上記のコンセプトを実現できることから、一括公募により指定管理者を選定している。

吹田市健都レールサイド公園は令和2年4月から指定管理施設としての運用を開始し、健都ライブラリーは令和2年11月に開設されている。

2.監査の結果及び意見

(1)収支計画・収支報告における本社管理費の増額について

①現状

収支計画における指定管理業務の支出の部には本社管理費が含まれている。本社管理費は、本社を中心とする人件費や別事業所と一体的に発注した設備・備品・委託業務等の費用を一定割合で按分して計上されたものである。

令和3年度の本社管理費の金額に関して、指定管理者が応募時に提示した収支計画書と、令和3年度事業計画に含まれる年度収支計画書、及び令和3年度の収支報告書の間で、次のとおり乖離が生じており、令和3年度の収支報告書の金額が最も大きくなっていた。

記載資料	本社管理費(千円)
収支計画書(応募時点)	7,120
収支計画書(令和3年度事業計画)	9,600
収支報告書(令和3年度事業報告)	12,376

このうち、応募時点の収支計画書と令和3年度事業計画の収支計画書では、ともに管理経費の総額は指定管理料と同額となっていたが、令和3年度事業計画において本社管理費が増額となった分、その他の経費が減少している状況であった。この点について、

指定管理者によると、過去に公園と図書館の一体的管理の実績がなく、必要経費の見積が不十分であったことを要因としている。

また、令和3年度事業報告において、事業計画時点の収支計画書より増額となった点については、令和2年11月に開設した健都ライブラリーの管理費について、通年で発生額を見積る必要があるが、令和2年度と同水準で見積っていたために、過小な見積りとなっていたことが要因とのことであった。

②意見

収支計画において管理経費の内訳に変動があった場合、指定管理事業が適切に実施されるかどうか慎重に検討すべきである。

応募時点では、提示された本社管理費の概要は把握していたものの、詳細な算定基準は確認しておらず、また、それが大きく変動する可能性を想定していなかった。結果として、令和3年度事業計画による計画値は、応募時点において提示された金額から増加した。また、それに伴い他の経費が減少し、管理経費の内訳に変動が生じることとなった。

指定管理事業においては、十分な市民サービスを提供するために、指定管理料の枠内で適切に経費を配分することが求められる。この点、本社管理費が増加したことで、当初応募時点で見積っていた経費が減少することになった場合、本来実施すべき事業が実施できなくなる可能性がある。そのため、指定管理事業に必要なとされるその他の経費が、本社管理費の増加によって縮小されることは望ましくない。

また、本社管理費は、管理経費の中では直接的な支出を伴わず、指定管理者の見積りが含まれる項目であるため、恣意性が混入する可能性が比較的高い。

そのため、プロポーザル時点で、本社管理費の見積方法や管理経費の内訳について十分に把握・検討したうえで、その後の年度の計画値に大きな変動があった場合は、その原因について合理的な説明を求めるとともに、要求する指定管理事業が適切に実施されるかという点についても、慎重に検討することが必要である。

年度事業計画の段階で収支計画に異常がないかを適切に把握すべきである。

本社管理費の年度事業計画時点の数値と収支報告書の数値が乖離した原因は、収支計画の策定段階で、令和2年度途中に図書館が開館し、令和3年度においては通年で発生する見込みであったところ、令和2年度の水準を基準とした指定管理者の見積の不十分さに起因する。

収支計画は、実績値との比較・差異分析の中で、適正かつ効率的な管理運営が実施されたかどうかを把握するために有用な資料であり、適切に策定されていない場合は、その目的が達成されない可能性がある。

よって、年度事業計画時点で提示された計画値について、前年度の実績値との比較等により、状況変化の有無が適切に反映されているかを確認し、その妥当性を検証すべきである。また、異常点があれば是正するように指導すべきである。

(2) 健康増進事業の参加人数について

①現状

総合評価シート「3 施設の利用状況について」において、利用状況を示す指標として健康増進事業、利用促進事業の回数、参加人数が挙げられている。うち、健康増進事業の参加人数については、令和2年度、令和3年度ともに計画値の50%に満たない数値となっている。

3 施設の利用状況

利用状況を示す指標		令和2年度		令和3年度	
		計画	実施結果	計画	実施結果
1	健康増進事業 (回)	290	114	734	574
2	健康増進事業参加人数 (人)	2,955	467	7,340	3,470
3	利用促進事業 (回)	81	42	282	227
4	利用促進事業参加人数 (人)	910	348	2,680	2,492
5	公園利用者数 (人)	-	41,933	-	42,642
6	図書館利用者数 (人)	-	60,840	-	189,815

所管室課は計画未達の理由として、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、令和2年度、令和3年度ともに事業の停止、定員の縮減を行った点、市民の外出自粛により参加人数が伸び悩んだ点を挙げている。令和3年度は、概ね計画された回数の事業を実施しており、参加人数は令和2年度より8倍程度に増加しているが、計画値は平時の状況を基準に設定されていたため、実施結果は計画値の50%に満たない数値となった。

②意見

指定管理事業の利用状況に関して、市民のニーズを汲み、目標値(計画値)を達成できるように働きかけるべきである。

上記のとおり、健康増進事業の参加人数は新型コロナウイルス感染拡大の影響を大きく受ける形となり、計画未達となっている。令和3年度の計画値は、一定の感染収束を見込んでいたため、平時の状況を想定し設定されたものであった。そのため、状況予測が困難であった点や、参加者の実数は大幅に改善している点から、計画未達をもって、指定管理者が施設の効用を発揮できなかった、と結論付けることはできない。

一方、市の所管室課によると、令和4年度の計画値も令和3年度と同水準とのことである。これは、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、運動不足になる住民が増加し、運動プログラムを含んだ健康増進事業のニーズが高まっている点を反映していることによる。平時と同水準の参加者数を目標としている以上、一層の創意工夫をもって、状況に合致した事業を計画・展開する必要がある。

所管室課は、定員に達していない教室は今後の改善が必要であることを認識し、参加者のニーズを踏まえた内容の見直しを行い、参加者数の向上のために指定管理者に働きかける方針としている。引き続き、状況変化に合わせて柔軟に計画の修正を行い、指定管理者が目標達成のために業務展開できるように、参画・支援することが期待される。

【48】吹田市資源リサイクルセンター

1.概要

施設名	吹田市資源リサイクルセンター	所管部室課名	環境部環境政策室
所在地	吹田市千里万博公園4-3	設置年月日	平成4年11月1日

1 施設の概要

(1)設置目的	ごみの減量、再資源化及び再生利用の推進を図り、快適な生活環境づくりや持続可能な社会の実現を目指す。		
(2)規模、開館日等	【規模】 ・市民工房2 : 30人 ・マルチホール : 270人 ・講義室1 : 45人 ・講義室2 : 81人 ・生活学習室 : 24人 ・会議室 : 30人 ・和室 : 12人 ・展示室 : 170㎡	【開館日等】 開館時間: 午前9時～午後5時 休館日: 月曜日、年末年始(12/29～1/3)、国民の祝日(国民の祝日が月曜日の場合はその翌日も休館日)、施設点検日(年間1日程度)	

2 指定管理者の概要

(1)指定管理者	公益財団法人 千里リサイクルプラザ					
(2)指定期間	平成29年4月1日 ~ 令和4年3月31日(5年間)					
(3)選定方法	非公募					
(4)指定管理者が行う業務内容	1 施設の使用の許可及び使用料の徴収に関する業務 2 施設の管理業務 3 視察・見学者の対応 4 市民工房の運営 5 市民の不用品の交換、物流を促進する事業 6 展示等に関する事業 7 環境問題及び環境保全活動促進に関する市民・事業者向け啓発事業 8 多様な主体と連携した業務の実施 9 調査研究に関する業務 10 吹田市資源リサイクルセンター事業の広報等に関する業務					
(5)指定管理者の収支			令和2年度		令和3年度	
			計画	実施結果	計画	実施結果
	収入	指定管理料又は利用料金 (円)	51,524,000	50,407,291	51,524,000	49,738,610
		自主事業収入 (円)	5,853,000	1,504,780	5,905,000	2,126,851
		その他 (円)	18,904,000	18,804,289	18,899,000	18,793,528
	支出	管理経費 (円)	51,524,000	50,407,291	51,524,000	49,738,610
		自主事業 (円)	24,713,000	17,375,932	24,763,000	16,991,816
その他 (円)		0	0	0	0	
収支差額 (円)		44,000	2,933,137	41,000	3,928,563	

3 施設の利用状況

利用状況を示す指標	令和2年度		令和3年度	
	計画	実施結果	計画	実施結果
1 貸室利用件数及び利用率 (件)	-	512件(25.5%)	-	454件(18.1%)
2 貸室利用人数 (人)	-	8,281人	-	8,133人
3 視察・見学者数及び団体数 (人)	-	942人(12団体)	-	1,948名(37団体)
4 工房利用者数(受託のみ) (人)	-	3,122人	-	3,793人
5 講演会 (人)	-	-	-	27人(1回)
6 ぐるぐる環境スクール (人)	-	90人(6回)	-	97人(7回)
7 市民研究員研修講座 (人)	-	28人(1回)	-	51人(4回)
8 環境出前講座 (人)	-	335人(5回)	-	231人(17回)

※(5)指定管理者の収支について…指定管理料の収支差額は市に返納される。また、収入の「その他」に計上されている金額(18,793千円)は主に指定管理者である公益財団法人の基本財産の運用益であり、当該運用益を自主事業に係る経費に充当している。



(監査人撮影)

【概要補足等】

当施設は、日本初の破砕選別工場と環境啓発施設(市民工房、市民研究所)の複合施設として建設された。ごみの減量、再資源化及び再生利用を図り、快適な生活環境づくりと循環型社会を形成するため、市民の環境についての啓発活動を推進する拠点施設である。

2. 監査の結果及び意見

(1) 第4 監査の結果及び意見(共通事項)参照

施設の設置目的を達成する団体であるかを合理的に判断するための選定プロセスの改善を検討することが望まれる。(参考意見)
--

各施設の状況に応じて計画値を設定し、指定管理者と共有したうえで、事業計画書、事業報告書で計画値に対する取組内容、実施結果の記載を求め、その結果について評価を行うべきである。(意見)
--

(2) 施設利用状況について

① 現状

施設の主な利用状況を示す指標として、総合評価シートに掲げられている、「視察、見学者数及び団体数」「工房利用者数」「環境スクール」「環境出前講座」については、事業計画や事業報告書においても取組内容が示されており、令和2年度から令和3年度にかけて、一定の取組の成果が示されている。

一方で「貸室利用件数及び利用率」については令和3年度では454件、18.1%となっている。貸室全体の稼働状況は次のとおりであり、令和2年度の稼働率が25%に上昇した主な理由は、市内中学校において工事があり、教室として当該施設が利用されたためであり、概ね18%程度未満の利用である。

また、当該施設の使用申込は、使用する日の3か月前の月の初日から使用日の前日までであり、電話で申込を行う場合には、空き状況を確認後、施設使用予約表に必要事項を記入の上 FAX で送信し、速やかに使用許可申請手続を行うこととされている。

【貸室全体の稼働状況】

平成 29 年度	開館日数:293 日	施設稼働率:19.0%
平成 30 年度	開館日数:254 日	施設稼働率:16.7%
令和元年度	開館日数:287 日	施設稼働率:15.4%
令和2年度	開館日数:212 日	施設稼働率:25.5%
令和3年度	開館日数:247 日	施設稼働率:18.1%

②参考意見

より利便性の高い施設利用の申込方法を導入すべきである。

施設の使用申込については、電話で申込みを行うことは可能であるものの、その後に FAX での予約表の送信が必要であり、必ずしも利便性が高い方法であるとはいえない。より市民が利用しやすい申込方法を導入すべきである。

また、使用申込は前日までとされているが、空きがあるのであれば、当日の利用申込を受け入れる等の対応検討すべきである。

③参考意見

引き続き有効活用に向けた取組を行っても、現状の貸館としての大幅な利用の増加が見込まれないのであれば、貸館に限定せず、より効果的な施設の利用方法を検討すべきである。

当該施設は万博記念公園の外周に位置しており、近隣に住宅地はなく、公民館のように市民が徒歩で身近に利用できず、立地的な側面からも、過去から継続して貸館施設の稼働状況は必ずしも高い水準ではない。一方で、周辺には万博記念公園や民間の所有施設や、サッカースタジアム等の施設もあり賑わいを見せるエリアもある。

より施設の利用が進むよう、令和4年7月には災害時の情報収集ツール整備及び平時のインターネット環境整備のため、全貸室に Wi-Fi 設備を導入する等の改善が進められているが、当該施設の貸室の特質を踏まえ、特に稼働率の低い貸室(生活学習室及び展示室)の稼働率が向上するような取組が必要である。

その上で、引き続き有効活用に向けた取組を行っても、現状の貸館としての大幅な利用の増加が見込まれないのであれば、貸館に限定せず、より効果的な施設の利用方法を検討すべきである。

【49】 やすらぎ苑

1. 概要

施設名	吹田市立やすらぎ苑	所管部室課名	環境部環境政策室
所在地	吹田市吹東町17番1号	設置年月日	平成20年10月1日

1 施設の概要

(1)設置目的	火葬を行い、故人とお別れの場を提供するため。	
(2)規模、開館日等	【規模】 エントランスホール 炉前ホール 収骨室3室 待合ホール 待合室(個室)2室	【開館日等】 休苑日:1月1日

2 指定管理者の概要

(1)指定管理者	すいた斎苑管理グループ 代表団体 イージス・グループ有限責任事業組合					
(2)指定期間	平成30年4月1日 ~ 令和5年3月31日					
(3)選定方法	公募(プロポーザル方式)					
(4)指定管理者が行う業務内容	管理運営業務 (1)一般管理業務 (2)火葬炉設備等維持管理業務 (3)火葬運営業務 (4)建築設備等保守管理業務 (5)清掃及び衛生管理業務 (6)保安警備業務 (7)貸室管理運営業務 (8)その他、やすらぎ苑管理業務に付随する一切の業務					
(5)指定管理者の収支			令和2年度		令和3年度	
			計画	実施結果	計画	実施結果
	収入	指定管理料又は利用料金 (円)	67,587,000	67,587,000	67,919,000	67,919,000
		自主事業収入 (円)	18,000	54,000	51,000	30,000
		その他 (円)	0	0	0	0
	支出	管理経費 (円)	67,605,000	67,727,364	67,970,000	71,327,771
		自主事業 (円)	0	0	0	0
その他 (円)		0	0	0	0	
収支差額 (円)		0	△ 86,364	0	△ 3,378,771	

3 施設の利用状況

利用状況を示す指標		令和2年度		令和3年度	
		計画	実施結果	計画	実施結果
1	火葬件数 (件)		3,452		3,751

【概要補足等】

当施設は、市内唯一の火葬場であり、今後も高齢化に伴いニーズが高まることが予想されている。施設は、平成 20 年度(2008 年度)に建設されており、比較的新しく、サービス状況や建物状況に大きな課題はない。

2. 監査の結果及び意見

(1) 社会情勢の変化に伴う経費負担について

① 現状

やすらぎ苑の令和 3 年度の収支実績は 3,378 千円(赤字)となっている。計画時点の経費合計は 67,970 千円であるのに対し、実績は 71,327 千円(計画比+3,357 千円)であり、この主な要因は燃料費を計画では 9,600 千円と見込んでいたが、実績では 14,119 千円(計画比+4,519 千円)と計画値を 47%程度上回る水準となったことによるものである。

施設の性質上、経費のうち燃料費の占める割合は小さくはなく、昨今の社会情勢による影響を受けエネルギー価格が高騰し、燃料費(ガス代)は令和 4 年 1 月頃から高騰している。

市と指定管理者との基本協定書において、物価変動リスク(物価変動による経費の増加)は指定管理者による負担とされており、令和 3 年度における燃料費増加については、物価変動の範疇に入るとの整理がなされている。

② 参考意見

燃料費の高騰等当初の想定を超える物価変動については、施設の安定的なサービス提供に支障がないよう、十分に協議を行った上での対応を検討することが必要である。

やすらぎ苑の令和 3 年度の収支実績は 3,378 千円(赤字)となっており、これは主に燃料費の高騰に起因するものである。基本協定書において、物価変動リスクは指定管理者による負担とされているが、通常想定を超える物価変動リスクを全て指定管理者に負わせ、安定的なサービス提供に支障が出ることはないよう、市と指定管理者で十分に協議を行った上での対応を行うことが望まれる。

【50】吹田市営住宅（24 住宅）

1.概要

施設名	市営住宅(24住宅)	所管部室課名	都市計画部住宅政策室
所在地	吹田市千里山東2丁目1番 他23か所	設置年月日	昭和50年12月20日

1 施設の概要

(1)設置目的	市が建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸することを目的とする。		
(2)規模、開館日等	【規模】 住宅数 24住宅 棟数 42棟 管理戸数 1,165戸	【吹田市営住宅管理センター 開設時間】 月～金曜日 9時～18時 土曜日 9時～12時	

2 指定管理者の概要

(1)指定管理者	日本管財株式会社
(2)指定期間	令和4年4月1日～令和9年3月31日
(3)選定方法	公募(プロポーザル方式)
(4)指定管理者が行う業務内容	(1)家賃等の収納に関する業務 (2)市営住宅等の維持管理に関する業務 (3)前2号に掲げるもののほか、市営住宅等の管理に関し市長が必要と認める業務

【概要補足等】

市では「指定管理者制度の運用指針」に沿って、指定管理者制度の導入拡大を進めており、吹田市営住宅についても令和3年度に全ての吹田市営住宅を対象として指定管理者の選定が行われた。

当該指定管理者の募集にかかる吹田市営住宅の指定管理者の募集要項において、「確保すべきサービス水準」として住宅使用料等の収納率が定められ、サービス水準に満たなかった場合の対応や、より効果的な対応がなされた場合の対応が次のとおり示されている。

【確保すべきサービス水準の記載内容】

① 住宅使用料

【サービス水準】

サービス水準項目	確保すべき水準
住宅使用料(家賃+駐車場使用料) 収納率(現年度分)	99.0%
住宅使用料(家賃+駐車場使用料) 収納率(過年度分)	9.0%を目安とし、 年度協定にて決定

※過去5か年の住宅使用料(家賃+駐車場使用料) 収納率(現年度分)
令和2年度:99.93%、令和元年度:99.95%、平成30年度:99.49%、平成29年度:99.37%、平成28年度:97.23%

【サービス水準に満たなかった場合の対応】

上記の水準を満たしていないと判断したときは、指定管理料を減額する場合があります。

サービス水準項目	減額分の算出方法
住宅使用料 (家賃+駐車場使用料) 収納率	【現年度分】 住宅使用料調定額×(確保すべきサービス水準【99.0%】)-住宅使用料収納額 =指定管理料減額分
	【過年度分】 住宅使用料調定額×(確保すべきサービス水準【年度協定にて決定】)-住宅使用料収納額 =指定管理料減額分

【より効果的な対応がなされた場合の対応】

次に掲げる項目について、水準を達成した場合は、インセンティブ(指定管理料の増額)として報奨金を与えることとします。なお、インセンティブは1年間で1,000,000円を上限とします。

項目	水準(%)	報奨金額	判定日(※)
住宅使用料(家賃+駐車場使用料) (過年度分)	9.0%を目安とし、年度協定にて決定	水準を超えた額の1/2に相当する額	3月31日
退去者が滞納している 家賃・駐車場使用料及び共益費 【『仕様書』に記載する、第三者への業務の再委託はできません。】	分納に応じていない退去者が滞納している家賃・駐車場使用料及び共益費が納入されたとき	分納に応じていない退去者が納入した滞納額(家賃、駐車場使用料及び共益費)の収納額1/2に相当する額	

※ 指定管理期間最終年度において、次期指定管理者と交代する場合は、3月15日を判定日とします。

(出所:吹田市営住宅等指定管理者募集要項)

なお、指定管理者による管理運営は令和4年度以降であるため、今回の監査の対象とはしていない。

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【51】 桃山公園、【52】 江坂公園、【56】 江坂図書館

1.概要

施設名	桃山公園	所管部室課名	土木部公園みどり室
所在地	吹田市桃山台2丁目10番	設置年月日	昭和46年2月7日

1 施設の概要

(1)設置目的	都市における緑 とオープンスペースを整備、保全、活用することで良好な都市環境を形成し、もって公共の福祉の増進に資すること		
(2)規模、開館日等	【規模】 敷地面積 60,000 m ²		

2 指定管理者の概要

(1)指定管理者	グリーンホスピタルサプライ桃山公園
(2)指定期間	令和4年7月1日～令和24年3月31日
(3)選定方法	公募(プロポーザル方式)
(4)指定管理者が行う業務内容	(1) 公園の利用に関する業務 ア 利用の禁止又は制限に関する業務 イ 制限行為の許可に関する業務 ウ 制限行為の許可に係る使用料の徴収に関する業務 エ 監督処分に関する業務 オ 施設及び附属設備等の維持管理に関する業務 (2) その他の業務 ア 施設の館内外の日常清掃及び整理整頓 イ 文書等の收受 ウ 使用者及び見学者の秩序維持及び安全管理 エ 展示物の搬入・搬出の立会い及び展示物の管理 オ その他公園及び施設の管理に関し吹田市が必要と認めて指示した業務

施設名	①江坂公園 ②江坂図書館	所管部室課名	①土木部公園みどり室 ②地域教育部中央図書館(江坂図書館)
所在地	吹田市江坂町1丁目19番1号	設置年月日	①昭和44年2月7日 ②平成8年4月1日

1 施設の概要

(1)設置目的	①都市における緑 とオープンスペースを整備、保全、活用することで良好な都市環境を形成し、もって公共の福祉の増進に資するため ②図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供することにより、その教養、調査研究、レクリエーション、視聴覚教育等に資すること	
(2)規模、開館日等	【規模】 敷地面積 23,000㎡ 建築面積 385.38㎡ 延床面積 9,176.26㎡ 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、地下2階塔屋1階建の地下1階部分	江坂図書館 【休館日】 年末年始12月28日～1月4日 【開館時間】 午前10時～午後6時 木・金は午後8時まで(祝日は午後6時まで)

2 指定管理者の概要

(1)指定管理者	グリーンホスピタルサプライ江坂公園
(2)指定期間	令和4年7月1日～令和24年3月31日
(3)選定方法	公募(プロポーザル方式)
(4)指定管理者が行う業務内容	(1) 公園の利用に関する業務 ア 利用の禁止又は制限に関する業務 イ 制限行為の許可に関する業務 ウ 制限行為の許可に係る使用料の徴収に関する業務 エ 監督処分に関する業務 オ 施設及び附属設備等の維持管理に関する業務 (2) 図書館の利用に関する業務 ア 資料の貸出しに係る図書館窓口等の運営に関する業務 イ 施設及び附属設備等の維持管理に関する業務 (3) その他の業務 ア 施設の館内外の日常清掃及び整理整頓 イ 文書等の收受 ウ 使用者及び見学者の秩序維持及び安全管理 エ 展示物の搬入・搬出の立会い及び展示物の管理 オ その他公園及び施設の管理に関し吹田市が必要と認めて指示した業務

【概要補足等】(3 施設共通)

桃山公園、江坂公園、江坂図書館は、Park-PFI 制度を活用して、令和4年度より指定管理が開始された施設である。なお、Park-PFI とは、公園に民間施設を建設し、それにより得る収益の一部を公園施設の整備等に充当する制度である。吹田市における指定管理期間は原則5年間であるが、当施設の指定管理期間は、都市公園法の規定による Park-PFI の事業期間に合わせた20年とし、民間事業者の収益性等を考慮し、長期的な視点から公園の運営を行うこととされている。

また、公園の管理運営を見据えた再整備を行うことができ、公園管理者と各収益施設運営者の連携を図るため、PFI 実施事業者及び指定管理者を一括指定している。

2. 監査の結果及び意見

(1) 指定管理業務の事業範囲について

① 現状

桃山公園の指定管理者の選定時、現地説明会への参加団体は 8 者であった一方、実際に応募があった団体は 1 者のみであり、応募がなかった 7 者に対して選定不参加の理由等について市側は把握していないとのことであった。

江坂公園、江坂図書館の指定管理者の公募は 2 回実施されており、初回公募時の説明会への参加団体は 13 者、再公募時の説明会への参加団体は 5 者であった。結果は、1 回目の公募時には 1 者応募があったものの、当該者は要件不適合により失格となり、2 回目の公募時においても、実際に応募があった団体は 1 回目と同様 1 者のみであった。

そのうち、初回公募時の応募者、現地説明会参加者、質問・再質問提出者 13 者に対して選定不参加の理由等に関するヒアリングを実施していたが、再公募時に応募がなかった 4 者に対しては、選定不参加の理由等について市側は把握していないとのことであった。

② 参考意見

競争性担保の観点から事業内容等を再検討することが望まれる。

両施設ともに指定管理者の選定において実際の応募者数が 1 者であったという事実を踏まえると、不参加であった団体について、指定管理業務における事業範囲や事業期間等、当該事業の受託に関して、何らかの不安要素があったことが推測される。

当該不安要素を特定しないまま将来的に再度公募を実施した際に、同様に 1 者のみの応募となる可能性があり、競争性が担保できないという事態が生じうる。

複数者の提案内容を比較することでより良い提案内容を採択できることとなるため、次回公募時には複数参加者の応募が見込まれることが重要であると考え。そのため、今回不参加であった事業者に対し、不参加であった理由等をヒアリングすることで、不安要素を特定し、その解消方法を検討し、事業内容等を再度検討することが望ましい。

【53】吹田市花とみどりの情報センター

1.概要

施設名	吹田市花とみどりの情報センター	所管部室課名	土木部公園みどり室
所在地	吹田市津雲台1-2-1 (千里ニュータウンプラザ内)	設置年月日	平成24年(2012年)9月3日

1 施設の概要

(1)設置目的	花とみどりに関する情報の普及を図るとともに花とみどりにふれあう市民相互の交流の場を提供し、もって緑化意識の高揚に資することを目的とする。		
(2)規模、開館日等	【規模】 展示室 1室 講習室 1室	【開館日等】 開館時間: 10:00~18:00 休館日: 月曜日、祝日(祝日が月曜日と重なったときは、その翌日も休館)、12月29日~1月3日※みどりの日は開館	

2 指定管理者の概要

(1)指定管理者	株式会社日比谷アメニス					
(2)指定期間	令和3年4月1日~令和8年3月31日(5年間)					
(3)選定方法	公募					
(4)指定管理者が行う業務内容	ア 事業の実施に関する業務 イ 使用の許可に関する業務 ウ 使用料の徴収に関する業務 エ 施設及び付属設備等に関する維持管理業務 オ アからエのほか、市長が必要と認める業務					
(5)指定管理者の収支			令和2年度(※1)		令和3年度	
			計画	実施結果	計画	実施結果
	収入	委託料 (円)	33,336,111	33,336,111	25,564,000	25,564,000
	支出	管理経費 (円)	33,336,111	33,338,916	25,564,000	25,568,656
	収支差額 (円)		0	△ 2,805	0	△ 4,656

(※1 令和2年度は、江坂・千里の2施設の合計)

3 施設の利用状況

利用状況を示す指標	令和2年度		令和3年度		
	計画	実施結果	計画	実施結果	
1 利用者数(※2)	人	55,662	23,119	-	7,905
2 緑化相談件数	件	840	577	-	507
3 主催講座参加者数	人	960	109	-	706
4 施設稼働率	%	-	17.7	-	67.2

(※2 令和2年度の利用者数については、江坂・千里の2施設の合計)



(出所:吹田市ホームページ)

【概要補足等】

当施設は、令和2年度までは江坂、千里の2箇所で運営していたが、令和3年度より施設の統合を行い、千里での1箇所のみの運営となっている。また、指定管理者の主な業務は、①市民等による都市公園等の活用の促進、②公園樹木・街路樹の良好な維持管理のための市民協働の推進、③地域での花とみどりのまちづくり活動の活性化、④花とみどりに係る活動の支援の4点である。

2.監査の結果及び意見

(1)第4 監査の結果及び意見(共通事項)参照

各施設の状況に応じて計画値を設定し、指定管理者と共有したうえで、事業計画書、事業報告書で計画値に対する取組内容、実施結果の記載を求め、その結果について評価を行うべきである。(意見)

(2)講習室の利用状況について

①現状

当施設では、事業実施の一環として、ボランティアによる市民講習会を実施している。市民講習会については本施設の設置目的に合致したものであり、事前に内容については指定管理者が確認している。各講習会の実施内容、実施時期及び参加可能人数等を事前に、「はなみど」公式HPにて公開しているが、参加者数が限られた講座や、参加者に偏りが生じている講座が存在している。

また、市民講習会事業は指定管理事業と位置付けられているため、講習会の開催に伴う、会議室の使用料は発生しない。

【開催されている講習会(例)】

講座	時間・定員
講座 A	【時間】13:00～16:00【定員】1名

講座 B	【時間】13:30～16:00【定員】3名
講座 C	【時間】10:00～16:00【定員】3名
講座 D	【時間】10:30～12:00/13:00～14:30【定員】4名

②意見

より多くの市民等が参加できるような講習会の内容とすべきである。

各講習会については、ホームページを利用した事前告知等、広く市民への情報発信を行っていることは事実であるが、参加者数が少ない講座や、参加者に偏りが見られる講座が存在しているため、実態として一部の参加者のみが施設利用の便益を享受している状況となっていることは否めない。

そもそも、講座参加可能人数が少ない講座における参加可能人数の増枠や、参加者に偏りが生じている講座についてはその内容の見直しを行う等、より広く市民が参加しやすい形態での講座開催方法の検討を行うことが望ましいと考える。

【58】吹田市自然体験交流センター

1.概要

施設名	吹田市自然体験交流センター	所管部室課名	地域教育部青少年室
所在地	吹田市藤白台5丁目20-1	設置年月日	昭和36年(1961年)12月14日

1 施設の概要

(1)設置目的	集団での生活を通じて自然と共生し、あらゆる生物のいのちの尊さを体感する場を提供するとともに、市民に自然を生かした生涯学習及び交流の場を提供し、青少年の社会性及び豊かな人間性を育むこと。
(2)規模、開館日等	【規模】 敷地面積 48,933㎡ 総建築面積 2,293㎡ 【開館日】 休館日 12月29日から翌年1月3日まで 開館時間 午前9時から午後5時30分まで(宿泊団体があるときは常時開館)

2 指定管理者の概要

(1)指定管理者	一般財団法人大阪市青少年活動協会					
(2)指定期間	平成29年(2017年)4月1日～令和4年(2022年)3月31日 5年間					
(3)選定方法	公募(プロポーザル方式)					
(4)指定管理者が行う業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・センターの施設の使用の許可及び制限に関する業務 ・センターの施設の使用料徴収に関する業務 ・センターの施設及び附属設備等の維持管理に関する業務 ・施設の食堂運営 ・主催・共催等の各事業の実施、支援 ・施設キャンプカウンセラー養成に関する業務 ・施設利用者への利便性向上に関する業務 					
(5)指定管理者の収支		令和2年度		令和3年度		
		計画	実施結果	計画	実施結果	
	収入	指定管理料及び 主催事業収入 (円)	86,764,000	81,663,732	86,670,000	84,314,050
		自主事業収入 (円)	4,892,000	1,352,899	5,120,000	1,418,720
		その他 (円)	12,756,000	2,967,661	13,144,000	3,339,408
	支出	管理経費 (円)	88,016,000	74,409,368	88,031,000	76,055,115
		自主事業 (円)	3,437,000	910,197	3,597,000	966,649
その他 (円)		17,447,000	8,618,796	17,794,000	9,106,503	
収支差額 (円)	△ 4,488,000	2,045,931	△ 4,488,000	2,943,911		

3 施設の利用状況

利用状況を示す指標		令和2年度		令和3年度	
		計画	実施結果	計画	実施結果
1	施設利用者数	47,000	11,688	17,000	15,862
2	施設の利用件数		404		543
3	施設の利用率		71.5%		87.7%



(監査人撮影)

【概要補足等】

当施設は、青少年の社会性及び豊かな人間性を育むことを目的に設置され、日帰りまたは宿泊でレクリエーションや研修を実施することのできる宿泊研修施設である。

【施設利用者数とコストの分析】

施設利用者 1 人当たりの管理経費の額は以下のとおりである。

	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
施設利用者数(人)	46,500	45,510	47,000	11,688	17,000	15,862
管理経費(千円)	87,627	83,627	88,016	74,409	88,031	76,055
利用者1人当たりコスト(円)	1,884	1,838	1,873	6,366	5,178	4,795

※令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のための施設の休館等により施設利用者数が減少したため、利用者1人当たりコストの実績額が増加している。臨時休館期間は、令和2年度は4月1日～5月31日までの計61日間、令和3年度は4月25日～6月20日までの計57日間である。

※管理経費には主催事業に係る支出額を含む。

2. 監査の結果及び意見

(1) 第4 監査の結果及び意見(共通事項)参照

自主事業に関する計画・実績報告において、その内容を適切に把握すべきである。
(意見)

適切に各事業の位置付けを行い、各事業の区分に即した事業報告を行うべきである。
(意見)

「総合評価シート」における記載内容について見直しが必要である。(意見)

各施設の状況に応じて計画値を設定し、指定管理者と共有したうえで、事業計画書、事業報告書で計画値に対する取組内容、実施結果の記載を求め、その結果について評価を行うべきである。(意見)

施設の目的や特性を踏まえた計画値の設定を行い、より実態に即した評価を行うことが必要である。(意見)

(2) 指定管理料の積算について

①現状

指定管理者の自主事業は、薪や木炭等の燃料、エアコン使用、クラフト材料、アメニティ品及び補食等の物販を行っている。

また、令和元年度から令和3年度の収支計画及び収支結果は以下のとおりである。その他(食堂)区分は、上述のとおり給食運営事業に係る収支である。

【収支計画における収支差額】

(単位:円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指定管理事業	△1,578,000	△1,252,000	△1,361,000
自主事業	1,398,000	1,455,000	1,523,000
その他(食堂)	△4,724,000	△4,691,000	△4,650,000

【収支報告における収支差額】

(単位:円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指定管理事業	1,453,658	7,254,364	8,258,935
自主事業	1,772,250	442,702	452,071
その他(食堂)	△4,933,638	△5,651,135	△5,767,095

※指定管理事業には主催事業にかかる収支が含まれている。

②意見

各事業別の収支状況を分析し、指定管理料の積算に反映すべきである。

令和元年度から令和3年度までのいずれの年度においても、収支計画における指定管理事業及び食堂運営事業の収支差額は赤字となっている。また、全体の収支差額についても赤字であり、この赤字は指定管理者が負担する計画となっている。

一方で、実績値は指定管理事業及び自主事業が黒字、食堂運営事業が赤字となっている。特に指定管理事業の収支差額について、令和3年度においては計画と比較して9,619,935円増加している。

そのため、各事業別の収支差額を把握し、計画の算定が適正になされているか、計画値と実績値の乖離は合理的な理由によるものであるか、事業に係る経費のうち市が負担すべきものはないか等を分析した上で、指定管理料の積算に反映すべきである。

(3) 指定管理料返還の検討について

①現状

指定管理事業に係る計画、実績及びその差額は以下のとおりである。令和2年度及び令和3年度は市の指示により、新型コロナウイルス感染拡大防止のための一時臨時休館を行っている。

このうち、令和2年度は「予定どおり開館できなかったために生じた余剰金」と「感染防止対策のために新たに必要となった経費」を相殺し、指定管理料の一部の返還を受けているが、令和3年度は精算を行っていない。

【指定管理事業の計画と実績】

(単位:千円)

	令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	計画	実績	差額 (実績-計画)	計画	実績	差額 (実績-計画)	計画	実績	差額 (実績-計画)
指定管理料	83,299	83,299	0	83,989	81,496	△ 2,493	83,895	83,895	0
管理経費	84,877	81,845	△ 3,032	85,241	74,241	△ 11,000	85,256	75,636	△ 9,620
収支差額	△ 1,578	1,454	3,032	△ 1,252	7,254	8,506	△ 1,361	8,259	9,620

※指定管理料及び管理経費は、それぞれ主催事業収入及び主催事業受益者負担支出を含めていない。

※令和2年度の指定管理料にかかる計画と実績の差額は、指定管理料の一部返還額である。

※令和3年度の管理経費にかかる計画と実績の差額は、光熱水費等が計画よりも減少したことが主な内容となっている。

②意見

指定管理料の精算の要否に係る検討記録を残すべきである。

前述のとおり、当施設は令和2年度及び令和3年度において臨時休館期間を設けており、所管室課では市の方針に従い基本協定書のリスク分担の不可抗力の規定に基づいて指定管理者と協議し、指定管理料の精算に伴う返還の要否を検討したとのことである。しかし、当該検討内容の記録について、令和2年度は作成されていたが、令和3年度は作成の事実を確認できなかった。

仮に管理経費の減少がコロナ禍での臨時休館等により経費が発生しなかったことによるものであれば、コロナ禍により新たに必要となった経費等を考慮した上で、指定管理料の精算による返還の必要がないかどうかを具体的な決算数値も含めて検討すべきである。また、検討の結果、精算による返還の必要がないとする場合でも、基本協定書のリスク分担の不可抗力の規定に基づいて協議したことを示す検討記録を残すべきである。

【59】子育て青少年拠点夢つながり未来館 青少年活動サポートプラザ

1.概要

施設名	吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館 青少年活動サポートプラザ	所管部署課名	地域教育部 青少年室
所在地	吹田市山田西4丁目2番43号	設置年月日	平成23年(2011年)3月26日

1 施設の概要

(1)設置目的	青少年又は青少年団体が安心して学び、活動し、交流できる場を提供するとともに、その成長又は発展に応じた支援を行うことを目指す
(2)規模、開館日等	地上7階 地下2階建て鉄筋コンクリート造 敷地面積 2,348.32㎡ 建築面積 1,319.50㎡ 延床面積 7,585.48㎡ 休館日 12月29日から翌年1月3日 開館時間 月曜日から土曜日 午前10時から午後10時まで 日曜日及び祝日 午前10時から午後6時まで

2 指定管理者の概要

(1)指定管理者	一般財団法人大阪市青少年活動協会・東京海上日動ファシリティーズ株式会社共同事業体					
(2)指定期間	平成29年(2017年)4月1日 ~ 令和4年(2022年)3月31日 (5年間)					
(3)選定方法	公募(プロポーザル方式)					
(4)指定管理者が行う業務内容	青少年活動サポートプラザの施設の使用許可及び制限に関する業務 施設の使用に関する業務 施設の使用料の徴収に関する業務 施設及び附属設備の維持管理に関する業務					
(5)指定管理者の収支		令和2年度		令和3年度		
		計画	実施結果	計画	実施結果	
	収入	指定管理料又は利用料金 (円)	60,036,000	60,036,000	60,036,000	60,036,000
		自主事業収入 (円)	33,000	14,440	33,000	17,170
		その他 (円)				
	支出	管理経費 (円)	60,069,000	59,868,797	60,069,000	60,012,145
		自主事業 (円)				
その他 (円)						
収支差額 (円)	0	181,643	0	41,025		

3 施設の利用状況

利用状況を示す指標	令和2年度		令和3年度	
	計画	実施結果	計画	実施結果
1 施設利用者数(人)		63,452		69,006
2 施設の利用件数(件)		7,524		9,049
3 施設の利用率(%)		48.6		61.0



(出所:吹田市ホームページ)

【概要補足等】

当施設は、青少年が仲間や知識・情報と出会うことによって、豊かな人間性を育み、生きる力や創造性を育成するための青少年支援拠点としての役割を果たすため、学習室や学習エリア、その他の貸室の提供やイベントの実施等の取組を行っている。

【施設利用者数とコストの分析】

施設利用者 1 人当たりの管理経費の額は以下のとおりである。

	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
施設利用者数(人)	-	148,733	-	63,452	-	69,006
管理経費(千円)	59,523	59,866	60,069	59,869	60,069	60,012
利用者1人当たりコスト(円)	-	403	-	944	-	870

※令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のための施設の休館等により施設利用者数が減少したため、利用者1人当たりコストの実績額が増加している。臨時休館期間は、令和2年度は4月1日～5月31日までの計61日間、令和3年度は4月25日～6月20日までの計57日間である。

2. 監査の結果及び意見

(1) 第4 監査の結果及び意見(共通事項)参照

自主事業に関する計画・実績報告において、その内容を適切に把握すべきである。
(意見)

各施設の状況に応じて計画値を設定し、指定管理者と共有したうえで、事業計画書、事業報告書で計画値に対する取組内容、実施結果の記載を求め、その結果について評価を行うべきである。(意見)

【60】自然の家

1.概要

施設名	吹田市立自然の家	所管部室課名	地域教育部 青少年室
所在地	滋賀県高島市今津町南生見9番	設置年月日	昭和55年(1980年)5月5日

1 施設の概要

(1)設置目的	豊かな自然環境を生かし、青少年の自然体験学習をはじめとする市民の生涯学習のための施設として、及び市民が日常から離れて余暇を過ごす場として、青少年の健やかな成長に資するとともに、全ての世代の心身の健康の増進に寄与する。
(2)規模、開館日等	【規模】 敷地面積 41,782㎡ 【建物】 鉄筋コンクリート造2階建(一部地階) 延面積 2,744.30㎡ 【開館日】 休館日 12月29日から翌年の1月3日までの日 開館時間 午前9時から午後5時30分まで(宿泊団体があるときは常時開館)

2 指定管理者の概要

(1)指定管理者	一般財団法人大阪市青少年活動協会					
(2)指定期間	令和2年(2020年)4月1日 ~ 令和7年(2025年)3月31日 (5年間)					
(3)選定方法	公募(プロポーザル方式)					
(4)指定管理者が行う業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・自然の家の施設の使用の許可及び制限に関する業務 ・自然の家の施設の使用料徴収に関する業務 ・自然の家の施設及び附属設備等の維持管理に関する業務 ・施設の食堂運営 ・主催・共催等の各事業の実施、支援 ・自主事業(物販含む)の企画、実施 ・施設ボランティアスタッフ養成に関する業務 ・施設利用者への利便性向上に関する業務 					
(5)指定管理者の収支		令和2年度		令和3年度		
		計画	実施結果	計画	実施結果	
	収入	指定管理料及び 主権事業収入 (円)	69,139,000	64,984,906	67,777,000	68,154,400
		自主事業収入 (円)	1,835,000	414,045	1,903,000	1,127,336
		その他 (円)	11,575,000	2,492,660	11,469,000	5,963,220
	支出	管理経費 (円)	69,139,000	60,806,347	67,777,000	64,079,415
		自主事業 (円)	1,731,000	667,750	1,498,000	572,180
その他 (円)		11,679,000	3,491,952	11,874,000	6,650,642	
	収支差額 (円)	-	2,925,562	-	3,942,719	

3 施設の利用状況

利用状況を示す指標	令和2年度		令和3年度	
	計画	実施結果	計画	実施結果
1 施設利用者数(延人数)	20,000	4,510	18,600	10,394
2 施設の利用件数(案件数)		223		504
3 施設の利用率(%)		36.2		51.9

【概要補足等】

当施設は、当初子どもが自然に触れる機会を提供する目的で、「吹田市立少年自然の家」として開設された。その後、令和2年度に指定管理者制度を導入するとともに、施設名称を「吹田市立自然の家」に変更し、幼児から高齢者までが環境学習や自然学習を体験できる生涯施設となっている。

【施設利用者数とコストの分析】

施設利用者1人当たりの管理経費の額は以下のとおりである。

	令和2年度		令和3年度	
	計画	実績	計画	実績
施設利用者数(人)	20,000	4,510	18,600	10,394
管理経費(千円)	69,139	60,806	67,777	64,079
利用者1人当たりコスト(円)	3,457	13,483	3,644	6,165

※令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のための施設の休館により施設利用者数が減少したため、利用者1人当たりコストの実績額が増加している。臨時休館期間は、令和2年度は4月1日～5月31日までの計61日間、令和3年度は8月27日～9月30日までの計35日間である。

※管理経費には主催事業に係る支出額を含む。

2. 監査の結果及び意見

(1) 第4 監査の結果及び意見(共通事項)参照

自主事業に関する計画・実績報告において、その内容を適切に把握すべきである。 (意見)
適切に各事業の位置付けを行い、各事業の区分に即した事業報告を行うべきである。 (意見)
「総合評価シート」における記載内容について見直しが必要である。(意見)
各施設の状況に応じて計画値を設定し、指定管理者と共有したうえで、事業計画書、事業報告書で計画値に対する取組内容、実施結果の記載を求め、その結果について評価を行うべきである。(意見)
施設の目的や特性を踏まえた計画値の設定を行い、より実態に即した評価を行うことが必要である。(意見)

(2) 食堂運営事業の在り方について

①現状

令和2年度及び令和3年度の収支計画及び収支結果は以下のとおりである。その他(食堂)区分は、給食運営事業に係る収支であるが、計画及び実績のいずれも赤字となっている。

【収支計画における収支差額】 (単位:円)

	令和2年度	令和3年度
指定管理事業	0	0
自主事業	104,000	405,000
その他(食堂)	△104,000	△405,000

【収支報告における収支差額】 (単位:円)

	令和2年度	令和3年度
指定管理事業	4,178,559	4,074,985
自主事業	△253,705	555,156
その他(食堂)	△999,292	△687,422

※指定管理事業には主催事業にかかる収支が含まれている。

その上で、「吹田市立自然の家指定管理者募集要項」(以下「募集要項」という。)において、食堂事業は以下のとおり、指定管理者が行う業務として記載されている。

3 業務の範囲及び内容

(4)業務の内容

…(省略)…

なお、指定管理者が行う業務は次のとおりとします。

- ア 自然の家の施設の使用の許可及び制限に関する業務
 - イ 自然の家の施設の使用料徴収に関する業務
 - ウ 自然の家の施設及び附属設備等の維持管理に関する業務
 - エ 施設の食堂運営
 - オ 主催・共催等の各事業の実施、支援
 - カ 自主事業(物販含む)の企画、実施
- …(省略)…

また、「吹田市立自然の家 指定管理者 管理運営基準」において、食堂事業は以下のとおり、自主事業には当たらないが、利用者サービスに関する業務として実施しなければならない業務に含まれている。

第3 利用者サービスの実施に関する業務基準

指定管理者は、利用者サービス向上のため次の業務を実施する。

…(省略)…

2 利用者サービスに関する業務

…(省略)…

(4)施設の食堂 運営

…(省略)…

食堂運営に係る経費(人件費、材料費等)は指定管理者の負担で、独立採算制とし、食事料金については指定管理者の収入とする。

②意見

食堂運営事業の在り方について、見直しを検討すべきである。

食堂運営事業は収支計画及び収支結果のいずれにおいても赤字となっている。食堂運営事業は独立採算制をとっているが、食堂運営事業のみでは採算が合わない状況である。

市は食堂運営事業を実施しなければならない業務と位置付けており、満足度を向上できるような創意工夫を求めているが、赤字が続く中、継続的に質等を向上させることは難しいことが考えられる。一方で適正な食品衛生が保たれる必要があること等から、経費の削減についても一定の限界があるものと考えられる。

これらの状況を踏まえ、食堂運営事業に係る経費負担を含め、事業の在り方について見直しを検討すべきである。

(3) 事業計画書における主催事業の報告について

①現状

指定管理者は「主催事業」として、自然観察会、ファミリーキャンプ、食育講座等を実施している。なお「主催事業」とは指定管理料を財源に実施するイベント系事業をいう。

②意見

事業計画書における主催事業の報告を適切に行うよう指導すべきである。

指定管理者は、事業計画書において主催事業の内容を報告しているが、収支計画書において主催事業収入の計画値は明示されていない。一方で、事業報告書の収支報告では、その他の収入の内訳として主催事業収入が計上されている。

指定管理者が主催事業において参加者から料金を徴収する場合、収支計画書において計画値を示すべきである。

第6 結びにかえて

私は、吹田市が中核市に移行して最初の包括外部監査人を3年間務めさせていただいた。かつて近隣市に住んでいたことから、吹田市民ではなかったものの、幼少期には頻度高く、吹田市の公共施設や公園、道路などを利用していたことを鮮明に記憶しており、微力ながら、このような形で吹田市に恩返しさせていただく機会を頂戴したことは、個人的にとっても光栄であるとともに、包括外部監査にご協力いただいた関係各位に深く感謝申し上げたい。

地方自治法に基づく包括外部監査制度については、平成9年の地方自治法の一部改正により平成11年度から導入されたものであり、私自身は、平成12年度から本年度に至るまで継続して、近畿地方の地方公共団体において、包括外部監査人又はその補助者として従事してきた。その中で常に意識してきたことは、監査人が有する専門性を十分に発揮できる監査テーマを選定する点と、監査の実施過程において職員の皆さまと十分にコミュニケーションを図る点である。

前者は言わずもがなであるが、後者は私が最も重視している点である。監査報告書に取りまとめる内容は、その読者である、あらゆる関係者を想定することとなるため、エッセンスにとどめざるを得ない。一方で、公認会計士としての専門性、全国各地の地方公共団体における幅広いコンサルティング業務で培ってきた課題解決力を持った監査人との会話によって得られる気付きは、僭越ながら、職員の皆さまの糧になるものと思っている。

このような観点で、改めて3年間を振り返ってみたい。

<令和2年度>

テーマ:下水道事業に関する財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について

下水道事業は、一定の公費負担のもと、使用者が負担する下水道使用料を財源に独立採算を図りながら経営する必要がある、公共性と企業性の両面を意識しなければならない事業であり、個人的には地方公共団体の「縮図」であると感じていたため、1年目のテーマとして選ばせていただいた。また監査人は、総務省に設置された「人口減少社会等における持続可能な公営企業制度のあり方に関する研究会」や「下水道財政のあり方に関する研究会」の委員も拝命しており、国における施策や最新の検討状況も踏まえた監査を実施することを心掛けた。

<令和3年度>

テーマ:補助金等に係る財務に関する事務の執行について

令和2年度は下水道部という特定の部署が所管する事業に焦点を当てて監査を実施したため、令和3年度は全庁横断的に視野を広げ、一般的に縦割りで対応しがちと言われる地方公共団体に横串を刺して監査できるテーマとして、補助金等をテーマに選ばせていただい

た。補助金等は、吹田市内部のみで完結するものではなく、補助先の事業者や団体、あるいは市民など、必要に応じて幅広い関係者の理解や協力、合意形成を図りながら政策目的の実現を目指すものであるため、全庁横断で取り組む事業の「縮図」でもあると感じており、一度スタートすると容易に廃止することができない性質のものであると言われていたため、客観性・公平性の視点を常に持ちながら監査に臨ませていただいた。

<令和4年度>

テーマ:指定管理者制度の運用に関する事務の執行について

指定管理者制度は、平成15年の地方自治法の一部改正により導入され、公の施設の管理運営について、市直営もしくは市の出資団体に限られていたところから、民間事業者や市民団体など、他の主体が担えるようになったものである。こちらも、令和3年度に続き全庁横断的なテーマであるが、制度導入施設においては、複数年度に亘り民間事業者等に管理運営を委ねることとなるため、事業者の選定とその後のモニタリングが重要になってくる。また、民間事業者等との協定書に必ずしも明記されていないであろう、コロナ禍での休館や追加対応、燃料費価格の高騰など、当初は想定していない事態が生じた場合の協定書の変更可否等について、民間事業者や出資団体における会計監査、指定管理者選定委員会の委員としての経験なども踏まえて検討を加えたところである。

最後に、この3年間を通じての所感を述べたい。

まず、全般的な仕組みの構築、組織体制の整備等については、一定の水準を上回る状況にあり、中核市としての「格」を感じたところである。一方で、その運用面については、各年度の監査報告書において、結果や意見、参考意見としてそれぞれ記載した通り、課題感の残るものであった。

吹田市は、全国でも数少ない人口増加自治体であり、かつ若年層の人口割合も高いといった特徴がある。これらの背景として、転入という社会増があるため、新たに市民となられた方々を含む行政への期待は、今後ますます高まるものと思われる。そこで、それに応えられる市役所となるべく、今回の包括外部監査結果を1つの外部からのエールとして受け取っていただき、これからの吹田市の健全な発展につなげていただければ、監査人としてこの上ない喜びである。

以上